

1-(1) 住民同意等の有無		その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
選択肢		
1北海道	1	関係市町村との公害防止協定の締結も求めている。
2青森県	1	最終処分場に限る
3岩手県	2	0
4宮城県	2	
5秋田県	1	0
6山形県	4	最終処分場については、排出者自ら設置、処理業者設置ともに住民同意及び住民説明とも必要。 中間処理施設については、排出者自ら設置の場合は住民同意及び住民説明とも不要、処理業者設置の場合は住民同意は必要だが住民説明は不要。
7福島県	3	0
8茨城県	3	0
9栃木県	3	
10群馬県	3	0
11埼玉県	3	
12千葉県	3	(注記)環境保全協定、関係地域住民説明会
13東京都	0	
14神奈川県	4	産業廃棄物最終処分場 住民説明会の開催 産業廃棄物処理業に係る処理施設(最終処分場を除く) 住民説明会及び周知の一環としての隣接地主等の同意
15新潟県	3	0
16富山県	2	要綱で政令第7条の2施設について関係地域住民に対し生活環境影響調査書の内容の説明会を開催することができるとしている。
17石川県	3	0
18福井県	3	0
19山梨県	3	
20長野県	1	0
21岐阜県	1	ただし自社処分中間処理施設、再生活用施設等を除く。
22静岡県	4	隣接する土地所有者の承諾及び住民説明会を求めている。
23愛知県	2	許可対象の最終処分場、焼却施設、PCB処理施設以外の施設(規模未滿、業に使用するその他施設)は、隣接地主の承諾のみを求めている。
24三重県	3	
25滋賀県	2	
26京都府	1	
27大阪府	3	0
28兵庫県	2	0
29奈良県	1	0
30和歌山県	0	0
31鳥取県	2	
32島根県	2	設置許可申請時ではなく、県指導要綱に基づく事前協議の段階で求めている。
33岡山県	1	0
34広島県	2	0
35山口県	3	0
36徳島県	2	ただし、住民説明会を開催により理解を得ることを設置許可の条件とはしていない。
37香川県	0	0
38愛媛県	1	0
39高知県	3	0
40福岡県	3	
41佐賀県	4	同意を得ることを求めてきたが、現在、検討中である。
42長崎県	2	0
43熊本県	2	0
44大分県	3	0
45宮崎県	3	該当なし
46鹿児島県	2	地元自治体から生活環境保全上の見地からの意見を聴取。地元自治体のほか、地元自治体との協議を指導。また、地元から環境保全協定の締結を求められた場合は、誠意をもって対応するよう指導。
47沖縄県	0	
50旭川市	4	住民同意を求めている。特に必要と認めた場合には、住民説明会の開催も求める。
51札幌市	1	
52函館市	3	0
53小樽市	1	必要に応じ、当該施設の所在地周辺の町内会等と公害防止協定等の締結も求める。

1-(1) 住民同意等の有無		
選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入	
54	仙台市	4 1. 保管積替施設及び中間処理施設にあっては、敷地に隣接するすべての土地所有者及び居住者（同一世帯を構成する場合は、その世帯主。以下同じ。）から同意を求めている。 2. 最終処分場にあつては、敷地に隣接するすべての土地所有者及び居住者並びに敷地境界から500メートル以内の居住者の4分の3以上の者から同意を求めている。 3. 最終処分場、焼却施設については、同意要件の範囲以外の地域住民等にも配慮し、設置予定者は、市長の指示に基づき、当該地域住民等に設置計画の説明会を実施することとしている。
55	千葉市	3
56	横浜市	1 本市が影響があると認める範囲の住民等から可能な限り承諾を得よう指導しているが、状況によっては地元説明を充分に実施したことをもって事前協議を承認している。
57	川崎市	2 法第15条に規定する施設の設置をしようとする場合は、住民同意等は不要。ただし、産業廃棄物処理業を行おうとする場合は、事業の継続性から住民説明を求めている。なお、工業専用地域は住民説明を不要としています。
58	横須賀市	2
59	新潟市	2
60	金沢市	3
61	岐阜市	1 当市においては、処理業を前提とした処理施設を設置しようとする場合は、要綱により事前協議及び住民同意を求めている。
62	静岡市	1
63	浜松市	3 事業者がその事業活動で生じた産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物の処理施設のうち、当該産業廃棄物を生ずる工場又は事業場の敷地内に設置する産業廃棄物処理施設の場合は除く。
64	名古屋市長	4 住民同意は排出事業者設置の場合は不要。 住民説明は焼却施設、PCB処理施設、最終処分場、処理業者が設置する焼却灰・ばいじんの溶融施設に限定。 (注) 処分業及び収集運搬業(保管積替えを含む)許可取得時に同意書を求めている(いずれも、主たる施設の変更許可及び変更届の場合を含む) 以下、同じ。
65	京都市	1
66	大阪市	2
67	堺市	1
68	東大阪市	1
69	神戸市	3
70	姫路市	1 処分業で行う場合住民同意を求めている。
71	尼崎市	4 住民同意又は住民説明のいずれかを求めている。
72	和歌山市	3
73	広島市	2
74	呉市	0
75	下関市	4 住民への説明又は同意を求めている
76	北九州市	2
77	福岡市	3
78	大牟田市	2
79	長崎市	2
80	佐世保市	3
81	熊本市	3
82	鹿児島市長	4 水源上流や、周囲に住宅店舗等がある場合に住民同意を求めているが、住民説明会は生活環境の保全上、市長が必要と認めるときに開催を求めている。
83	岡山市	1
84	宇都宮市長	3 関係地域を含む自治会での住民説明会の開催及び環境保全協定の締結
85	富山市	2
86	秋田市	1
87	郡山市	3
88	大分市長	1 住民同意(本市では協定の締結)については、関係者との間で協議の上、協定を締結するよう努めるものとするように指導している。
89	松山市	1
90	豊田市	2
91	福山市	2
92	高知市	1
93	宮崎市	3
94	いわき市長	3
95	長野市長	1 同意書に加え、同意を得た経過を記した書類の提出を求めている。
96	豊橋市長	3
97	高松市長	0
98	相模原市長	3
99	西宮市長	2
100	倉敷市長	1

1-(2) 住民同意等の経緯		
開始した時	事情、背景等について記入	
1北海道	198812	道内の主要都市から排出される産業廃棄物が周辺の市町村で処理されることについて、周辺市町村の住民等が反対運動を展開する等の問題に発展することが顕著化したため、設置者と地元住民等との相互理解、紛争抑制を狙い開始することとした。
2青森県	19970601	円滑に最終処分場を設置・運営するためには、関係住民の十分な理解を得ることが必要であるため。
3岩手県	198704	施設の設置計画に関し、施設設置予定者による十分な事前説明と住民による理解が重要であるとの判断から、施設設置に係る事前協議書の提出前に住民説明を求めるとした。
4宮城県	19904	紛争が発生したことにより、未然防止を図る必要性が生じたため。
5秋田県	19890401	施設設置届出及び施設設置を伴う処理業許可申請について、届出及び申請があった時点から審査・指導を開始した場合、事務の遅延等が懸念されたため、「要領」により事前協議を義務付けし、周辺住民の同意を得ることを明確にした。 (従前から、住民同意は求めていた。)
6山形県	1990	開始年の数年前から、地元住民とのトラブルが原因で処理施設設置計画が暗礁に乗り上げるケースがでてきた。地元住民の理解を得て安定した操業が継続されること、処理施設建設に多額の投資が行われた後に計画中止に追い込まれることを防止することなどが主な目的。
7福島県	199004	設置事業者と周辺住民等との間で十分な合意形成が図られず、種々のトラブルが散見されたため。
8茨城県	198210	産業廃棄物処理施設等の設置に係る事業計画書等の取り扱い要領の制定(当初最終処分場の設置に伴う申請届出提出前に事業計画者に事前協議を義務付けし「地元住民等の調整状況調書」により市町村長指導による地元住民の同意取得の状況等を事業者から文書徴収を行った。その後、中間処理施設まで範囲を広げた。当時の調整状況は説明会の開催と方法、地元住民の同意取得「距離等規定なし」、隣接地主の同意取得の確認を行った。)
9栃木県	19784	地域住民及び地権者と処理業者等の間において、事業活動に伴って生じる環境保全上のことで紛争が起きる場合が予想されるため。
10群馬県	19811216	・廃棄物処理施設の設置に関して
11埼玉県	19970327	これ以前にも事業地の隣接地権者の同意を取得させていたが、焼却施設におけるダイオキシン問題などの顕在化により、住民との紛争予防の観点から、周辺住民及び地元自治会の同意の取得を求めるとした。
12千葉県	198604	地域住民との円滑な合意形成のため。
13東京都	0	
14神奈川県	198404	地域住民の理解を得ながら、円滑な施設設置を進めるため。
15新潟県	19910801	設置の前後に住民運動等があり、周辺住民等のトラブルを減らすため。
16富山県	199504	地域住民の間に生活環境への影響に対する懸念がみられることから規定を設けた。
17石川県	199402	周辺住民の合意形成
18福井県	199610	時期ははっきりしないが、地域住民の理解を得るため、過去から地元同意を求めていた。平成4年の敦賀市民間最終処分場増設問題をきっかけに、県民の信頼が得られる最終処分場のあり方を検討するため、平成5年に「廃棄物最終処分場・安全監視管理委員会」を設置し、その報告をもとに地元説明会の義務付けなど手続きを明確化した指導要綱を告示した。
19山梨県	198307	産業廃棄物処理施設の設置については、地域住民の生活環境に係わりをもつ事業であり、紛争を事前に回避し、市町村や地域住民の理解なくしては事業の実現が不可能であることから、事前協議の手続きを定め、事業者に対し事前に事業計画を提出させ、環境保全上必要な指導や事業の計画段階から地元や関係市町村への説明会の開催、合意形成について指導をしてきた。
20長野県	197705	昭和52年から、許可に係る事前審査を制度化し、地元住民の同意取得を指導することにより、事業者が申請前の構想段階から住民に計画を明らかにし、誠意をもった働きかけを促すことで住民不安の解消を図り、円滑な施設設置、施設運営が行われることを目的とした。
21岐阜県	19900401	産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者に対する不信感は根強く、地域住民との信頼関係を確立して業務を遂行することが必要であることから、地域に調和する処理施設の設置を求めて同意を要件としている。
22静岡県	199812	0
23愛知県	199104	最終処分場については、設置による隣接地への影響等に関するトラブルが多いことから、平成3年に策定した愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱により、境界から4m以内の隣地地主の承諾取得を指導している。
24三重県	1988	産業廃棄物処理業者が、設置場所周辺地域住民に十分な説明がないまま、土地取引を先行させ、事業計画を推進するあまり、地域住民、関係市町村等から設置反対運動が惹起し、大きな社会問題となっていた。
25滋賀県	1977.6	1977年から同意、1998年6月から説明会
26京都府	1971	住民との合意形成を図るため。
27大阪府	199510	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため

1-(2) 住民同意等の経緯		
開始した時	事情、背景等について記入	
28兵庫県	198909	産業廃棄物処理施設がいわゆる迷惑施設であり、設置に伴う生活環境保全上の不安等もあることから、当時、事業者と地域住民との間で紛争が多発しており、いったん紛争が生じるとその解決は極めて困難であり、解決に至るまで相当長期間を要するものも生じていたため、産業廃棄物処理施設の設置についての合意形成のための手法の確立が強く望まれていた。
29奈良県	198004	産業廃棄物処理施設等は、地域環境に著しく影響を与える場合があることから、その影響を直接受ける地域住民・市町村長に対して、計画の内容を十分に知らしめ、地元との信頼関係を築き、理解を得るよう最大限の努力をする必要がある。事業者と地元との協議により、地域の実情に応じた適正な事業計画を樹立でき、違反行為や地域紛争の予防等にも効果がある。
30和歌山県	0	0
31鳥取県	199204	産業廃棄物最終処分場設置に関し、事業者と地域住民との紛争が多発したこと。 産業廃棄物処理施設で維持管理不適切な事例による紛争が発生したこと。
32島根県	199304	産業廃棄物処理施設は、これがいわゆる「迷惑施設」であることから、設置しようとする者と付近住民との間でトラブルが発生する場合がある。この原因の一つとして、住民に対する正確な情報の不足があげられることから、設置予定者、住民及び行政が情報を共有し、地域の生活環境を保全するための策を講じる必要があるた
33岡山県	19890401	産業廃棄物処理施設の設置を円滑に進めるためには、地元を受け入れられることが重要であり、また、地域の実情に応じた施設の設置、管理がなされると判断したた
34広島県	19933	産業廃棄物処理施設設置等の伴う紛争の予防と調整を図るため、施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び地元説明会の開催など、許可申請前の手続きについて必要な事項を要綱として定めた。
35山口県	199508	産業廃棄物処理施設等の設置に当たって、法に定める許可申請に先立ち事前協議を実施させることは、産業廃棄物処理施設等の設置の規制を意図するものではなく、計画段階において、地域住民等の理解を得ることが、設置後の円滑な運営につながり、地域の生活環境の保全に資することとなることから、この主旨を留意のうえ適正な運用が図られるよう設置者を指導することとされた。
36徳島県	1993	
37香川県	199106	産業廃棄物処理施設設置に係る紛争の予防と調整に関し必要な事項を定め、産業廃棄物の適正処理の確保を図り、生活環境の保全に資するため
38愛媛県	199111	処理施設を設置し、円滑かつ適正に廃棄物を処理していくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、関係地域住民の同意取得を規定した。
39高知県	1985ごろ	産廃施設は住民から迷惑施設的なイメージで見られていたため、理解を得るために定めた。
40福岡県	1991	設置者と地域住民の間に紛争が生じているため
41佐賀県	198101	処理施設の設置後、業者と住民等との間でトラブルとなる事例が増加したことから、紛争の未然防止を目的として住民同意等を求めている。
42長崎県	199301	施設設置に伴う設置者と地域とのトラブル発生防止のため。
43熊本県	198404	産業廃棄物処理施設許可制となる前の施設設置届出制の時期から、地域の賛同状況をみるために施設計画地の隣接土地所有者や区長の同意書等の添付を求めている。
44大分県	199112	平成3年当時の廃棄物処理法では、処理施設設置に際して市町村が県と住民との間で対応に苦慮するケースが相ついで。また、処分場への不信感により反対運動が激化し、必要な処理施設の整備が進まず適正処理の確保が困難な状況が想定された。このため、市町村との連携を深め、関係住民への理解と協力を得るため設置者に説明会及び協定の締結を求めたものである。
45宮崎県	199510	住民と設置者の間の紛争防止のため
46鹿児島県	199106	産業廃棄物処理施設の設置を巡る諸問題に適切に対処し、産業廃棄物行政の円滑な推進を図る。
47沖縄県		
50旭川市	200004	北海道から業務を引き継ぐ際に、できるだけ同様の取扱いとなるよう留意し、今までの指導との整合を図るようにした。
51札幌市	199008	この時点での他県市における住民の同意書の徴収状況を参考にし、また北海道における昭和64年に施行した公害防止協定を締結する際の指針を参考にしている。
52函館市	199404	住民とのトラブルを防止するため
53小樽市	198812	処理施設設置者と地元住民等との相互理解、紛争抑制を狙い北海道が要件化したのを受け、その趣旨に鑑み本市においても北海道の指針に準拠することとした。
54仙台市	199101	施設の設置には付近住民の理解が不可欠であるとの観点から、最低限度の同意要件を定めるとともに、同意要件の範囲以外の地域住民等にも配慮し、設置予定者は、市長の指示に基づき、当該地域住民等に設置計画の説明会を実施しなければならないこととした。
55千葉市	198804	生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図るため
56横浜市	1972	産業廃棄物の処理施設の適正立地のため。
57川崎市		平成9年の法改正前から処理業の場合、住民同意は求めており、事業の継続性を考えると許可した後に問題が生じないようにするために必要と考えているため。
58横須賀市	199811	処理施設関係の苦情では、施設設置後に、住民の知らないうちに施設ができてしまったというものが多かったため、説明会等の事前の周知活動により設置後の紛争を防止することを目的に開始。

1-(2) 住民同意等の経緯		開始した時	事情、背景等について記入
59新潟市	199111	平成2年	大形最終処分場住民反対運動、裁判があったため
60金沢市	199504		処理業者と周辺住民との間で公害に係るトラブルが多く、対応に苦慮していたため。
61岐阜市	197704		岐阜県が住民同意を求めていたので、当市においても最終処分場設置について住民同意を求めようになった。
62静岡市	199208		産業廃棄物の不適正処理が問題となり、住民にとって産業廃棄物処理施設は迷惑施設との意識が芽生え、法に基づく許可手段のみでは住民を納得させることが困難となったため、施設設置前に地域住民との緊密な関係を構築させ、設置後の紛争防止を目的とした。
63浜松市	(1996)		以前(昭和の時代)から、内部規定により最終処分場の設置に際して住民同意を要件としていたが、同意書の取得に対してのトラブルが多発するようになった。市では、こうしたトラブルに加え、産業廃棄物の処理と住民との間の紛争を防止するため、紛争の処理及び調整に関する要綱を制定した(1996年)。この要綱では、施設設置に際しては、地域住民への事業計画の説明、環境保全協定の締結を求め、ここで埋立地以外の産業廃棄物処理施設をも対象とした。また、あっせんの制度も盛り込んだ。
64名古屋			住民同意の開始時期は不明(昭和62年以前)であり、その背景も不明。
65京都市	198001		内部規程で同意を求めている。背景:施設を伴った処理業を開始するに当たり、産廃というだけで反発される場合が多いのが実態であり、このため施設設置後の紛争の防止を目的に、あらかじめ同意という手法により、周辺住民の理解を得る手続きを申請者に求めるものである。
66大阪市	20014		本市では高度に市街化されていることから、住宅や事務所等の住環境が近接している。このため、廃棄物処理施設に限らず、産業廃棄物処分業者等の施設が立地すると、近年の環境意識の高まりから、住民から苦情が発生するケースが増えたため。
67堺市	19951		住民同意等を求めていなかった時期に設置した既存の施設から、環境問題が多発していたため、新たに設置する場合には、より良質の適正な施設の設置を促す必要があったため。
68東大阪市	198304		1983年4月に、大阪府から移管された当時から住民同意を得ることを行政指導とされていたので、要綱をつくる際にこの内容を踏襲したものの。
69神戸市	199311		本市では、産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に市が産業廃棄物処理業者に対し、環境保全、災害防止等のために必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的として、「産業廃棄物処理施設指導要綱」を策定した。そのなかで地域の特性に応じた適切な指導を行うための具体的な基準を示しており、事業者に対して産業廃棄物処理施設の設置にあたっては事前に住民同意を得ることもその一つとして具体的に義務付けた。
70姫路市	197109		住民と設置者との紛争等を防止するため
71尼崎市	不明		あくまでも、行政指導の範囲で行っており、何年から始めたという記録は残っていない。住民同意等を求める背景としては、廃棄物処理施設(あるいは処分業に供する施設)自体が忌避施設であることから、設置前より十分な説明等を行わなければ施設(業)稼働後トラブルが多発し、日常の業務にも支障をきたすことになると考えられる。円滑な事業環境を形成するには周辺の理解が必要であると考えている。許可要件としていない点からも、住民同意(説明)は事業主体者の説明責任を全うさせるための手段と考えている。
72和歌山市	20010401		
73広島市	197810		施設設置後、住民と設置者との間の紛争を防止するため。
74呉市	0		0
75下関市	19914		産業廃棄物処理施設を設置するに当たり、助言及び指導を行うことにより紛争を防止し生活環境の保全を図ることを目的として制定
76北九州市	1991		
77福岡市	199109		産業廃棄物処理施設の設置が生活環境の保全及び経済活動の継続に必要不可欠であるにもかかわらず、全国的に設置を巡る紛争が多発していることから、設置者と住民との間の紛争の予防と解決を図ることで適正な処理施設を確保するため。
78大牟田市	199201		処理施設を設置しようとする者と住民との紛争を予防するため
79長崎市	1993.1		産業廃棄物の設置予定者と地域住民との間に紛争が発生し適正かつ円滑な施設の設置等が行われていないケースが見受けられたため。
80佐世保市	199611		半永続的な処理施設の設置には、地域住民の不安の解消、協調が事前協議段階から必要と考えている。過去、地域住民との紛争が発生した事例がある。
81熊本市	199302		施設設置後の住民とのトラブルを避けるため。
82鹿児島市	199903		廃棄物処理施設の設置をめぐる全国各地で紛争が起こり、施設の設置が困難な状況になっている中で、廃棄物処理施設の申請がなされた場合に、環境問題等に適切に対応するため。
83岡山市	199404		平成6年度から当市が保健所政令市となり、産業廃棄物関係業務が移管された。住民同意についても県要綱等から引き継いだ。ただ、同意の範囲については、市街地が多い等の事情があり変更を行った。
84宇都宮市	199604		中核市となり、産廃事務を栃木県から移譲された際に、栃木県と同一歩調で指導していくこととした。
85富山市	199804		住民とのトラブルの未然防止
86秋田市	199704		本市の平成9年4月1日の中核市移行に伴い、秋田県において運用していた「廃棄物関係指導要綱」を準用したことによる。

1-(2) 住民同意等の経緯		
	開始した時	事情、背景等について記入
87郡山市	199704	処理施設の設置及び運営を円滑にするため
88大分市	199704	本市は、1997年4月1日に大分県から事務移管されたことに伴い、大分県と同様の指導を行うこととしたものである。
89松山市	199808	1998年4月に保健所設置市となり、1998年8月に「松山市産業廃棄物適正処理指導要綱」を制定。その要綱により関係地域住民との紛争の回避等のため、関係地域住民の同意を得ることを義務づけた。
90豊田市	200109	【豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例】廃棄物処理施設の事業計画や、その施設が地域の環境保全に与える影響とその対策などを住民にいち早く公開し、事業者と住民の間で発生するおそれのある紛争を未然に防ぐため。
91福山市	199804	中核市移行に伴い県知事より事務移譲されたため、県と同様の事務としたため
92高知市	199804	平成10年4月1日より中核市となり高知県より廃棄物行政を引き継いだ際に指導要綱も引き継いだ。また、施設の設置運営については周辺住民の苦情等も数多いため隣地及び周辺住民等の同意を義務付け地域住民納得のうえ施設を設置することとしている。
93宮崎市	199804	住民への情報提供
94いわき市	199904	中核市移行に伴い、福島県が住民同意を得ることを規定していることを踏まえ、本市は住民同意を得ることに加えて、住民説明も行うことを求めた。
95長野市	199904	中核市移行に伴う事務委譲の際、地域住民との紛争を未然に防止することを目的として、住民同意の取得を要件とした。長野県の指導方針も参考にした。
96豊橋市	199904	情報開示することにより、住民等の意見を事業計画に反映していただくため。
97高松市	0	0
98相模原市	199403	原則として建築物が設置できないため雨水対策や廃棄物の飛散防止策が十分できない市街化調整区域や学校の隣地などに焼却施設が乱立し、議会や周辺住民等からの要望により緊急に対策を講じる必要があったことから、「相模原市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針」を策定した。
99西宮市	200004	施設設置等に際し、紛争の予防及び調整を図り、本市における健全な生活環境の維持及び向上に資するため、条例により事業計画書の広告・縦覧、説明会の実施を義務付けている。また、本市においては平成12年4月1日より政令市となったが、その以前より兵庫県において同様の条例が設置されており、本市においても必要と判断したものである。
100倉敷市	200104	平成13年度から政令市となり、県及び既存政令市との整合を保つこととした。

1-(3) 住民同意等の変遷			
	変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	199209	4	対象地域の拡大について市町村から要望があったため、拡大した。 住民合意形成については町内会との公害防止協定などの締結で対応してきたが、町内会の分裂など町内会長に著しく負担がかかるという論議があったことから「設置予定地周辺（予定地より500m）の町内会の理解と協力を得ること」から「施設周辺500m以内の住民の同意」へ変更した。
2青森県	199603	4	対象地域の拡大について要望があったため、拡大した。
3岩手県	198704	29	197905から同意書取得を求めていたが、施設の設置計画に関し、施設設置予定者による十分な事前説明と住民による理解が重要であるとの判断から、施設設置に係る事前協議書の提出前に住民説明を求める方式に変更し、平成9年の法改正に伴い、事業者が行った生活環境影響調査の結果やそれに住民から提出された意見書の内容を踏まえて、知事とその施設の生活環境への影響を詳細に検討し、専門家の意見も加えて許可の適否を判断することになったところ、要綱改正前当時の指導要綱が住民意向の反映手段の一つと位置づけてきた「同意書の取得」は、地域住民の意向を把握する有効な手段である反面、同意の根拠や不同意の理由が示されないため、生活環境上の問題に対する意見を汲み上げようとする改正法の趣旨を生かすことができないこと「要領」を「要綱」とした際に、住民との合意形成の一形態として協定を明確に位置づけた。
4宮城県	19987	28	1997年に次の改正を行った。 リサイクルが確実に進む中間処理施設については住民同意の要件を緩和した。
5秋田県	19940401	3	法改正等を経ても周辺地区住民等の反対運動が跡を絶たないなど、状況に大きな変化がないため。
6山形県	1997	10	産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前審査要領の施行（従前の取り扱い要領では事前審査の対象範囲、事前審査事項、周辺住民等の同意取得状況等について、明確に規定されておらずこの要領により事務の適正かつ円滑な処理を図るもの。この時、市町村長が指導する住民の了解を必要とする範囲の指針として「おおむね300mの範囲」とした。）
7福島県	0	1	A[理由]: 地域住民及び地権者と処理業者等の間において、事業活動に伴って生じる環境保全上のことで紛争が起きる場合が予想されるため。[具体的な内容]: 付近住民及び隣接地所有権利者並びに自治会等の同意書、意見書、協定書 放流先管理者の同意 B[理由]: 処理施設毎における周辺環境に与える影響等を考慮しての周辺同意の範囲を明確にした。除外規定の創設（再生利用施設、工業専用地域に設置等）[具体的な内容]: 処理施設の敷地から200(300,500)m以内の区域に居住する者の3分の2以上の同意（除外規定）工業専用地域に設置する場合等 C[理由]: 令7以外の処理施設に対する手続の緩和 建設廃棄物を処理する施設に対する手続緩和[具体的な内容](除外規定の追加) 処理業者が行う令7に該当しない建設廃棄物を埋立対象とする施設設置等 D[理由・具体的な内容]事業者が事業場内に施設を設置する場合の手続緩和 E: 周辺住民の同意から自治会との協定へ 関係住民への説明会
8茨城県	198805	10	1993.6.1 施設敷地境界から300m以内の町内会又は区等の地域の代表者の同意を改め、施設敷地境界から50m以内の居住者全員及び300m以内の居住者の5分の4とした 1998.11.1 新たに関係地域内の自治会又は区への説明会の開催を義務付けた
9栃木県	A 197804 B 198904 C 199006 D 199212 E 199604 F 199806	A 5 B 10 C 3, 10 D 3 E 9, 10 F	住民同意の取得をはじめから3年が経過し、又、リサイクル化など廃棄物処理業を取り巻く状況が変化しており、リサイクル関連事業や施設の改造などにおける要件を緩和した。
10群馬県	19930601 19981101	4 9	地域住民との円滑な合意形成を図るため。
11埼玉県	20010101	3	
12千葉県	199504	9	
13東京都	0		
14神奈川県		9	平成元年4月、産業廃棄物最終処分場の設置については、住民同意が処分場の適正な確保を遅らせ、住民等への説明・意見聴取が不十分であることから、「産業廃棄物最終処分場の設置に関する要綱」で定める住民同意書等取得条項を廃止し、説明会を開催することとした。 平成4年7月、同様な理由により、最終処分場を除く施設の設置について「産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱」で、付近住民、当該予定地の属する町内会等へは説明会の開催を、隣接地の土地所有者、産廃の搬入、処理水の放流等により直接影響を受ける個人又は団体からは同意書を取得することとした。 平成9年4月、適正な説明に基づく合理的な意見の計画への反映が担保されるような方法が必要である等の理由により、上記要綱で住民同意の取得を必要とする範囲を隣接地の土地所有者とした。
15新潟県	0	1	
16富山県	0	1	
17石川県	0	1	

1-(3) 住民同意等の変遷			
変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入	
18福井県	199610	9	平成4年の敦賀市民間最終処分場増設問題をきっかけに、県民の信頼が得られる最終処分場のあり方を検討するため、平成5年に「廃棄物最終処分場・安全監視管理委員会」を設置し、その報告をもとに地元説明会の義務付けなど手続きを明確化した指導要綱を制定した。
19山梨県	199810	4	産業廃棄物処理施設の設置に関し、地元自治会以外の隣接地住民の反対問題が起きたことから事前協議における合意形成範囲を周辺自治会まで拡大した。なお、周辺自治会については、関係市町村長と協議する中でその範囲を設定することとした。
20長野県	0	1	0
21岐阜県	19991215	3	収集運搬の積替保管施設に係る同意要件の緩和
22静岡県	0	1	0
23愛知県	199806 200201	810	平成10年6月から焼却施設について、要綱により周辺住民への周知（必要に応じて説明会）を規定した。 平成14年1月1日から要綱を改正し、住民承諾については、最終処分場は従来どおりだが、それ以外の全ての中間処理施設（令7条施設以外を含む）の設置、変更の際に、隣接地の承諾を義務付けた。また、住民説明会については、最終処分場と焼却施設の設置、変更の際に、努力規定から義務規定に強化した。
24三重県	1997	10	同意取得方法の変更及び範囲の拡大：同意書の偽造や事業計画の内容に偽りがあるなどの問題があったことから、同意書の取得に先立ち、事業計画周知計画書及びその実施結果を提出させ、周知方法が適切かつ十分なものであるかを事前及び事後に確認することとした。さらに、同意書の取得は往復はがきによることとした。また、三重県における産業廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、先進自治体をベンチマーキングするとともに、各界各層の意見を聴いた結果、その環境を整備するため同意の取得範囲を拡大した。
25滋賀県	1998	10	同意書から説明会に変更
26京都府	0	1	0
27大阪府	199904	9	法改正により施設設置手続きが変更されたため
28兵庫県	0	1	0
29奈良県	199906	3	従来は一律であった地元同意の範囲を、比較的環境影響が少ない焼却外中間処理施設・積替保管施設に限り緩和したもの。
30和歌山県	0	0	0
31鳥取県	0	1	0
32島根県	199901	10	設置予定事業者の住民説明の部分については変更していないが、関係住民は、設置予定事業者が説明等を行う場合は、積極的に参加し、誠実に対応するよう努めることを指導要綱に明文化した。
33岡山県	0	10	0
34広島県	0	10	廃棄物処理法の改正等に伴う見直しは行っているが、要件の強化・緩和はこれまで行っていない。
35山口県	0	1	0
36徳島県	1995	7	住民説明会により合意を得ること。理解を得ること。
37香川県	199806	6	廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物処理施設設置の許可の要件及び手続きが明確に定められたため
38愛媛県	0	1	0
39高知県	199103	10	昭和60年ごろから、事前に協議を求めていた。平成3年、同意の範囲を明確にし、要綱を定めた。
40福岡県	0	1	0
41佐賀県	0	1	0
42長崎県	0	1	0
43熊本県	199307	29	産業廃棄物処理施設の設置にあつては、未然に紛争を防止し、関係者の理解と協力を得ながら適正に施設運営されることが望ましいため、隣接土地所有者等の同意の取得（設置者と関係者だけのやり取り）を改め、処理施設の事業計画の事前公開、事前説明会の実施、関係者からの意見書及び設置者からの見解書を軸とした制度に変更した。
44大分県	199512	48	設置許可施設については、協定の締結を義務化した。
45宮崎県	200104	9	法改正により、最終処分場及び焼却施設については、生活環境影響調査の実施や利害関係者等から生活環境の保全上の意見を聴取することとなったが、これを円滑に行い、施設に対する住民の理解を深めるために、事前協議の段階で施設に関する住民への説明会を実施させることとした。
46鹿児島県	0	1	0
47沖縄県	1997	2	廃棄物処理法改正により
50旭川市	0	1	0
51札幌市	0	1	0
52函館市	0	1	0
53小樽市	199209 199603	4 4	北海道の改正に併せた。 北海道の改正に併せた。

1-(3) 住民同意等の変遷				
変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入		
54	仙台市	199904 200104	3	平成10年の廃掃法改正により定められた手続き（最終処分場と焼却施設の設置は、告示・縦覧と利害関係者の意見）だけでは、地域住民等の合意を得る手段としては、不十分と考えられたため、工業専用地域、工業地域（隣接に居住者が居る場合を除く）及び移動式施設を除き、地域住民同意を存続させることとした。 平成9年の廃掃法改正により、平成14年12月1日から既存の焼却施設は、新しい構造基準が適用される。さらに施設の老朽により、施設の改善を余儀なくされているため、施設の改善を目的とした処理能力の増加を伴わない設備の更新を行う場合は、地域住民の同意を求めないこととした。
55	千葉市	199505	49	中間処理施設の設置に関し、住民同意が必要な周辺地域を200メートル以内とした
56	横浜市	1989	4	地元承諾の対象に本市が影響があると認める範囲の住民及び事業所を追加した。近隣者との良好な関係を築くため。
57	川崎市	1998	29	平成9年12月26日付け部長通知により、住民同意を廃止、住民説明を行い、処理業者の事業について説明を行い住民等の意見を取り入れるようにした。
58	横須賀市	0	1	0
59	新潟市	0	1	
60	金沢市	0	1	0
61	岐阜市	199204	10	それまで最終処分場のみ住民同意を求めていたが、処理業を前提とする処理施設についても同意を求めるようになった。なお、平成11年12月に、それまで内規として取り扱っていたものを要綱とした。
62	静岡市	0	1	0
63	浜松市	1996	49	(2)のとおり
64	名古屋市		9	周辺の生活環境への影響が大きいと考えられる処理施設の設置について住民とのトラブルをできるだけ回避するために義務づけた。
65	京都市	199901	4	内部規程から、要綱を策定し、同意を必要とする対象、範囲を明確化した。
66	大阪市	0	0	0
67	堺市	20014	4	従来であれば、地元協議としていたが、改正法に基づく設置許可手続きを経た許可施設（焼却炉）でさえも住居系地域の周辺であったため、住民の反対運動があり稼働にいたっていないため。
68	東大阪市	199801	4	以前から住民同意は処理業のみとしていたが、ダイオキシンに対する規制が強化されたことから、事業者が設置する焼却施設についても適用することとした。
69	神戸市	0	1	0
70	姫路市	0	1	0
71	尼崎市	0	1	0
72	和歌山市	0	59	
73	広島市	199312	29	平成4年の廃棄物処理法の改正に伴い、見直した。
74	呉市	0	0	0
75	下関市	20018	3	同意のみの取得から、環境協定書でもまかなえるように変更
76	北九州市	0	1	0
77	福岡市	199604	10	行政手続き法等の趣旨に沿わないという理由から、業者が市の勧告に従わない場合の公表制度を撤廃。また、住民の環境保全に対する関心の高まりから、環境影響調査の実施を追加。
78	大牟田市		1	
79	長崎市	0	1	0
80	佐世保市		1	
81	熊本市		1	
82	鹿児島市	0	1	0
83	岡山市		1	
84	宇都宮市	0	1	0
85	富山市		1	
86	秋田市	0	1	0
87	郡山市	0	1	0
88	大分市	200104	37	廃棄物処理法の趣旨及び、今後本市において、必要な廃棄物処理施設の整備が進まず適正処理の確保が困難な状況が想定されることなどを総合的に判断し、住民同意及び住民説明について要件を緩和したものである。
89	松山市	0	1	
90	豊田市		1	
91	福山市	199806	8	最終処分場のみであったものに焼却施設等を追加
92	高知市	199803	3	全ての処理施設について同意を義務付けていたが、移動式施設、建設工事時の一時的に設置するもの及び工業専用地域に設置するもの（焼却施設及び最終処分場を除く）は、同意の対象から除いた。
93	宮崎市	200004	38	

1-(3) 住民同意等の変遷			
	変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
94いわき市		1	
95長野市	0	1	
96豊橋市	200105	48	従来は最終処分場及び焼却施設(以下、「最終処分場等」という。)に限って住民同意・住民説明を求めていたが、その他の産業廃棄物関係施設(許可施設でないものを含む。)の設置に関しても求めることとした。この背景には、許可対象でない産業廃棄物関係施設についても住民の関心が高く情報提供を行うことが必要と判断したためである。
97高松市	0	0	
98相模原市	200004	10	対象施設について、産業廃棄物の処理に係る施設に限定していたが、一般廃棄物の処理に係る施設を対象に加えた。理由は、リサイクル関連法の整備等により、一般廃棄物の処理に係る施設設置が増えることを想定した。
99西宮市	0	1	
100倉敷市	0	1	

1-(4) 住民同意等の形式		
選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入	
1北海道	3	
2青森県	3	指針
3岩手県	3	0
4宮城県	3	
5秋田県	3	0
6山形県	3	
7福島県	3	0
8茨城県	3	0
9栃木県	3	
10群馬県	3	0
11埼玉県	3	
12千葉県	3	
13東京都	0	
14神奈川県	3	
15新潟県	3	0
16富山県	3	0
17石川県	3	0
18福井県	3	
19山梨県	3	
20長野県	3	0
21岐阜県	3	0
22静岡県	3	
23愛知県	3	0
24三重県	6	条例で産業廃棄物に関する県行政の取り組む姿勢を示し、その取組の必要な事項として要綱を位置づけている。
25滋賀県	5	廃棄物処理法に基づく許可申請書等様式集に明記
26京都府	4	0
27大阪府	34	住民同意については要綱、住民説明については内規。
28兵庫県	1	0
29奈良県	3	0
30和歌山県	0	0
31鳥取県	3	
32島根県	3	0
33岡山県	3	0
34広島県	3	0
35山口県	3	0
36徳島県	3	徳島県産業廃棄物処理指導要綱
37香川県	0	0
38愛媛県	3	0
39高知県	3	0
40福岡県	1	
41佐賀県	4	最終処分場については内規による。その他の中間処理施設については行政指導による。
42長崎県	3	0
43熊本県	3	0
44大分県	3	0
45宮崎県	3	該当なし
46鹿児島県	3	0
47沖縄県	0	
50旭川市	3	0
51札幌市	3	0
52函館市	3	0
53小樽市	5	0
54仙台市	3	0
55千葉市	3	
56横浜市	3	0
57川崎市	5	産業廃棄物処理業の許可に係る指導指針・指導基準により、許可申請前の事業計画書に住民等の意見・状況について添付させている。
58横須賀市	3	0
59新潟市	3	
60金沢市	3	0

1-(4) 住民同意等の形式		
	選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
61岐阜市	3	0
62静岡市	3	0
63浜松市	3	
64名古屋市	3	
65京都市	3	0
66大阪市	3	
67堺市	3	0
68東大阪市	3	
69神戸市	3	0
70姫路市	5	0
71尼崎市	5	あくまでも、住民同意等は行政指導の範囲内で行っており、住民同意が許可要件になっていないわけではない。
72和歌山市	1	
73広島市	3	0
74呉市	0	0
75下関市	3	0
76北九州市	3	0
77福岡市	3	0
78大牟田市	3	
79長崎市	3	
80佐世保市	6	「長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱」を準用している。
81熊本市	3	
82鹿児島市	3	
83岡山市	3	
84宇都宮市	3	0
85富山市	3	
86秋田市	3	0
87郡山市	3	0
88大分市	3	0
89松山市	3	
90豊田市	1	
91福山市	3	0
92高知市	3	0
93宮崎市	3	
94いわき市	3	
95長野市	3	0
96豊橋市	3	
97高松市	0	0
98相模原市	3	0
99西宮市	1	0
100倉敷市	3	0

1 - (5) 住民同意等の対象施設	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	4 対象施設：最終処分場及び特別管理産業廃棄物の中間処理施設 理由：生活環境に影響を与える可能性が高い施設であるため
2青森県	4 最終処分場のみ 長期間にわたって適正に維持管理しなければ、周辺の環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため。
3岩手県	4 設
4宮城県	4 1のうち、排出事業者の設置する施設であって、当該事業者が事業活動を営んでいる場所に設置し、又は設置しようとするものを除く。理由は、紛争可能性が大きいもののみを対象にしているため。
5秋田県	1 特に生活環境保全上の影響が少ないと考えられる施設については、同意要件を適用していない。
6山形県	4 (1) のとおり。周囲環境への負荷が大きくなることが想定される施設が対象。
7福島県	4 処理業者が設置する処理施設すべてと排出事業者が事業場以外の場所に設置する処理施設で設置許可が必要なもの。
8茨城県	1 0
9栃木県	4 対象施設 事業者が事業場（廃棄物を排出する事業場に限る。）と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設 処理業者が設置する積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場 再生利用施設（除外規定） コンクリート又はアスファルトの再生のための施設 物の製造又は加工を行うため設置した施設のうち、5年以上の生産実績のある施設を利用して処理施設を設置する場合 事業者が、その廃棄物の処理を行うため自ら設置した処理施設のうち5年以上の処理実績のあるものを利用して、当該事業者以外の者の産業廃棄物を焼却以外の方法により処理するため、処理施設（最終処分場）を設置する場合 廃棄物以外の物からの選別を行うため設置した施設のうち、5年以上の選別実績があるものを利用して積替え保管施設を設置する場合 工業専用地域において、処理施設（最終処分場を除く）の設置等する場合 公共団体の造成した工業団地内において、処理施設等（最終処分場を除く）を設置する場合 都市施設として都市計画に定められた処理施設の設置等をする場合 公害の発生の防止その他知事が適当と認める目的のため処理施設（最終処分場を除く）の設備を更新する場合 （理由）環境に対する影響の程度、立地条件、リサイクル施設
10群馬県	4 産業廃棄物最終処分場 産業廃棄物中間処理施設（焼却施設以外の自己の敷地内に設置する自己処理施設を除く） 産業廃棄物の積替又は保管施設（自己処理施設を除く） 一般廃棄物処理施設
11埼玉県	2 すべての施設が生活環境への影響があると考えられるため。ただし、工業専用地域については、すべての施設で同意は不要。また、施設の種類により同意取得範囲を変えている（200m以内又は500m以内）。
12千葉県	4 処理業者の設置する処理施設すべて及び排出事業者が設置する施設で事業活動を営んでいる場所以外に設置する最終処分場及び中間処理施設
13東京都	0
14神奈川県	4 [対象施設]最終処分場及び処理業に係る処理施設（最終処分場を除く） [理由]排出事業者にとっては、廃棄物処理施設設置にあたっての周辺住民との軋轢は本来の事業活動に支障を生じかねないという懸念から、地域の生活環境保全に関し相当の自律的配慮が期待できるため、最終処分場の設置事業を除き、排出事業者の設置する処理施設については、住民同意等を必要とする対象施設から除外している。
15新潟県	1 法許可施設は施設の規模が大きく、許可不要施設に比べ環境への負荷が大きいと考えられるため。処理業者が設置する施設については、他社の排出した産業廃棄物を処理するので、地域住民とのトラブルになりやすいため。
16富山県	4 要綱で政令第7条の2施設についてのみ住民説明会を開催することができるとしている。（処分業者、排出事業者にかかわらず）
17石川県	4 設置許可が必要な処理施設（排出事業者が排出事業場内に設置し、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物のみを処理するものを除く）
18福井県	1
19山梨県	4 ・設置許可が必要な最終処分場及び焼却施設 ・処理業者の設置する処理施設（積替又は保管施設を含む。） 【理由】生活環境保全の観点から、市町村や地域住民の理解なくしては事業の実現が不可能であると考えられる施設であるため
20長野県	24 その他の対象施設としては、最終処分場。 住民同意を求める理由：産業廃棄物処理業者の施設及び最終処分場については、施設設置についてのトラブルが多いことから、円滑な施設設置、施設運営が図られるよう住民同意の取得を求めている。

1 - (5) 住民同意等の対象施設	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
	(具体的内容) ・ 最終処分場全て ・ 処理業者の設置する中間処理施設、積替保管施設全て。ただし再生活用施設を除く (理由) 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者に対する不信任は根強く、地域住民との信頼関係を確立して業務を遂行することが必要であることから、地域に調和する処理施設の設置を求めて同意を要件としている。
21岐阜県	4
22静岡県	4 法第15条の許可に該当するもののうち、焼却施設及び最終処分場のみを対象としている。
23愛知県	1
24三重県	4 政令第7条の産業廃棄物処理施設及び要綱で定める産業廃棄物を処理する施設。
25滋賀県	2
26京都府	3
27大阪府	24 住民同意については「2」、ただし設置許可が必要な自家処理用の施設についても、必要な場合には求めることができる。 住民説明については、設置許可が必要な焼却施設と最終処分場のみ(業、自家処理に関わらず)。
28兵庫県	2 法対象施設以外であっても、地域住民にとって産業廃棄物を処理する施設には変わらないわけであり、紛争の予防と調整という観点から条例対象とすることが適当と判断した。
29奈良県	1 許可対象外施設であっても、業許可の対象となる施設は、地域環境に少なからず影響を与える実態があるため。
30和歌山県	0
31鳥取県	1 産業廃棄物に関する正しい知識、事業計画及び環境保全対策、災害防止対策の内容を十分に説明し、産業廃棄物処理施設の必要性、計画の妥当性について理解を求めることであり、感情的な意味での「同意」は求めていないこと。 地域住民や隣接地の土地所有者・使用者の理解を得なければ事業が支障無く行えないこと。
32島根県	4 設置許可が必要な処理施設(移動式を除く。)
33岡山県	4 生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることから、産業廃棄物処理施設の設置・変更だけでなく、業の許可が必要な場合も対象としている。ただし、排出事業者が自ら廃棄物を処分する場合、最終処分場以外は同意不要としている。
34広島県	4 対象施設：設置許可が必要な最終処分場、焼却施設 (15条対象施設) 理由：住民との紛争が起きるケースが多いため
35山口県	24 処理施設の変更許可を受けようとする場合を含む。
36徳島県	3 その他、施設の老朽化に伴う同程度の処理施設の設置及び地方公共団体が設置する処理施設は適用外。
37香川県	0
38愛媛県	4 すべての許可対象施設 産業廃棄物処理に使用する施設のうち、法施行令第7条に規定する許可対象施設は、一定以上の処理能力を有するなど周辺的生活環境への負担が予想される施設であるため、事前協議制度を実施するとともに、事前協議の添付書類として関係地域住民の同意取得を規定した。
39高知県	4 排出事業者及び産業廃棄物処理業者が設置する、政令第7条の各施設(規模に関わらず全て)。
40福岡県	4 処分業者の設置する処理施設において条例で定めた
41佐賀県	1 問題は、特定の施設内容や規模等に関係なく周辺への影響が考えられる。
42長崎県	1 廃棄物処理法の規制が全く及ばない設置許可対象外の自社処理施設については、住民同意等の必要な対象施設から除外している。
43熊本県	3 処理業者の処理施設については、処理廃棄物の不透明性等から地域住民との紛争に発展することが多いため、中でも処理能力が高い設置許可対象施設については、生活環境影響調査結果等を住民に説明して不信任を低減させ合意形成に努めながら許可することとしている。
44大分県	1 施設(業)許可に当たり、あらかじめ生活環境保全上必要な配慮を組み込むため。 処理業者については、許可申請前に必要な指導を行うため。
45宮崎県	4 対象施設：設置許可が必要な処理施設(最終処分場及び焼却施設以外の施設で自社施設を除く)及び堆肥化施設
46鹿児島県	1 産業廃棄物の処理施設の設置に際して、事前に予測される生活環境保全上の問題点について協議し、相互に理解することにより産業廃棄物の処理施設の設置の促進を図ることを目的としている。
47沖縄県	0
50旭川市	4 焼却施設、最終処分場、政令第7条第10号、第11号、第12号の2、第13号に掲げる施設。
51札幌市	1 産業廃棄物処分業を行おうとするものも含まれる
52函館市	4 処理業者の設置する焼却施設および最終処分場 周辺的生活環境への影響が大である
53小樽市	4 対象施設：最終処分場及び特別管理産業廃棄物の中間処理施設。 理由：生活環境に影響を与える可能性が高い施設であるため。
54仙台市	1 最終処分場と焼却施設以外の許可対象施設及び許可対象外施設についても地域住民の意見が適正に反映することができるため。
55千葉市	4 設置許可が必要な処理施設及び処理業者の設置する処理施設並びに産業廃棄物収集運搬業の積替・保管施設

		1 - (5) 住民同意等の対象施設
選択肢		理由及びその他の場合の具体的内容を記入
56	横浜市	4 地元承諾の対象に本市が影響があると認める範囲の住民及び事業所を追加した。近隣者との良好な関係を築くため。
57	川崎市	2 産業廃棄物処理業の許可に係る指導指針により新規許可、変更許可、処理能力を拡大する場合等について、住民説明を求めている。(施設についてではなく、業としての説明である。)
58	横須賀市	4 周辺的生活環境に与える影響が大きいものに限るという趣旨で、施行令第7条に規定する施設のみを同意等の対象とし、排出事業者の設置するものを含める。
59	新潟市	4 事業者、処理業者が地域住民等との紛争を予防する観点から、その可能性のあるものとして 1 設置許可が必要な処理施設 2 (1) 処理業者が設置する中間処理施設及び積替保管施設 (2) 事業者が、自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する敷地以外の土地に設置する中間処理施設及び積替保管施設、ただし、次に掲げるものに限る。 ア 中間処理施設にあっては、1日の処理能力が5t以上のもの並びに並びに大気汚染防止法のばい煙発生施設及び粉じん発生施設、水質汚濁防止法の特定施設、騒音規制法の特定施設、新潟県生活環境の保全等に関する条例及び新潟市生活環境の保全等に関する条例で届出義務のある施設 イ 積替保管施設にあっては、敷地面積が1000㎡以上の堆積ヤード、100kl以上の液体状廃棄物を保管できる施設及び有害産業廃棄物を保管する施設
60	金沢市	2 処理業者に対する住民の意識が特に厳しいため。ただし、工業専用地域に設置するもので、周辺環境に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合(最終処分場を除く)は、関係地域(町会、生産組合等)の同意は不要であり、隣接地の所有者の同意のみを必要とする。
61	岐阜市	4 最終処分場と処理業者が設置する処理施設
62	静岡市	1 質問(2)の背景による。
63	浜松市	4 業者が処分場設置する最終処分場のみを対象としていたものを、産業廃棄物を処理するすべての施設に拡大した(一部除外施設あり)。
64	名古屋市	2
65	京都市	4 0
66	大阪市	2 本市では高度に市街化されていることから、住宅や事務所等の住環境が近接している。このため、廃棄物処理施設に限らず、産業廃棄物処分業者等の施設が立地すると、近年の環境意識の高まりから、住民から苦情が発生するケースが増えたため。
67	堺市	4 処分業の用に供する施設、政令第7条の2に規定する縦覧等を要する施設、建築基準法第51条のただし書き規定の許可を必要とする施設
68	東大阪市	4 ・処理業として使用する施設全て。(令7条施設以外を含む) ・事業者が設置する焼却施設(令7条施設)
69	神戸市	2 産業廃棄物の発生量は年々増加しており、処理施設を整備し、減量化・再利用を図ることが必要である。市域で発生した産業廃棄物の減量化・再利用を図るため、処理業者が処理施設を設置するにあたり、周辺地域への環境保全に配慮した市民の理解と信頼の得られる処理施設の設置を指導していくため、住民同意の取得を義務付けている。
70	姫路市	2 住民と設置者との紛争等を防止するため
71	尼崎市	2 事業者による自家処理用に供する施設については、15条の産業廃棄物処理施設に該当する場合であっても住民同意等は求めている。その理由としては、事業者が処理する廃棄物の種類・内容は工程発生物が主であり、処理業者が扱う内容と比較してある程度均一であり、環境保全上の影響が小さいと考えられるため。
72	和歌山市	1
73	広島市	2 設置許可が必要でない施設であっても、住民と設置者との間で紛争が想定されるため。
74	呉市	0 0
75	下関市	2 処理業者が設置する場合については、住民へ同意等が必要と考えているため
76	北九州市	4 政令第7条に規定する産業廃棄物処理施設。政令第2条第4号、第10号に規定する産業廃棄物の脱水施設、乾燥施設であって10t/D<の処理能力のあるもの。政令第2条第7号に規定する産業廃棄物の破碎施設であって5t/D<の処理能力のあるもの。政令第2条第2号、第4号に規定する産業廃棄物の発酵施設であって5t/D<の処理能力のあるもの。政令別表第5の下欄の物質を含む産業廃棄物のコンクリート固化、固形化施設。
77	福岡市	4 処理業者の設置する施設で、設置許可が必要な施設及びつぎの施設。ただし、工業専用地域、工業地域、臨港地区内に設置する施設及び移動式ものを除く。 動植物性残さ・家畜ふん尿の脱水・乾燥施設、ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設、汚泥・木くず・動植物性残さの発酵施設、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に規定する特定施設。 (理由)紛争の予防及び調整という観点から、悪臭、騒音、粉じん等の発生により特に周辺住民の生活環境に及ぼす影響が大きいと思われる施設であるため。
78	大牟田市	4 処理施設で設置許可が必要なもの及び動植物性残さ、家畜ふん尿の脱水施設、乾燥施設など
79	長崎市	1 施設によって差を設けることに特に理由が見あたらないため。
80	佐世保市	1 産業廃棄物の処理施設として設置許可又は処分業の許可が必要になってくるから。
81	熊本市	2 自己処理のみの産廃施設は住宅地域から離れた工業地域及び準工業地域にある生産工場の中に設置されることが多いため、同意対象から外した。
82	鹿児島市	4 設置許可が必要な処理施設
83	岡山市	1 設置許可の必要な施設については、施設設置による周辺への影響が考えられるため。処理業者の設置する処理施設については、周辺住民の不安解消を目的として同意を求めている。

1 - (5) 住民同意等の対象施設	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
84宇都宮市	4 事業者が事業場（廃棄物を排出する事業場に限る。）と同一敷地以外の場所に設置する中間処理施設及び最終処分場 4 処理業者が設置する積替保管施設，中間処理場及び最終処分場
85富山市	4 施行令第7条の2該当施設
86秋田市	1 周辺住民にとって生活環境保全上の影響が懸念されると考えられる施設を対象としている。よって、 に規定する施設であっても、立地場所や施設の種類に応じ、対象外とする場合もある。
87郡山市	2
88大分市	4 設置許可が必要な処理施設について、対象施設としている。 設置許可が必要な処理施設について、関係住民への生活環境保全上必要な配慮を組み込むため。
89松山市	4 設置許可が必要な処理施設
90豊田市	4 設置許可の必要な処理施設 + ガラスくず及び陶磁器くずを処理する施設 + 1時間あたりの処理能力が150キログラム以上の廃棄物の焼却施設（設置許可の必要な処理施設を除く）を新設する場合と施設の処理能力等の変更を行う場合
91福山市	4 焼却施設，最終処分場及びその他の施設の場合市長が認める施設
92高知市	1 産業廃棄物処分業は周辺住民からの苦情も多いため住民の同意による合意を求めている。
93宮崎市	2
94いわき市	4 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する許可が必要な処理施設及び処理業者の設置する処理施設すべて
95長野市	1 周辺環境へ与える影響が比較的大きいと考えられることから。
96豊橋市	1 リサイクル施設であっても廃棄物処理法上ではほとんど同等の取扱いになっていることやリサイクル施設が地域住民に対する環境負荷が軽いわけではないため。
97高松市	0
98相模原市	4 建築基準法第51条に規定するごみ焼却場その他の処理施設及び処理業に係る施設すべて
99西宮市	4 （その他の具体的内容）15条施設を含めた産業廃棄物の処理施設すべてと積み替え保管施設。（理由）処理施設等を設置することにより、関係住民と事業者の間で紛争が起こりうるものを対象としているが、排出事業者が設置するもので生活環境保全上支障のないものは除外している。
100倉敷市	3 県と既存政令市との整合を保つこととした。

1 - (6) リサイクル施設の取り扱い	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	1
2青森県	
3岩手県	1 廃棄物の処理の目的にかかわらず、処理を行う過程（行為）について住民の理解を得ることが重要であると考えているため。
4宮城県	1 リサイクルと称した不適正処理を防ぐため。
5秋田県	1 い。
6山形県	2 リサイクル推進及びリサイクルについては地域住民の理解が得易いため。
7福島県	1 リサイクルと称して脱法行為を行おうとする事業者も見受けられ、緩和については十分な検討を要するため。
8茨城県	1
9栃木県	2
10群馬県	2 一部のリサイクル施設(木くずの破碎施設等)について、住民同意の省略を行うことが、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に有効であると認められる。
11埼玉県	2 既存のリサイクル施設（金属回収業、セメント原料化）については、既に当該事業を行っており、新たに施設を設置するものではないため、同意は不要としている。（新規施設は同意必要）
12千葉県	1
13東京都	0
14神奈川県	1 リサイクル施設に対しての緩和を行う特段の理由がない。
15新潟県	1 リサイクル施設と称して設置しようとする場合も考えられ、現時点では緩和することは考えていない。ただし、今後の状況によっては検討すべき課題と考えている。
16富山県	0
17石川県	1
18福井県	1
19山梨県	1 産業廃棄物のリサイクル施設であっても、基本的には、他の産業廃棄物処理施設と同様に、施設設置するに当たって、その計画の初期段階から住民へ周知し、住民からの意見を踏まえる中で、合意形成を円滑に図る必要があるため
20長野県	1 産業廃棄物を処理することに変わりないため、他の施設と同様の取り扱いとしている。
21岐阜県	2 リサイクルを促進するため
22静岡県	3 リサイクル施設に該当する破碎施設や乾燥施設、脱水設備等については、特に住民同意等を求めるの対象とは、しておりません。
23愛知県	1
24三重県	3 生活環境の保全上支障がないと認められる資源循環型処理施設については、要綱の手続きを適用除外している。
25滋賀県	1
26京都府	1
27大阪府	1 特になし
28兵庫県	1 処理する物が、産業廃棄物であるため。
29奈良県	1 リサイクル施設といえども地域の生活環境等に影響を与えられらるため。
30和歌山県	0
31鳥取県	1
32島根県	1
33岡山県	1 リサイクル施設であっても、周辺地域の生活環境に及ぼす影響が軽微とは言えず、むしろリサイクル名目で産業廃棄物の不適正な処理がなされるおそれがある。
34広島県	3 設置許可が必要な最終処分場、焼却施設のみ地元説明会を求めている。
35山口県	1
36徳島県	1
37香川県	0
38愛媛県	1 周辺の生活環境への負荷等が予想される許可施設を対象に事前協議の際の関係地域住民の同意書取得を規定しているため、特にリサイクル施設についての要件緩和は行っていない。
39高知県	1 産業廃棄物の施設若しくは処理業に該当するため。
40福岡県	1
41佐賀県	1 リサイクル施設であっても廃棄物の処理に伴う問題は同じと考えられる。
42長崎県	1 リサイクルの有無に関わらず、廃棄物を処理するものであれば、よりスムーズな運営のために地域に対し情報を公開する方が得策と考える。
43熊本県	2 設置許可対象施設については緩和していないが、地域に比較的受け入れられやすい処理能力が低い設置許可対象外の施設（リサイクル施設を含む）については、説明会の開催は求めず、関係市町村長の意見を求めている。
44大分県	1 リサイクル施設についても(5)の理由から、その他と区別できない。
45宮崎県	1 リサイクル施設についても紛争防止の観点から必要性があると判断するため
46鹿児島県	1
47沖縄県	0
50旭川市	1 生活環境に与える影響について、何ら違いがないため。
51札幌市	1 地域に与える影響は同等と考えるため
52函館市	1 住民同意が必要な施設は焼却施設と最終処分場である

1 - (6) リサイクル施設の取り扱い		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
53小樽市	1	
54仙台市	1	
55千葉市	1	リサイクル施設であっても周辺の環境に与える影響はその他の施設と同等であると考えられるため
56横浜市	1	
57川崎市	1	産業廃棄物をリサイクルするのは結果であって、過程は産業廃棄物の処理（リサイクル（再生）を含む。）を業として行うことには変わらないため。
58横須賀市	1	本市の場合、リサイクル施設に係る設置相談では、廃棄物処理の実績のない業者による案件が数例あり、このような経験のない業者による施設運営には慎重に対応する必要があると考えているため、リサイクル施設という施設の性格のみを理由とした指導の緩和は好ましくないと考えている。
59新潟市	1	処理施設としては変わらないため
60金沢市	1	周囲の生活環境への影響を評価した場合、他の施設と特に相違がないため。
61岐阜市	1	め。
62静岡市	1	リサイクルを目的としていても、質問（２）と同様。
63浜松市	1	特に理由はない。
64名古屋	1	め。
65京都市	1	リサイクルであっても生活環境保全上支障を及ぼす恐れが生じるため。リサイクルと処分との明確な区別ができないため。
66大阪市	1	リサイクル施設であっても、廃棄物の処理を行うことに変わりがないため。
67堺市	1	
68東大阪市	1	
69神戸市	1	リサイクル施設であっても、施設立地により大気汚染、騒音、悪臭等の周辺地域への環境影響が及ぶことが考えられるため。
70姫路市	1	住民と設置者との紛争等を防止するため
71尼崎市	1	産業廃棄物の処理を行い周辺の生活環境に影響を与えるという点においては、リサイクルを行う業者もそれ以外の業者にも大きな違いはないため。また、リサイクルという概念自体の定義が不明瞭であり、リサイクルだから環境負荷が少ないと必ずしもいえない現状があるため。
72和歌山市	1	
73広島市	1	リサイクル施設であっても、住民と設置者との間で紛争が想定されるため。
74呉市	0	
75下関市	1	
76北九州市	1	
77福岡市	1	目的が別であるとしても、取り扱うものが産業廃棄物で、悪臭、騒音等が発生するおそれがあるのであれば、紛争となる可能性があるため。
78大牟田市	1	
79長崎市	1	リサイクル施設だからといって、差を設けることに理由が見当たらないため
80佐世保市	1	処理する物が廃棄物だから。
81熊本市	1	
82鹿児島市	1	リサイクルする施設であっても、設置許可が必要な処理施設であれば、同様の手続きを行うため。
83岡山市	1	リサイクル施設についても施設によっては周辺に与える影響が考えられるため。また、リサイクル施設とその他の処理施設の区分が不明確な部分があるため。
84宇都宮市	2	コンクリート、アスファルトその他これに類するものとして市長が認めた廃棄物の再生のための施設については、住民同意等を不要としている
85富山市	1	
86秋田市	1	「廃棄物の処理」という行為については、リサイクルであっても同じであると考えられる。
87郡山市	1	
88大分市	1	
89松山市	1	
90豊田市	1	
91福山市	1	リサイクル施設であっても市長が認める施設であれば当該要綱と同様の手続を行う
92高知市	1	廃棄物処理施設になら変わらないから。
93宮崎市	1	
94いわき市	1	
95長野市	1	リサイクル目的であっても、廃棄物処理施設としての環境負荷に変わりはない。
96豊橋市	1	リサイクル施設であっても廃棄物処理法上ではほとんど同等の取扱いになっていることやリサイクル施設が地域住民に対する環境負荷が軽いわけではないため。
97高松市	0	
98相模原市	1	周辺環境への影響（騒音、振動、悪臭、粉塵等）について差異がないため。
99西宮市	1	リサイクル施設、処理施設如何にかかわらず、関係住民にとっては同じため。
100倉敷市	1	特にリサイクル施設が公害発生面で問題ないとは一概に言えないため、除外していない。

1 - (7) 住民同意等の目的		
	選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
1北海道	1	
2青森県	1	
3岩手県	1	0
4宮城県	1	地域の紛争を予防するためには地域住民等の意向を計画段階で内容に反映させることが必要であり、そのためには、事業者は十分に地域住民等に計画内容を説明し、地域住民と議論を尽くした上で計画を策定する形態にすべき。
5秋田県	1	0
6山形県	4	紛争を未然に防止するとともに、多額の投資が行われた後に事業者が計画中止に追い込まれることを防止する。
7福島県	13	0
8茨城県	1	施設設置後に事業者と住民の間で施設撤去等の紛争が起きることなどを想定した場合、施設設置前に周辺住民に事業計画を知らしめ、事業者によるその対応にあたらせることを目的としている。
9栃木県	14	廃棄物の適正処理及び生活環境保全を図る。
10群馬県	1	0
11埼玉県	1	
12千葉県	1	
13東京都	0	
14神奈川県	2	0
15新潟県	1	0
16富山県	1	0
17石川県	1	0
18福井県	1	
19山梨県	12	
20長野県	124	円滑な施設設置及び施設運営のため
21岐阜県	12	地域住民との信頼関係が確立し、より適正な施設の設置及び運営が期待できる。
22静岡県	4	隣接地主の同意をとることにより、施工中及び設置後のトラブルが防げる。説明会を確実に行うことにより、設置後の関係住民との紛争を防止できるため。
23愛知県	1	0
24三重県	4	処理施設の設置に対する地域住民の不安感・不信感を払拭し、紛争の予防を図るとともに、地域住民の意見を反映した、その地域の実情に応じたより良い施設の確保を目的としている。
25滋賀県	1	
26京都府	1	0
27大阪府	14	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため
28兵庫県	1	0
29奈良県	1	0
30和歌山県	0	0
31鳥取県	1	
32島根県	1	0
33岡山県	1	0
34広島県	1	0
35山口県	12	0
36徳島県	3	
37香川県	1	0
38愛媛県	4	住民と設置者との紛争を防止し、地域住民の理解と協力を得て円滑かつ適正に処理を継続させるため。事業者側に地域住民等への配慮の認識を醸成させるうえでも効果がある。
39高知県	12	1及び2。
40福岡県	1	
41佐賀県	1	0
42長崎県	1	0
43熊本県	1	紛争の防止とともに、紛争の解決を図り、もって生活環境の保全に寄与する。
44大分県	1	0
45宮崎県	1	該当なし
46鹿児島県	4	産業廃棄物の処理施設の設置に際して、事前に予測される生活環境保全上の問題点について協議し、相互に理解することにより産業廃棄物の処理施設の設置の促進を図ることを目的としている。
47沖縄県	1	
50旭川市	3	0
51札幌市	1	
52函館市	1	0
53小樽市	1	0
54仙台市	1	0

1 - (7) 住民同意等の目的		
	選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
55千葉市	1	
56横浜市	1	0
57川崎市	1	0
58横須賀市	1	0
59新潟市	1	
60金沢市	1	0
61岐阜市	1	0
62静岡市	1	0
63浜松市	1	
64名古屋市	1	
65京都市	1	0
66大阪市	1	本市では高度に市街化されていることから、住宅や事務所等の住環境が近接している。このため、廃棄物処理施設に限らず、産業廃棄物処分業者等の施設が立地すると、近年の環境意識の高まりから、住民から苦情が発生するケースが増えたため。そして、住民との対話（説明）を行うことは、地域に密着した顔の見える産廃処理を行うことであり、ちょっとしたふんじんなどの苦情であれば、地域の中で対応でき、紛争にならないものと考えております。
67堺市	12	0
68東大阪市	1	
69神戸市	1	0
70姫路市	12	住民と設置者の間の紛争を防止するため及び住民からの要請による
71尼崎市	1	0
72和歌山市	1	
73広島市	1	0
74呉市	0	0
75下関市	1	0
76北九州市	1	0
77福岡市	1	0
78大牟田市	1	
79長崎市	1	
80佐世保市	1	
81熊本市	1	
82鹿児島市	1	
83岡山市	1	
84宇都宮市	1	0
85富山市	1	
86秋田市	1	0
87郡山市	1	0
88大分市	1	0
89松山市	1	
90豊田市	1	
91福山市	1	0
92高知市	1	0
93宮崎市	1	
94いわき市	1	
95長野市	1	0
96豊橋市	4	事業の計画段階から情報を提供するため。
97高松市	0	0
98相模原市	12	0
99西宮市	1	0
100倉敷市	1	(追記事項) 平成13年度から政令市となり、県及び既存政令市との整合を保つこととした。

1 - (8) 住民同意等のメリット		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	3	
2青森県	3	事前に関係住民に対して十分な説明がなされ、理解を得ることができたため。
3岩手県	2	0
4宮城県	34	3と4の内容。理由は、住民理解を深める機会ができると、紛争の予防を図ることができるため。
5秋田県	3	0
6山形県	5	設置前は紛争が起きても、建設、稼働となった時点では紛争は緩和され、また住民監視のもとに、より適正な施設の整備及び運営につながっている。
7福島県	4	事業者と周辺住民等との合意形成の過程で、より安全性・信頼性の高い施設の整備や維持管理体制の強化が図られることとなるため。
8茨城県	2	0
9栃木県	4	
10群馬県	2	
11埼玉県	4	事前に地元住民に説明していることで、紛争が未然に防げている。また、稼働後も地元と良好な関係が保たれている。
12千葉県	24	2及び4(元の回答は選択肢欄が5)
13東京都	0	
14神奈川県	4	
15新潟県	4	未熟な事業計画による産廃施設の設置は排除されている。住民同意等により、住民の不安解消や理解が深まり、100%とはいかないまでも施設の設置後の紛争は少なくなっている。
16富山県	4	事前に十分な情報開示、説明がなされることにより、住民の不安感を和らげ、処理施設の適正な設置が推進されると考える。
17石川県	4	
18福井県	3	
19山梨県	3	廃棄物処理施設の設置について、事業の計画段階から地域住民等の意見が適切に反映され、個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分配慮されることにより、地域紛争を回避することが可能となる。
20長野県	34	住民同意を取得するために、事業者による地元住民への説明等が行われ、この過程で住民と事業者の間で公害防止協定等の締結を行うこともでき、円滑な施設設置が可能となる。
21岐阜県	34	地域住民との信頼関係が確立し、より適正な施設の設置及び運営につながった。
22静岡県	3	設置前に十分な、地元との調整が行われるため、設置後の地元とのトラブルが、少ない。
23愛知県	5	住民同意等は紛争の緩和に直接つながらないが、廃棄物処理に対する事業者、住民それぞれの認識を深めることはできた。
24三重県	5	地域住民の意見を反映した、より良い施設の設置と維持管理につながった。
25滋賀県	3	
26京都府	3	
27大阪府	4	周辺住民との間のコミュニケーションが円滑になることが多い
28兵庫県	2	事業者と地域住民等において、事前の調整を図るため。
29奈良県	3	事業者と地元との協議により、地域の実情に応じた適正な事業計画を樹立でき、違反行為や地域紛争の予防等に効果があると考えている。
30和歌山県	0	0
31鳥取県	4	
32島根県	5	設置許可申請に先立ち、時間をかけて事業計画を含めた設置予定内容について直接関係住民に説明することで、相互理解の一助となる。
33岡山県	4	計画者が住民の同意を得るべく地元協議を行う過程で、地域の実情によりふさわしい施設設置、維持管理が可能となった。
34広島県	34	0
35山口県	4	0
36徳島県	4	1
37香川県	4	産業廃棄物処理施設等が設置される前に周辺住民にその情報を知らせることにより、住民は事前に設置に対する意見を述べる事ができる。これにより事業者は多額の資金を投入する前に問題点等が明らかになるため、その対応が取り易い。
38愛媛県	4	地域住民の同意取得にあたり、事業説明等を通じて地域住民の理解が促進されるとともに、地域住民等の意見・要望等を踏まえ、より地域の実情に配慮した事業計画の策定等が可能となった。
39高知県	4	あらかじめ住民に説明することで、設置後の住民とのトラブルが少なくなった。
40福岡県	4	生活環境保全のための協定が締結されるため
41佐賀県	3	事前に住民等と協議することで住民等の理解が得られる。
42長崎県	4	地域の理解は、施設のスムーズな運営を確保する上で不可欠であると考えている。
43熊本県	3	事前説明会等の実施により、地域の不安解消に役立つとともに、設置者による地域の意向に配慮したより適正な施設の設置、運営に繋がっている。
44大分県	24	関係地域との協定の締結により、設置後の紛争は協定の当事者間で解決が図られるとともに、住民意見を踏まえた施設と運営が図られる。
45宮崎県	3	特になし

1 - (8) 住民同意等のメリット	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
46鹿児島県	4 許可対象以外の処理施設についても内容を審査できることにより、処理施設の能力や環境保全対策など、周囲の生活環境に配慮した施設を整備することができている。その他、地元とトラブルを起こすような悪質業者を事前に排除できている（処理施設の設置者は、地元に対してきちんとした説明ができればならない）。
47沖縄県	2
50旭川市	5 実績なし
51札幌市	4 紛争はないが、抑止効果はあったと考える。
52函館市	5 要綱策定後に同意が必要な施設の設置はない
53小樽市	5 住民同意を要件化してから現在まで対象施設の申請事例がなく回答不能。
54仙台市	4 施設設置計画及び維持管理計画について、地域住民の意見が適正に反映した。
55千葉市	4 住民から同意を得られるような適正な運営を行う業者のみ施設を設置できるため
56横浜市	2 公害対策等に周辺住民の意見が反映されたり、文書での合意があるため。
57川崎市	5 産業廃棄物の処理施設（法第15条に規定しない施設を含む。）を設置し、業として行う場合は、業の許可取得後、周辺住民や地権者等から反対等により事業の継続を阻害することを防止できる。特に法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設を設置し、業として行う場合は、周辺住民等に説明し意見等を聞くなどの唯一の機会であるため業者側にもメリットがあると考えられる。
58横須賀市	4 一般廃棄物処理施設の例であるが、説明会をきっかけに地元自治会との自主的な協定の締結につながるなど、紛争の予防とともに適切な施設の運営に役立ったと判断している。
59新潟市	4
60金沢市	4 住民の理解を得るため、設置者の公害防止への配慮が高まった。
61岐阜市	5 住民からの苦情等が減ったと思われる。
62静岡市	4 施設設置後において、大きな紛争はない。
63浜松市	4
64名古屋市	4 同意を取るために施設そのものの改善や周辺環境への配慮を促すことが可能となっている。
65京都市	34 事業者（申請者）の自己規制が働き、事業意志、目的が堅実な事業者だけが許可申請をするようになった。話し合いの場を持つことで周辺住民と事業者との相互理解が図られ、適切な運営につながる契機となった。
66大阪市	5 要綱をスタートしてから、期間が経っていないこと。また、対象となった件数が少ないためその評価は難しいと考えます。しかしながら、住民との対話（説明）を行うことは、地域に密着した顔の見える産廃処理を行うことであり、ちょっとしたふんじんなどの苦情であれば、地域の中で対応でき、紛争にならないものと考えております。
67堺市	23 事業者と住民との間において事業内容、環境対策等について、お互いの不信感を払拭するような協議の場がもたれることが多くなった。
68東大阪市	2 住民の要望も取り入れた（休日の休業等）操業や、十分な環境対策がとられたことにより、設置前は不安感や反対が強かったが、設置後は苦情等の発生は殆どない。
69神戸市	4 市民の理解が得られた優良な施設の整備に寄与している。
70姫路市	4 施設の設置前も設置後も紛争が緩和でき、より適正な施設の設置又は運営につながった
71尼崎市	3 当市では住民同意等は、設置許可（あるいは処理業許可申請）以前の事前協議段階で行うよう求めている。申請が行われる前段階で周辺住民等に計画内容を周知することにより、計画内容の修正が図れるようにしている。申請後・許可後に計画内容を変更するよりは柔軟に対応することが可能である。今の法制度では一部の種類の施設を除き、施設の設置許可があり建設が開始された後に周辺住民は計画を知ることとなり、その修正や変更を求めることはかなり困難である。
72和歌山市	5 住民同意制定後申請がないが、紛争がないと考える。
73広島市	4 施設の設置、運営（操業時間等）に関し、住民の意見が反映されるため。
74呉市	0
75下関市	5 処理施設等を設置する際、住民への説明及び承諾を得ることができる
76北九州市	4
77福岡市	3 住民の中には、産業廃棄物処理施設に対する忌避感情のみにより反対している者もいるが、設置前に十分に説明をしたり、協定に設置後の住民による監視等を盛り込むことにより、適正な処理施設の設置に対する理解が得られた。
78大牟田市	4
79長崎市	4 公害防止協定、環境保全協定など、事業者住民間で協定を結ぶケースが増えました。
80佐世保市	3
81熊本市	2 市内の地区にもよるが、反対運動が起きやすい地区があり、そういう地区では事前に施設設置について説明しないと、紛争が収まらないと考える。
82鹿児島市	4 周辺環境への配慮につながり、効果があったと考えている。
83岡山市	3 住民同意により事業内容が周辺住民に広く周知され紛争が緩和された。
84宇都宮市	3 住民と業者が直接意見交換ができ合意形成に役立つ。
85富山市	4
86秋田市	34 選択肢のとおり
87郡山市	4

1 - (8) 住民同意等のメリット		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
88大分市	4	関係者との間で、協定を締結するよう指導することにより、処理施設について、住民の意見を踏まえた適切な運営が図られる。
89松山市	5	メリットがあるかどうか不明
90豊田市	5	まだ、条例による申請事例がない
91福山市	24	紛争の問題点が施設設置（構造・維持管理）に反映され、法基準以上の施設となった
92高知市	0	0
93宮崎市	34	
94いわき市	5	中核市に移行してから3年が経過しておらず、明確なメリットを判断できないが、住民の理解が得られた施設の設置ができたと考えている。
95長野市	4	事業者と地元との環境保全協定の締結等による。
96豊橋市	34	
97高松市	0	0
98相模原市	24	本市が指針を設置しているため。
99西宮市	4	関係住民に事業計画を事前に説明することにより、住民からの意見が施設設置前に速やかに反映されること。
100倉敷市	3	事前に地元との合意形成に努力している結果と考えている。

1 - (9) 住民同意等の問題点		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	1	
2青森県	1	
3岩手県	5	同意書取得を求めている期間においては、住民の側に施設設置計画に対する反対の意向がない場合であっても、同意書を作成することに対する抵抗感から同意書取得が困難になる例があった。
4宮城県	1	特段、施設困難、紛争激化などの事例はない。
5秋田県	2	
6山形県	24	選択肢2及び4である。処理施設は適法な施設であっても、いくらかの環境負荷は有りえる。付近住民にとっては「無い方がいい」との気持ちがあり、「適法な施設」であっても同意を出さないケースがある。大規模な改善で変更許可に該当する場合も同様のケースがある。
7福島県	5	同意を巡って、金銭の授受が行われたり、周辺地区住民が反対派と賛成派に分かれて対立するなどの問題も生じている。
8茨城県	1	施設の法令・適正改善等の処理能力増を伴わない既存施設変更案件には、住民同意は義務付けてはいない。(ただし、市町村長は必要と指導した場合を除く。)
9栃木県	0	
10群馬県	2	
11埼玉県	2	
12千葉県	5	適法な施設であっても設置の手続きが遅れることがある。
13東京都	0	
14神奈川県	1	
15新潟県	5	適正な処理施設の設置の足かせになる。同意者が設置者と地域住民とのトラブルに巻き込まれる可能性が考えられる。
16富山県	1	住民説明会の開催等により、順調に処理施設が設置された。
17石川県	2	
18福井県	4	
19山梨県	1	廃棄物処理施設の設置に当たっては、事前協議を行うことにより、地域住民の理解や合意形成を図ることが、結果として時間等は要しても、事業者の事業の実現性が高まることとなる。
20長野県	2	産業廃棄物の処理及び施設に対する住民の不安感や不信感が強く、施設設置に対する理解が得られにくくなっている。
21岐阜県	1	産業廃棄物処理業者が趣旨を理解し、地域住民との信頼関係確立につとめている。
22静岡県	2	施設自体は、法に適合した施設であっても、地元住民にとっては、迷惑施設であるという考え方から、設置の申請を提出できるまでにかなり長期間の調整を要している。
23愛知県	5	従来から隣地承諾と住民周知を必要としていた最終処分場の立地については、法の構造基準等を満足するものであっても、団地の近くであること、河川の上流域であること等を理由とした反対に対しては住民同意等は何の解決策にならない。また、住民同意等の実施範囲をどこまでとするかが大きな問題となっている。なお、平成14年1月1日に改正した効果については、現段階では判断できない。
24三重県	2	事業者として、地域住民の生活環境の保全に配慮した計画にもかかわらず、拒絶型の反対により合意が得られず、断念した例がある。
25滋賀県	1	
26京都府	1	
27大阪府	24	小規模の処理施設でも設置困難となった事例がある。 焼却施設のH14.12月強化基準対応のため、変更許可を伴う施設改善について、住民との交渉の内容が改善点以外まで及ぶことを懸念して、施設の改善内容を軽微変更の範囲に抑える事例が多数ある。
28兵庫県	5	地域住民と事業者との合意形成を図るために、相当の時間を要すること。
29奈良県	1	住民同意を得る際、各種の考え方による反応が生じていると思うが、総じて趣旨とする点は生かされている場合が多いと考えている。
30和歌山県	0	
31鳥取県	1	
32島根県	5	同意や協定ではなく、説明を求めているため、説明を行った事実、内容等の真意が曖昧となることがある。また、説明範囲の設定を行っていないため、「関係住民」等の取り扱いが事業者と付近住民で齟齬が生じることがある。
33岡山県	5	計画者が住民同意を得ることができないまま許可申請を行った場合、知事はそれを理由として受理を拒むことはできず、許可不許可を決定しなければならない。しかし、住民の反対が高まっている場合、いずれに決定しても紛争・混乱は避けられず、困難な決定を行うこととなる。
34広島県	1	
35山口県	1	
36徳島県		
37香川県	1	
38愛媛県	1	特に大きな問題は発生していない。
39高知県	2	住民同意を得られず、設置を断念した者が増えた。
40福岡県	2	
41佐賀県	1	特に問題となった事例は把握していない。

1 - (9) 住民同意等の問題点	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
42長崎県	2 適法な施設であっても、地域に対する十分な説明を怠ると地域内に不信感や不安感を与えてしまうことになるため。
43熊本県	2 地域との合意形成に時間を要し、迅速な施設設置が困難なケースも見受けられる。
44大分県	2 関係者との協定の締結までに時間がかかり、設置者は施設の許可までに膨大な時間とエネルギーを費やす。
45宮崎県	1 特になし
46鹿児島県	1 県との事前協議の段階で、地元と紛争が起こることも中にはあるが、それは事前協議制を実施していない場合も避けられなかったと考えられ、住民説明を求めることにより問題が生じているとは考えられない。
47沖縄県	1
50旭川市	5 実績なし
51札幌市	2 処分業を行おうとしても住民同意があるため計画を断念することがあった。
52函館市	1
53小樽市	5 住民同意を要件化してから現在まで対象施設の申請事例がなく回答不能。
54仙台市	1
55千葉市	1 大きな問題は発生していないため
56横浜市	5 地元同意を指導している立場上、反対運動などの紛争が発生した場合行政が板挟みとなり、対応に苦慮するケースがある。
57川崎市	1
58横須賀市	5 本市では、場所的範囲について定めていない。これは、施設の種類、規模等によって生活環境に与える範囲が異なってくることから、一律の定めを設けず、個々の案件ごとに生活環境影響調査の結果を勘案し、周知範囲を指導するためであるが、実務的にはこの範囲の確定には苦慮するところである。とりわけ、市域の狭い本市にあっては、処分場、焼却施設といった大規模施設の設置は、市民全体にとっての問題と認識されるので、周知範囲を狭く限定すれば、その効果が不十分になる懸念がある。
59新潟市	5 対象施設がすべて要綱のとおり実施のため、新たな紛争が起こることもある。
60金沢市	2 産業廃棄物処理施設は生活環境を阻害するという認識が強い住民が多いため。
61岐阜市	1 現在まで特に問題はなかったと考えている。
62静岡市	2 住民感情として、施設の必要性を認識しても、居住する地域に欲しい施設とは考えず、その結果同意が得られない。
63浜松市	2
64名古屋市	2 施設設置以前からの設置者と周辺住民とのトラブルのために同意が取れないため、施設の設置のための条件がそろわない場合がごく稀ではあるがみられた。
65京都市	5 同意に際し住民から金銭の要求があった事例があった。
66大阪市	5 要綱をスタートしてから、期間が経っていないこと。また、対象となった件数が少ないため、問題点については、判断し難いと考えます。
67堺市	1
68東大阪市	2 リサイクル施設であっても産業廃棄物を処理するという事で議会への請願にまで発展し、設置を断念したケースがある。
69神戸市	1 本市では、市民の理解が得られた優良な施設を整備していくためには、住民同意を得ることは、施設設置者が必ず行うべき事柄であると考えており、この本市の指導について設置者から理解が得られていると考えられる。
70姫路市	1
71尼崎市	1 個人的な問題・軋轢等により住民同意等が困難(得られない)ケースも考えられるが、先にも述べたように本市における住民同意等は行政指導の範囲内であるため、特にこれを理由として許可を下ろさないというケースは今までない。ただ、事前に計画を周知することにより業者と周辺住民の間に歩み寄りの余地を模索する仲介を行うことにはメリットがあると考えられる。
72和歌山市	2
73広島市	1 これまで特に問題となった事例はない。
74呉市	0
75下関市	2
76北九州市	2
77福岡市	1 協定の締結が困難なために適正な処理施設の設置を断念せざるをえなくなった例はなく、むしろ、要綱対象外の施設の設置を巡り請願が提出される等の問題が生じた。
78大牟田市	1
79長崎市	2 本市においては、地域住民に対する周知がその目的ですが、その範囲や方法について統一性を保つことが難しい。
80佐世保市	1
81熊本市	2 同意が取れないため、施設設置を断念したケースがある。
82鹿児島市	1 特に問題はないと考えている。
83岡山市	2 設置場所によっては、産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不信感が強く、十分な説明が出来ないままとん挫するケースがあった。
84宇都宮市	1
85富山市	1
86秋田市	1

1 - (9) 住民同意等の問題点		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
87郡山市	1	
88大分市	2	関係者との住民同意（本市では協定の締結）まで時間がかかり、設置者は、施設の設置許可までに多大な時間と労力を費やす。
89松山市	3	関係住民の同意の範囲が特定できない。
90豊田市	5	まだ条例による申請事例がない
91福山市	2	
92高知市	2	0
93宮崎市	2	
94いわき市	5	一度こじれた案件はとことんこじれてしまうとのデメリットを感じている。また、住民同意が得られないために断念した計画もある。
95長野市	5	施設の設置等に係る事業計画書の提出の段階で、同意書の提出を求めていること等から、1～4までの区分に当てはめにくい。現状では、地域の理解を得ながら必要な施設を整備していく他の方法が見出せない。
96豊橋市	1	
97高松市	0	
98相模原市	1	特に問題がないため。
99西宮市	1	
100倉敷市	2	処理業者の資質、施設規模等について、住民側が難色を示していると考えられるが、十分に理解を得る必要があり、やむを得ない。

1 - (1 0) 住民同意等についての今後の方向	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	1 現状の取扱いにより、問題となる事例がほとんど見られないため
2青森県	1 円滑に最終処分場を設置・運営するためには、関係住民の十分
3岩手県	5 施設設置に係る事前協議を条例により規定することを検討しており、これに関連して検討
4宮城県	1 することとしている。
5秋田県	1 適正に運用されていると考えている。
6山形県	5 地域住民の理解を得ずに施設設置をした場合、のちに住民紛争等が起きることが懸念されるため、現段階で同意規定を見直す考えはない。
7福島県	5 当該制度が処理業者を含む県民のコンセンサスを得て定着していることから、当面は見直す予定は無い。ただし、リサイクル施設等については規制緩和の流れや他の自治体の動向との整合性も図っていきたい。
8茨城県	1 原則、現状維持と考えているが、「廃棄物問題検討委員会」（県内設置の検討会）で検討中。
9栃木県	5
10群馬県	3 施設設置による生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び資源循環型社会の構築に対する有効性が高い施設については個別に緩和する。
11埼玉県	1 見直し後間もないため当面は見直す予定はない。
12千葉県	1
13東京都	0
14神奈川県	5 廃棄物処理法をはじめとする関係諸法の動向や、廃棄物適正処理を巡る社会状況を注視しながら必要な改正を検討していく。
15新潟県	1 産廃処理施設を設置すれば、地域住民の生活環境への負荷は避けられない。また、適切な処理施設であっても、地域住民との紛争を防止し、良好な関係を築くことが必要と考える。
16富山県	1 特に問題がないため。
17石川県	3 リサイクル施設等について、緩和する方向
18福井県	3 焼却炉の改善あるいはリサイクル施設については、循環型社会の構築、適正処理の推進を図るため、見直しを行っている。
19山梨県	1 廃棄物処理施設を巡る地域紛争は、その設置計画が地域住民が知らないうちに進んでしまい、計画が固まってから初めて住民に知られることに起因している。また、地域住民、関係者の理解や合意形成なくしては、処理施設の立地・操業は、事実上困難であることから、計画当初から 住民説明など行うことにより、地域との合意形成が図られるよう 今後とも事前協議の中で指導していくこととした。
20長野県	1 事業者と地元住民の合意形成は、円滑な施設設置や施設運営に必要であると考えている。
21岐阜県	1 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者に対する不信感は根強く、地域住民との信頼関係を確立して業務を遂行することが必要であることから、地域に調和する処理施設の設置を求めて同意を要件としている。
22静岡県	4 関係する自治会の同意まで必要とするのは、行き過ぎであると思うが、住民に対する説明会というのは必要だと考える。本来ならば、設置者自らが、自主的に行うものであり、また、住民に理解されるような説明を行う義務があると考え。さらに、どのような説明を行っているか行政側も把握することも重要であると思われる。
23愛知県	1
24三重県	5 地域住民の意見を反映した結果の証として同意書の提出を求めているが、計画段階から生活環境の保全上の意見を反映する手続きそのものを盛り込むよう改正していく必要があると考えている。
25滋賀県	14
26京都府	1
27大阪府	34 住民同意については、緩和する方向で検討しているが、これまで一定の効果があったのも事実であり、それに代わる手法について、なお検討を要している。いずれにせよ、情報の公表など、周辺住民の信頼を高め安心できる施設の整備が促進される制度づくりを図る。
28兵庫県	1 特に重大な問題が発生していないため。
29奈良県	1 住民同意等は当初の目的から必要と考えているため。
30和歌山県	0
31鳥取県	1 要綱制定後紛争が起きていないため。
32島根県	4
33岡山県	5 廃棄物の適正処理に関する条例の制定を検討しており、その中で紛争予防手続を定める等により同意を取らない方法も検討課題の一つである。
34広島県	1 事前協議（地元説明）により、事業計画の早い段階からの内容協議が可能となっているとともに、事前に地元の理解を得ることで、許可後の事業運営に伴うトラブル防止に役立っているため。
35山口県	1
36徳島県	1 処理施設設置に係る関係法令所管課、関係市町村担当課で開催する適正立地審査委員会を開催し、その中で住民説明会の範囲を決定する。
37香川県	1 廃棄物処理法により産業廃棄物処理施設設置の許可の要件及び手続が明確であるため
38愛媛県	1 地域住民との紛争を回避し、円滑に事業活動を行うためには住民同意は必要であると考えており、現在のところ見直しは考えていない。
39高知県	1 事業者と住民の良好な関係なしには、産業廃棄物処理業は正常に展開し得ないから。
40福岡県	1
41佐賀県	4 現在、地元同意等の見直しについて検討中である。

1 - (1 0) 住民同意等についての今後の方向	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
42長崎県	1 現行制度で、その目的はある程度果たすことができると考える。
43熊本県	4 地域に比較的受け入れられやすい施設を考慮して、説明会等を求める対象施設の範囲について、他県等の状況を見て今後検討する必要があると考えている。
44大分県	3 平成9年度の法改正により、最終処分場及び焼却施設の設置許可手続きが整備され法律を補完する必要性が希薄になってきた。
45宮崎県	1 現状においても紛争防止の必要性があると思われるため
46鹿児島県	1 現在の方法で産業廃棄物処理施設の設置が円滑に進んでおり、もって、産業廃棄物の適正処理が図られていると考えられる。
47沖縄県	1
50旭川市	1 現状で不都合がない
51札幌市	1 住民問題を解決するのに必要と考えるため
52函館市	1 住民とのトラブルを防止するために必要
53小樽市	4 本市の規模及び地理的条件から北海道と歩調を合わせるのが最善である。
54仙台市	4 現行の廃掃法により定められた手続き（最終処分場と焼却施設の設置は、告示・縦覧と利害関係者の意見）だけでは、地域住民等の合意を得る手段としては、不十分と考えられるため、廃掃法改正と他の都道府県・政令市の動向を見て今後検討したい。
55千葉市	4 千葉県と方針を一致させる必要があるため
56横浜市	4 現在地元周知の方法を検討中であるため。
57川崎市	1 える。
58横須賀市	1 要綱制定後、運用実績が少ないものの、一定の効果があがっていると思われるので、現在のところ、見直す予定はない。
59新潟市	5
60金沢市	1 特に問題がないため。
61岐阜市	1 地域住民とのトラブル発生をできるだけ少なくしたいため
62静岡市	1 住民と直接接する地方行政の中で、地域住民を無視し、基準に適合する施設だから許可する考えには納得できない。 また、リサイクル施設の緩和及び要綱の条例化等、他自治体の動向を踏まえて検討した
63浜松市	1
64名古屋市	1 設置者と住民とのトラブルの回避のためには住民同意は必要と考えるが、不必要にその範囲を広げてしまうと施設の設置が困難となるため、現在のところ、見直しは検討していない。ただし、焼却施設等、その設置による影響が広範囲となる施設については住民説明を義務化した。
65京都市	5 施設の改善等により生活環境への負荷が明らかに軽減される変更許可、届出の場合に対しては、厳格な基準を設け、同意取得の趣旨に齟齬が生じないような柔軟な運用を検討する必要があると考えている。
66大阪市	5 要綱をスタートしてから期間が経っていませんので、その後の状況を勘案しつつ検討したいと考えております。
67堺市	1 事業者において、現状時間がかかっても住民の理解を得ようとする努力がなされることにより、良好な関係が維持できている場合が多い。
68東大阪市	1 メリットが大きい。 設置後の紛争が少ない。 法で規制できない条件（操業時間、操業日等）を住民の要望として行政指導できる。
69神戸市	1 市民の理解が得られた優良な施設の整備のための必須事項であると考えているため、これまで同様、施設設置者に住民同意を求めていくこととする。
70姫路市	1 現状において問題が発生していないため
71尼崎市	1 今までの設問の回答にあるように事前説明による同意形成のメリットがあると考えているため。
72和歌山市	1
73広島市	1 現状の制度で、特に問題となった事例がないため。
74呉市	0
75下関市	1 見直しを行ったばかりであるため
76北九州市	1
77福岡市	1 最終処分場や焼却施設以外の施設の設置についても、適正な施設の設置を促進するためには、住民に対して安全で安心できる施設であることを十分に説明するための手続きは必要であると考えている。
78大牟田市	1
79長崎市	4 本市は、法の規定のみで許可することが正しいと考えていますが、地域住民との摩擦、軋轢も無視できないと考えています。
80佐世保市	1 施設の設置は、住民にとっても関心が高いことであり、説明会等は必要と思われる。
81熊本市	1 現在、市内において業者と住民の間でトラブルが生じているので、今後とも必要と考える。
82鹿児島市	1 特に問題はないと考えている。
83岡山市	2 処理施設（処分場等）に対する不信感が強く、住民同意の強化について市民から強い要望があるため。
84宇都宮市	4 本市の地域性を考え、栃木県と統一した方針で対応する必要がある。
85富山市	1

1 - (1 0) 住民同意等についての今後の方向		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
86秋田市	1	住民同意を求めず、許可基準のみで施設設置を許可した場合、設置許可申請書・生活環境影響調査の縦覧等だけでは周辺住民に理解を得られず、紛争等の発生が懸念されるため、現時点では見直す必要はないと考える。
87郡山市	1	
88大分市	5	平成13年4月1日に、指導要綱の改正を行い、住民同意等について緩和している。
89松山市	4	
90豊田市	1	
91福山市	4	広島県と同一歩調を考えている
92高知市	4	今後法改正等により施設への規制強化がされれば要綱等で規制する必要がなくなるかも知れないため。
93宮崎市	4	
94いわき市	3	住民同意を求めるよりも、環境影響評価制度の運用の中で、アカウンタビリティーやコンセンサス・コミュニティーを求めるシステムを検討すべきと考えている。
95長野市	1	住民同意は必要と考えており、現状では見直しの予定はない。
96豊橋市	1	
97高松市	0	
98相模原市	1	指針の成果が上がっているため。
99西宮市	1	このことによって、不都合が生じた案件は現在までないため。
100倉敷市	4	見直しは必要と考えるが、強化或いは緩和の方向付けを検討するに至っていない。

1 - (1 1) 住民同意の範囲とその根拠	
	自由記入
1北海道	範囲：施設周辺500m以内の住民の同意を求めている。 根拠：500m以上離れたところであれば、感覚的な公害による生活環境への影響が少ないと考えられる隣接地所有者の全員、搬入道路隣接居住者の3分の2以上、周辺500メートル以内の町内会等の3分の2以上、下流500メートル以内の水利権者及び水路管理者の全員
2青森県	《事前説明対象者》 処理施設に隣接する土地の所有者 積替え保管施設の用地から200m以内に居住する者 中間処理施設の用地から300m以内に居住する者 最終処分場の用地から500m以内に居住する者 搬入道路（幅員5m以内）から30m以内に居住する者 処理施設からの放流水の放流先水路等の管理者《根拠》施設に近接することにより直接影響を受け易い騒音、振動等の項目に配慮した内容となっている。
3岩手県	処分に用いる施設及び法第15条第4項以外の産業廃棄物処理施設：説明会の対象となる地域住民等の範囲については、関係市町村長と協議する。（関係市町村長は、産業廃棄物処理施設の設置等により生活環境上の影響が及ぶ可能性や地域の実情を考慮して合理的な地域住民等の範囲の設定を行い、事業者等に提示する。）法第15条第4項の施設：説明会の日時及び場所の公告を行い、地域住民等に対して説明会を開催する。
4宮城県	イ．処理施設の敷地に隣接する土地の所有者の同意 ロ．処理施設の敷地から500m以内に住民が居住している場合には、原則として当該住民が属している町内会との協定又は複数の代表者（会長、副会長等）の同意 また、500m以内に住民が居住していない場合には、原則として搬入道路にあたる直近の居住者が属する町内会等の住民組織との協定又は複数の代表者の同意 最終処分場にあつては、排水の放流先となる河川・水路等の管理者の同意
5秋田県	その根拠は、処理施設の設置により特に影響を被るのが上記の範囲であると考えたため。
6山形県	同意の範囲は次に掲げる者。根拠として悪臭、騒音、害虫等の環境へ与える負荷を考慮した。 事業場（搬入路を含む。）の敷地の隣接者（搬入路にあつては、搬入路と接する土地の所有者） 施設から概ね500m以内に居住者がいる場合は、その居住者の地区の代表者又はその地区の2/3以上の世帯主 放流水がある場合は、原則として放流先の第1利水者 ただし、次のア又はイに該当する場合は、 から までの同意書を、ウに該当する場合は の同意書を省略することができる。 ア 産業廃棄物処理施設等の設置予定地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある場合 イ 産業廃棄物処理施設等の更新（処理能力に10パーセント以上の増加がない場合にあつて、その設置場所が更新しようとする施設の設置に係る法に基づく申請、届出又は指定申請において平面図等に明記した事業場の敷地内であるものに限る。）を行う場合 ウ 再生の用に供するための次に掲げる処理施設を設置する場合（公害対策の措置が講じられた施設の限る。） （ア）コンクリートの破碎施設 （イ）アスファルトの破碎施設 （ウ）再生加熱アスファルト混合物製造施設 （エ）木くずのチップ化施設 （オ）発泡スチロールの溶融施設 （カ）動物の糞尿等の堆肥化施設 （キ）その他知事が認める再生の用に供する処理施設
7福島県	影響の及ぶ範囲から同意を求めさせている。 理由：施設の種類や立地条件などにより影響の及ぶ範囲が異なり、一定の距離要件を設けることが困難であるため。
8茨城県	廃棄物処理施設設置にあつて、地元関係者の意向を市町村長指導により、事業者調整状況調書を徴収していたが、その調整範囲については、地域の事情を鑑み、市町村長が判断によるものであったが、この範囲について問い合わせが多く、県として「おおむね300mの範囲」として指針を示した。従つて、市町村長が計画の内容や計画地の状況を見てこの範囲を拡大又は縮小して指導することは差し支えないとした。
9栃木県	積替え保管施設：200m、中間処理施設：300m、最終処分場：500m 根拠：環境関係の専門家の意見を元に周辺環境に与える影響等を考慮して算定した。
10群馬県	施設用地の土地所有者 施設敷地境界から20m以内の土地所有者及び使用権原を有する者 施設敷地境界から50m以内の住民（世帯主）の全員 施設敷地境界から300m以内の住民（世帯主）の5分の4以上 等 生活環境への影響を考慮した範囲
11埼玉県	工業専用地域は周辺100m以内の住民に対し説明会の開催 その他の区域では焼却、最終処分場などは500m以内の住民の2/3以上の同意 以外の200m以内の2/3以上の同意（積み換え保管施設を含む） 既存の金属回収、自動車解体業、セメント製造業者は同意は不要。
12千葉県	範囲：中間施設に関しては計画区域からおおむね200m以内（最終処分場については300m）の地域及び搬入道路の沿道
13東京都	

	1 - (1 1) 住民同意の範囲とその根拠
	自由記入
14神奈川県	[同意書取得範囲] 最終処分場 なし 最終処分場以外 隣接する土地における所有者、居住者及び事業を営む者の代表者 [説明会開催範囲] 最終処分場 処分場の設置又は運営によって生活環境に著しい影響が生じるおそれのある地域 最終処分場以外 周辺への環境に対する影響を考慮し、事業計画者が定めた区域
15新潟県	同意...敷地所有者産廃施設の敷地に隣接する土地の所有者及び権限に基づき現に当該土地を使用している者、産廃施設の設置により生活環境に影響を及ぼすおそれのある地区の代表者、産廃施設から排水を放流する場合は、放流先の河川、水路等の管理者(国、県及び市町村長を除く。)、水利権者及び漁業権者(漁業権者を構成員とする団体がある場合には、当該団体) 説明会...関係市町村及び地域住民等
16富山県	生活環境影響調査書で影響が認められる地域を対象に住民説明会を開催することとしている。
17石川県	承諾の範囲は、処理施設の設置等をしようとする土地に隣接する土地の所有者及び法律上の権原に基づき現に当該隣接する土地を使用している者 説明会の範囲は、協議して決める関係地域の区域内
18福井県	施設設置を区域に含む自治会。過去においては広域で同意を求めていたことから設置予定者の負担が大きいため、設置区に限定した。
19山梨県	合意形成を求める範囲は、生活環境保全の観点から次のとおりとしている。 設置予定地及びその隣接地権者 地元自治会等(設置予定地が所在する市町村長が必要と認めた自治会等の住民組織とする。ただし、当該設置予定地が市町村の境界に近いときは、隣接市町村と協議して設定する住民組織を含む。)
20長野県	・施設が設置される区(複数にまたがる場合は、該当するすべての区) ・市町村長が、設置区周辺の区の同意が必要と判断した場合は、その判断を尊重する。
21岐阜県	1 遮断型最終処分場の設置等をしようとする者にあつては、隣接地(敷地境界から10m以内の土地。以下同じ。)所有・使用権原者、関係市町村長から同意を得よう求められた関係自治会並びに計画地の敷地境界から500m以内の世帯の世帯主及び事業場の代表者又は責任者 2 1以外の処分施設の設置等をしようとする者にあつては次に掲げる者。ただし、建築物の新築、改築又は解体に係る工事現場から排出されるがれき類、木くず等が混合された産業廃棄物に係る積替保管施設についてはイに掲げる者のみとする。 イ 隣接地所有者・使用権原者 ロ 関係市町村長から同意を得よう求められた関係自治会 ハ 放流水がある場合には、放流地点から1000m以内(当該範囲において、放流水が100倍に希釈される場合は、当該希釈されるまでの範囲)の河川及び水路の管理者(国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)、水利権者(慣行水利権者を含む。)及び漁業権者
22静岡県	特に範囲は、定めておりません。基本的には、設置者自らが、判断すべきものであり、又、施設の規模や地形、土地利用の形態によってもかなり影響範囲が変わるため決めるのが困難であるため。
23愛知県	住民同意については、隣接地の土地所有者の承諾のみである。住民説明会については、最終処分場と焼却施設については生活環境影響調査指針で調査対象の範囲とされた地域の住民に対して説明会を実施するよう指導している。
24三重県	産業廃棄物処理施設の種類の応じ、100mから1000m以内の住民(4/5)の同意を求めている。平成9年に、先進自治体をベンチマーキングするとともに、各界各層の意見を聴いたうえで、当時、妥当な範囲と率として定めている。
25滋賀県	地元市町村に、該当自治会の範囲を示させている。
26京都府	産業廃棄物処理施設の設置予定地の隣接地所有者及び地元自治会を基本とし、ケースごとに決定している。
27大阪府	住民同意・・・予定地及び隣接地の所有者、占有者、ならびに自治会、水利組合 など 住民説明・・・生活環境への影響を及ぼすと予測される地域 など
28兵庫県	権利に影響を受ける者又はそのおそれのある者を包含した地域としてのまとまりに属する住民を対象としている。 その理由は、個別具体的に関係住民を特定し、条例手続きを進めることは、運用面で困難な場合が想定されること、従前からの同意取得指導との整合勘案する必要があること等の理由による。
29奈良県	焼却施設及び埋立処分場：設置場所の自治会長、周辺500m範囲内自治会長、隣接土地所有者、下流2km水利権者、設置場所の市町村長の同意 焼却外中間処理施設及び積み替え保管施設：設置場所の自治会長、隣接土地所有者、一時流入地の水利権者(放流水が有る場合)、市町村長の同意 科学的根拠はないが、直接的に生活環境に影響が及ぶと思われる範囲としている。
30和歌山県	0
31鳥取県	とくに範囲については定めていなが「産業廃棄物処理施設設置に伴ってその権利に受忍限度を超える影響を受ける者又はそのおそれのある者」としている。したがって、「地域住民の範囲」は、これらの者を包含した地域
32鳥根県	(自治会等の単位)の範囲となるが、生活環境影響調査結果により周辺及び下流にも及ぶこともあ 「関係住民」への説明を求めている。施設の種類、規模、周辺の環境で生活環境への負荷量は変化し、一概に説明範囲の指定は不可能と考える。
33岡山県	住民同意の範囲は、住民の代表者、隣接地の地権者等、放流先の水利権者。理由は施設の設置に伴い生活環境保全上の影響が及ぶ可能性があるものと認められるから。
34広島県	生活環境影響調査(水質、大気質、騒音、振動など)の調査対象地域や関係市町村の意見に基づき、市町村界、字界および尾根、沢等によって囲まれる地域を最小単位として決めている。

1 - (1 1) 住民同意の範囲とその根拠	
	自由記入
35山口県	(硫酸化物排出量)、騒音及び水質汚濁の観点から設定)の区域内に居住する者(工場又は事業者等を有する者を含む。)の属する自治会の管轄区域において、関係住民を対象とした説明会の開催と自治会の代表者又は(世帯を構成する場合は、その世帯主)の3分の2以上の承諾を得ることを求めている。 ・ 産業廃棄物処理施設等(安定型最終処分場にあつては法第15条第1項又は第15条の2の4の申請に係るものに限る。)から排水を放流する場合は、放流先の河川、水路等の管理者(国又は地方公共団体が所有者である場合を除く。)、水利権者及び漁業権者の承諾を得ることを求めている。 ・ 産業廃棄物処理施設等の設置場所に隣接する土地の所有者(国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。)、又は管理者の承諾を求めている。
36徳島県	
37香川県	
38愛媛県	県指導要綱に基づき関係地域住民の同意取得を規定しているが、特にその具体的範囲は規定しておらず、生活環境影響調査結果を基に個々にその範囲を判断している。
39高知県	関係市町村及び地域住民への説明を求めている。また、隣接地の土地所有者及び土地の使用権限を有する者と、中間処理施設の敷地境界から300m以内、最終処分場にあつては500m以内に居住する地域住民の世帯主の2/3以上の者又は当該地域の代表者の同意を求めている。 他県の状況を参考に、生活環境に影響を及ぼさない範囲として決めた。
40福岡県	産廃施設の種類ごとに規則で定めている
41佐賀県	施設所在地の区及び影響が生ずるおそれがあると思われる範囲等。
42長崎県	細かい規定は設けていないが、説明会の開催にあつては関係市町村の協力を得て実施することとなっているため、各市町村の判断に委ねられるところが多い。
43熊本県	施設設置予定地の概ね周辺1km以内の近隣地域住民に対する説明を求めている。近隣地域の範囲は関係市町村長の意見を尊重して決定している。
44大分県	騒音、悪臭等の影響範囲を考慮し、設置予定地の敷地境界からおおむね500m以内を関係地域としている。
45宮崎県	施設の種類や規模、予定地の地形、住居の位置等を考慮し、関係市町村の意見を聴いた上で範囲を決定している。
46鹿児島県	地元自治体の意向を最大限尊重して範囲を定めるため、明確な距離の規定はない。
47沖縄県	求めているない。
50旭川市	施設の敷地境界から概ね500m以内に居住する住民、その地域を区域とする住民自治組織。排水を河川に排出する場合、水利権を持ち、その排水の影響を受けるおそれのある住民。根拠：住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられる範囲。
51札幌市	世帯主又は当該範囲を自らの区域とする町内(自治)会における会長 (2) 当該予定施設の隣接地主 (3) 当該予定施設の敷地境界から水平距離で概ね1キロメートル以内に当該施設からの排水により影響を受けるおそれのある河川又は農業用水路がある場合には、当該範囲内の水利権者(農業用水利用者を含む。) (4) その他市長が必要と認める者からの同意
52函館市	予定地の隣接地の所有者、現に隣接地を使用する権原を有している者 放流先の河川または水路の管理者、水利権者 施設境界から500mの範囲内の居住者が属する町会等
53小樽市	範囲：施設周辺500m以内の住民の同意を求めている。 根拠：500m以上離れたところであれば、感覚的な公害による生活環境への影響が少ないと考えられるため。
54仙台市	1. 保管積替施設及び中間処理施設にあつては、敷地に隣接するすべての土地所有者及び居住者(同一世帯を構成する場合は、その世帯主。以下同じ。)から同意を求めている。これは、敷地に隣接するという事業を行う上で最低限度の同意要件と考えている。 2. 最終処分場にあつては、敷地に隣接するすべての土地所有者及び居住者並びに敷地境界から500メートル以内の居住者の4分の3以上の者から同意を求めている。これは、敷地に隣接するという事業を行う上で最低限度の同意要件と500メートル以内の居住者は、当該施設による影響が大きいことから、他の都道府県・政令市を参考に決定した。
55千葉市	最終処分場：計画区域から300メートル以内の地域 最終処分場以外：計画区域から200メートル以内の地域 根拠：県に準じた
56横浜市	範囲...工業地域及び工業専用地域以外に設置する場合は地元及び本市が必要と認める範囲の町内会長から承諾を得ていること。設置に伴い本市が影響があると認める範囲の住民及び事業所から承諾を得ていること。
57川崎市	敷地境界線から50m以内の住民、地権者、隣接地の地権者、農業関係者、水路利用者であり、根拠は、地権者等が産業廃棄物処理施設の設置を了解していること、周辺に振動、騒音が発生するためその減衰を考えて50mとした。また、排水が発生する場合は、農業関係者や水路利用者に対し十分な説明を行う必要があると考えるため。ただし、工業専用地域は住民説明を不要としている。
58横須賀市	(9)で回答したように、要綱では具体的範囲を定めることなく、施設の種類、規模に応じて個々の案件により生活環境影響調査の結果を勘案し範囲を指導している。過去の事例としては、焼却灰溶融施設(一廃施設)について設置予定地を中心に半径3kmの範囲を周知範囲として実施した。
59新潟市	1 設置場所の隣接地(現況から隣接状態と判断できるものをフ含む。)の所有者及び利用者 2 設置場所の敷地境界から100m以内に居住する住民及びその住民が所属する自治会 3 放流水等が排出される施設にあつては、排出先の河川等の水利権者等 4 その他当該産業廃棄物施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすと考えられる個人又は団体

1 - (1 1) 住民同意の範囲とその根拠	
自由記入	
60金沢市	基本的には隣接者の同意及び環境影響評価によって影響を及ぼすと判断された地域（関係地域）との、生活環境の保全に関する協定の締結を必要とする。
61岐阜市	中間処理施設の場合は10m以内の隣接地所有者等及び300m以内の地元自治会等、最終処分場の場合は10m以内の隣接地所有者等と500m以内の地元自治会等
62静岡市	施設予定地に隣接する土地所有者及び居住者 施設予定地の町内会又は自治組織 施設予定地の部農会 排水が伴う場合は、水利権者及び河川等管理者（公共用水域は除く。） その他特に市長が必要と認めるもの
63浜松市	産業廃棄物を処理する施設が影響を及ぼすと予測される範囲を関係地域とし、その地域が存する自治会 影響を及ぼす範囲としては、悪臭、騒音、振動、ばい煙等を考
64名古屋市	住民同意に関しては施設が設置されている事業場の敷地境界から4m以内の居住者及び土地の所有者。ただし施設から50m以上離れている場合には不要とする。これは基本的に隣接する者の同意を求めるものであり、一般的な道路幅から4mとしている。 住民説明に関しては、施設によってその影響する範囲が異なるため、一義的な範囲を定めず、影響が及ぶと考えられる住民に対して行うものとしている。
65京都市	(1) 産廃施設を設置しようとする敷地に隣接する土地の所有者その他当該土地を使用する権原を有する者（国及び地方公共団体を除く。）、(2) 産廃施設を設置しようとする敷地を包括する区域に存する地方自治法第260条の2第1項に規定する団体の代表者、(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
66大阪市	周囲100mの住民（事業者）に対する説明を求めている。根拠は、生活環境影響調査指針の騒音、振動の調査対象地域を100mとしていることから、影響が及び可能性のある範囲として100mを定めています。
67堺市	施設立地場所の単位自治会
68東大阪市	隣接地主及び所在するところの自治会。 隣接するところへの影響が最も大であるところから。
69神戸市	本市では、「神戸市産業廃棄物処理施設指導致要綱」において、産業廃棄物処理施設等の設置により、生活環境に影響の生ずる恐れがあると認められる次の者から同意を得ることとしている。 当該施設設置予定場所の地元自治会等の住民組織 当該施設設置予定場所の隣接住民及び隣接土地所有者等 当該施設設置予定場所の下流の水利権等を有する者 その他市長が特に認める者
70姫路市	設置する地元自治会
71尼崎市	隣接事業者（住民）及び設置町内会（それに類する団体）の同意を求めている。理由としては隣接事業者については直接的な環境影響の対象となるため、町内会については車両の通行等により環境影響を受ける対象となるため。
72和歌山市	関係住民に対し説明会と広告、縦覧を行い意見を求めるため、特に範囲は決めていないが焼却施設については最大着地濃度地点と考えている。
73広島市	施設設置に伴う影響が一番大きいので、施設の設置予定地に隣接する土地の所有者及び居住者並びに町内会等に事業計画を説明するよう求めている。
74呉市	該当ありません
75下関市	産業廃棄物処理施設を設置する地域の自治会、設置場所隣接地の土地所有者及び居住者の全員、自治会長、搬入道路、排水がある場合には、500m以内の水利権を持つ者の代表者
76北九州市	破碎施設については、半径300m。焼却施設については、半径を最大着地点の円内を関係地域と定め、地域内の住民及び企業に説明を求めている。ただし、防止対策の内容により、関係地域の縮小、拡大を行っている。
77福岡市	住民説明や協定締結の範囲としてつぎの方法により定めるほか、処理施設への搬入路の状況や生活環境影響調査に基づき必要な地域を加える。 (焼却施設) 計算式により算出された硫黄酸化物の最大着地濃度の出現距離の範囲内で地形等を勘案して定める。 (破碎施設) 概ね300メートル以内の地域で、地形等を勘案して定める。 (安定型処分場) 擁壁等のうち最も高度の低い位置から概ね3キロメートル以内の地域で、地形等を勘案して定める。 (管理型処分場) 擁壁等のうち最も高度の低い位置から概ね3キロメートル以内の地域及び当該施設から排水が排出される公共用水域における低水流量が排出量の概ね100倍となる地点に至るまでの当該水域の周辺地域で、地形等を勘案して定める。
78牟田市	施設の種類と能力に応じて関係地域を指定し、関係住民に対し、説明会の開催について周知をはからせている。
79長崎市	原則として、自治会単位です。施設が存する地域の単一自治会をその範囲と考えています。広範囲に生活環境の保全上の影響を及ぼすような施設の場合は、科学的根拠に基づき周知対象を拡大することは必要なことと考えています。したがって、隣接自治会や連合自治会に対する説明や周知も有り得ることと考えています。
80佐世保市	処理施設設置場所のある町内会や自治会、必要に応じて隣接町内会等としている。
81熊本市	産廃施設から100mの範囲にある、居住者、自治会、農区、業者、土地所有者、水路等の管理者の同意を求めている。100mに関しては科学的根拠はない。

1 - (1 1) 住民同意の範囲とその根拠	
自由記入	
82鹿児島市	設置しようとする処理施設の敷地の境界からの直線距離が100m以内の区域内の関係者の同意を求めている。 100mの根拠としては、建築基準法で「その許可に利害関係を有する者」の範囲が建築物の敷地の外周およそ50m(物件によっては100m)であることから、より厳しい100mとした。
83岡山市	1. 隣接の土地の所有者 2. 地元住民の代表 3. 放流先の水利関係者
84宇都宮市	以下の区域を含む自治会 積替保管施設: 処理施設の敷地及び処理施設の敷地から200m以内の区域 中間処理施設: 処理施設の敷地, 処理施設の敷地から300m以内の区域及び処理施設への搬入専用道路から50m以内の区域 最終処分場: 処理施設の敷地, 処理施設の敷地から500m以内の区域及び処理施設への搬入専用道路から50m以内の区域
85富山市	影響があると認められる地域
86秋田市	対象施設共通事項 イ. 処理施設の敷地に隣接する土地の所有者の同意 ロ. 処理施設の敷地から500m以内に住民が居住している場合には、原則として当該住民が属している町内会との協定又は複数の代表者(会長、副会長等)の同意。また、500m以内に住民が居住していない場合には、原則として搬入道路にあたる直近の居住者が属する町内会等の住民組織との協定又は複数の代表者の同意 最終処分場対象事項 排水の放流先となる河川・水路等の管理者の同意
87郡山市	当該処理施設の設置に伴い、影響を及ぼすおそれのある範囲の周辺居住者に対し、同意取得を求めている
88大分市	特に範囲は定めていない。
89松山市	「関係地域住民」の同意を得ることを義務づけている。同意の範囲は個々の事例により判断する。
90豊田市	焼却施設 = サツンの拡散式による硫黄酸化物の最大着地濃度出現距離までの地域を含む地域。 最終処分場 = 事業用地の境界線から概ね3キロメートル以内の地域及び施設からの排水が排出される公共用水域における低水流量が排水量の概ね100倍となる地点に至るまでの当該水域の周辺の地域。 その他の施設 = 事業用地の境界線から概ね300メートル以内の地域。 いずれも施設が地域の環境に影響を及ぼす範囲として設定
91福山市	範囲については、行政と設置者との間で決定することとしている。また、その範囲は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の解説」を参考にしており、焼却施設は最大着地地点の2倍、最終処分場は100倍希釈地点を基本とし、その地点を含む町内会単位を範囲としている。
92高知市	処分場周辺300m以内の住民の3分の2以上の同意及び隣地の所有者の同意を求めている。最終処分場については、500m以内の住民の3分の2以上の同意、500m以内の下流の水利権者の同意及び隣地所有者の同意を求めている。 本市が中核市に移行した際に高知県指導していた内容を引き継いだもの。
93宮崎市	立地場所の状況により個々に判断している
94いわき市	中間処理施設にあつては敷地境界から概ね300mの範囲、最終処分場にあつては敷地境界から概ね500mの範囲。範囲は他自治体へのアンケート調査結果を踏まえたもの。
95長野市	原則として施設設置予定地の地元行政区の同意。排水水がある場合には河川管理者等の同意。廃棄物焼却施設及び最終処分場についてはその環境影響の及ぶ範囲で、施設ごとに定めることとしている。
96豊橋市	住民説明の範囲は関係町内自治会とし、施設の敷地境界から6メートル以内の土地所有者の承諾を得よう指導している。6メートルの根拠は、開発行為により設置される道路に係る基準(市策定)を根拠とする。
97高松市	
98相模原市	苦情等の状況を検討した結果、施設の敷地境界線から100m以内に土地若しくは建築物を所有する者又は居住する者及び近隣自治会を範囲とする。ただし、周辺環境への影響が大きいと市長が認めるときは近隣自治会以外の自治会へも説明を行う。
99西宮市	範囲は特に定めていないが、事業者には原則として施設の設置場所が属する自治会に説明を行うよう求めている。(条例では「施設設置に伴って生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認められる者」と規定)
100倉敷市	地元自治会長等の同意に関し、政令7条の2に規定する施設については500m、その他の許可対象施設は100mとしている。県と既存政令市の数値を参考とした。

1 - (1 2) 9年改正法による廃棄物処理施設設置手続きの効果	
自由記入	
1北海道	許可・不許可という行政処分を行う前に、申請書類を利害関係者に縦覧し、意見を提出できることを法制化したことは、許可手続きの明確化や住民意見の反映に効果があったと考える。また、環境アセスメントを申請書類の添付書類にしたことは、生活環境保全上の支障の有無の判断に効果的であると考える。
2青森県	住民に対する情報提供、意見提出の機会の付与といった観点では、一定の効果は上げていると思われる。
3岩手県	施設の設置計画に係る情報を関係住民に提供することは、施設設置や設置後の稼働を円滑に進めるうえで重要であり、そのような点で一定の効果があると考えられる。
4宮城県	生活環境上の意見を吸い上げるといことで、紛争の未然防止に寄与していると考えられる。
5秋田県	従前よりは住民等の意見を反映することができるようになったものと考えられる。
6山形県	告示・縦覧が行なわれるのは正式に申請書が提出された後である。申請者はこの時点では既にアセスや設計経費等多額の経費を投入しているため、この段階で住民騒動が起きれば相当こじれるケースが多くなるものと想定される。情報開示により不安を払拭するによい方法であるが、紛争を未然に防止する効果は疑問である。
7福島県	改正法の手続きだけでは十分な合意形成を図ることは難しいものと考えられる。
8茨城県	利害関係者が意見を提出できることは、地元住民の意向が反映される点で効果がある。
9栃木県	法律に手続きが盛り込まれたことには評価できる。効果については、これまでの許可申請件数が少ないので今後の状況を見て判断したい。
10群馬県	・設置許可の手続きが透明化された。
11埼玉県	住民の意見提出の機会が与えられたことは評価されている。告示手続き自体は県報で告示するだけでは不十分。市の広報誌などに掲載させてもらわないと告示の意味が無い。全体としては手続きが長期化する傾向にある。効果は不明。
12千葉県	告示・縦覧により、計画内容の周知を図る効果がある。
13東京都	生活環境に配慮された施設の設置が可能となり、処理施設の信頼が得られ、適切な施設の確保ができる。
14神奈川県	地域住民等が生活環境への影響を事前に把握し、事業計画に係る情報公開条例といった手続きによらずに知ることができる。
15新潟県	最終処分場、焼却施設の新規設置数は激減したが、適正な施設の設置が図られると考えている。
16富山県	地域住民からの処理施設に対する一定の理解を得るには、事業計画が決定された後の形式手続きではなく、住民の意見を取り入れて事業計画を変更することが可能な運用が重要と考える。
17石川県	これまでのところ、該当する案件がないので、不明。
18福井県	告示から1月間では、市町村や地域住民が検討する期間としては短い。また、意見としてもそれが審査にどのように反映されるのかあいまいである。なお、利害関係者の範囲が明確でないことから、先月、利害関係者からの意見が約5千人から提出されるなど事務面から支障がでている。
19山梨県	法の手続きでは、告示・縦覧等の対象施設が限定され、また、時間的な制約があることなどから、住民の意向が計画初期段階から適切に反映され、地域住民との合意形成を図るためには、不十分である。
20長野県	この制度による許可事例はまだない。手続き上、市町村や関係住民の意見を反映できる仕組みにはなっているが、反対のための意見が多く提出された場合の対応については、苦慮することが想定される。
21岐阜県	事例が少ないため判断できない。
22静岡県	告示・縦覧により、多少なりとも住民による周知がされることは、良いと思う。
23愛知県	最終処分場と焼却施設については、住民とのトラブルが多いことから、住民への周知が非常に重要であるため、有意義な制度と考えているが、事業者の周知義務規定や市町村の周知協力規定の追加等、規定の拡充が望まれる。
24三重県	廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理施設の設置に係る住民の意見の反映といった手続きが、設置許可に係る最終的な段階において規定したものであるが、紛争が起り得るのは計画段階からであり、計画段階から住民の意見を反映する手続きが必要と考える。
25滋賀県	有効な仕組みと考えている
26京都府	住民の不安解消には一定、役立っていると思われる。
27大阪府	情報の公開という観点では一定の効果がある。
28兵庫県	既に条例で規定している内容であり、特に新たな効果はない。
29奈良県	告示・縦覧、利害関係者の意見提出では住民同意等に代えることはできないと思慮される。
30和歌山県	意見を聴く機会を設けることは、住民等の事業への理解を深めるための手段として重要である。利害関係者の提出意見に対する事業者の見解を示す機会を設ける必要がある。
31鳥取県	広く利害関係者に情報を周知することは良い。
32鳥根県	改正法により、告示・縦覧、利害関係者の意見聴取等が明文化されたことは大きな効果がある。ただし、計画段階での適切な指導を行うことができない、改正法では、関係住民の意見が事前に設置予定者に十分に伝わらず、計画に反映させる機会がない、計画段階から情報の提供を行わないと、関係住民の理解を得るのは困難である、といった部分については明文化できない遺漏部分と考える。利害関係者は意見書を提出することができるのとされているのみであり、この意見を計画の見直しに反映させることは期待できない。
33岡山県	反対意見が多数ある場合であっても、法律上の要件を満足していれば許可することとなるため、制度導入のねらいが不明確であり、効果の見極めができない。
34広島県	廃棄物処理施設設置等について、地域住民等利害関係者や市町村の意見を聴取する機会が増え、より透明性が高められた。
35山口県	
36徳島県	
37香川県	利害関係者が意見を述べる手続きが明確化され、意見を述べ易くなった。
38愛媛県	地域住民の同意に加え、告示・縦覧、利害関係者からの意見書提出制度の導入に伴い、より地域の実情や幅広い意見の把握が可能となり、効果的と考える。

1 - (1 2) 9年改正法による廃棄物処理施設設置手続きの効果	
自由記入	
39高知県	改正後1度も行ってないが、手続きが複雑なため施設を設置しようとする者には負担が大きすぎるのではないだろうか。
40福岡県	特になし
41佐賀県	告示・縦覧、利害関係者の意見書提出の効果は期待できるが、設置者からの直接の説明がない告示・縦覧だけで、その内容が住民にどれだけ理解されるか判らない。
42長崎県	案件が少ないため、評価するまでには至らないが、申請内容の透明化が図られる反面、事務手続きにその分、日数を要する。
43熊本県	告示・縦覧及び利害関係者・関係市町村長からの意見聴取の手続きについては、改正前から要綱に基づき実施しているため、専門的知識を有する者からの意見聴取という新たな手続きは生活環境を保全する上で更に有効なものであると考える。
44大分県	法的に関係市町村および関係住民の意見が反映される制度となり評価できる。 ただ、産廃処理施設への不安感が払拭されていないため、今後、厳正な行政処分や監視の強化など総合的な行政努力が必要である。
45宮崎県	平成9年度の法改正以降、最終処分場、焼却施設の設置に当たって、数件、告示・縦覧を行ったが、縦覧者は全くなく、利害関係者からの意見提出もなかった。法改正による効果があったとは言えない。
46鹿児島県	本県では、平成9年の法改正以前から地元自治体の意見聴取、地元自治体との協議、地元自治会への説明会等の実施を指導していたため、法の改正に伴い、特に大きな変化は見られない。
47沖縄県	環境影響評価法でも義務づけられているように、申請者に対し説明会を行うことを義務づけることが望ましい。
50旭川市	経験が浅く、実績がないため判断しがたい。
51札幌市	本市としては、この仕組みの導入により適正な運営につながると考える。結果として利害関係者からの意見はなかったが、産業廃棄物処理施設としては1件しか適用例がないため効果の是非は不明である。
52函館市	
53小樽市	産業廃棄物処理施設が許可制になってから現在まで、最終処分場及び焼却施設の申請事例がなく回答不能。
54仙台市	最終処分場と焼却施設以外の許可対象施設及び許可対象外施設について、地域住民の意見が適正に反映されないなど不十分と考える。
55千葉市	実例が少ないため、この仕組みの効果については判断しかなる
56横浜市	公平性・透明性が高い地元周知の方法であり、施設の適正立地に寄与すると考えられる。一方で事業者や行政の事務負担が増大している。
57川崎市	
58横須賀市	告示以外にも、市の広報紙で周知しているが、自治体の広報手段とその効果には限界がある。申請書等の縦覧の制度は、住民への情報提供としては、簡便で有効な方法である。利害関係者の意見提出については、反対の意思表示の手段に流れやすく、意見書の件数から見る限り、生活環境保全上の見地からの意見収集という機能は十分には果たしていない。しかし、許可権者において把握していない事項を発見する機会としての意義はあると考える。
59新潟市	特に効果なし。
60金沢市	住民の意思、意見が反映され、トラブル解消に効果的であると判断される。
61岐阜市	当市においては、平成9年法改正以降、最終処分場、焼却施設の設置許可申請がありませんので、その手続きの効果についてはわかりません。
62静岡市	平成9年改正法以降、当該施設に係る申請が無いため回答不能。
63浜松市	当市では、平成8年からこのシステムを導入しており、9年の法改正による効果は特になし。
64名古屋市	施設設置申請数が激減しており、効果という点ではそれ以前との比較はできない。申請数の減少も焼却施設の基準の強化によるものも考えられ、設置手続きの変更による影響のみとは考えられない。
65京都市	法改正により施設の設置手続きが明確化されたが、周辺住民の不安解消、地域紛争の解決策とは別の次元と考えられる。法基準以内であっても、生活環境に負荷を生じさせる産廃施設を設置し事業を行う者により、周辺住民に対して事前説明を行い、承諾を得ておくことが長期的に見て紛争防止措置として一定有効と考える。同意取得に代わるものがない以上、現時点では必要と考えている。
66大阪市	アセス法をクリアした案件は手続きの簡素化を図っていただきたい。
67堺市	一定の評価ができるが、利害関係者等から出された科学的かつ合理的根拠のない反対意見等の取り扱いをどうするかが課題である。
68東大阪市	仕組みが厳しくて、導入後施設設置に関する申請が全くない。
69神戸市	市民の理解が得られた環境配慮型の産業廃棄物処理施設を整備するためには、告示・縦覧の手続きを経て、市民に周知し意見を求める仕組みは重要であると考えます。
70姫路市	特になし
71尼崎市	この改正によって環境上の影響についての住民に対する説明及び意見聴取ができるようになった点は評価できるが、計画公開時期の問題：告示縦覧段階では既にある程度の行政指導を行った後の申請受理後に行われるため、ほぼ許可要件を満たす形で申請書が提出されている。その段階での周辺住民からの意見（「反対のための反対」は除く）で不許可になることは少ない。また、住民、市町村の反対により不許可になった場合、不服審査、裁判で行政が訴えられるケースが多い。第三者の専門家の意見聴取を含めた環境影響についての説明と、「なぜ、その施設がここに必要か？」といった住民の問いに対しこのシステムは答えることはできない。紛争事例が減少するとは考えにくい。
72和歌山市	良いと考える。
73広島市	告示・縦覧等を行った事例が少なく、効果は現段階では不明である。
74呉市	廃棄物処理施設設置許可手続きに対する信頼性が高まったと考えている。
75下関市	仕組みの効果については、技術的な判断が可能となったと思われるが、現状本市では、改正後焼却施設又は最終処分場が設置されていない。

1 - (1 2) 9年改正法による廃棄物処理施設設置手続きの効果	
自由記入	
76北九州市	従来より要綱に基づき、同様の手続きを実施しており、法改正による効果はない。また、法改正により専門家の意見聴取等の手続きにより繁雑となった点もある。
77福岡市	本市では申請前の住民説明及び協定締結を指導しているため、法に基づく告示・縦覧等の効果については不明。
78大牟田市	“冷やかし”と思われる意見についてもまともに対応せざるをえない。
79長崎市	手続きの透明性は確保されたと考えます。しかし、許可を受けようとする事業者がいなくなり、最終処分や廃プラスチックの焼却処理は市外施設に頼らざるを得ない状況です。
80佐世保市	今の所、事例はありませんが、許可申請前から住民にとっては周知のことであり、生活環境影響調査の内容も含めて、この段階からの意見調整が必要かもしれません。
81熊本市	また、法改正後に最終処分場、焼却施設の導入の事例はないが、告示、縦覧等により、地域住民の反対運動が起き、施設設置を断念せざるを得ない状況になるのではないかと予想される。
82鹿児島市	適正な設置に非常な効果があると思っているが、意見提出は設置を前提としており、住民同意等とは別物であると考えている
83岡山市	意見書に対する対応・措置が具体的に明記されていないため対応に苦慮している
84宇都宮市	稼働前の施設に対する意見を述べる機会にすぎない。 設置者に対する不信感を拭えない。
85富山市	指導要綱により、法改正以前より導入していた。効果については、幅広い意見の聴取ができると思う。
86秋田市	従来よりは周辺住民等の意見を反映することができるようになったが、「告示 縦覧 意見提出」といった一連の行為のみに許可申請者と住民との利害調整を委ねるだけでは限界があると思う。
87郡山市	当該処理施設の設置の事例は無い
88大分市	関係市町村及び利害関係を有する者の意見が反映される制度となり評価できる。
89松山市	改正前に比べよいと思う。
90豊田市	住民に情報を伝えるというメリットはあるが、住民から意見が出されても許可申請後では、計画変更がままならないというジレンマがある。
91福山市	許可申請後の手続のため、施設設置について住民不在の中で計画が進められ、事業者への不信感が増長し、さらに行政に対する信頼感が損なわれることなどにより、設置反対など悪循環に陥る可能性がある。 また、利害関係者からの生活環境の保全上の見地からの意見は、おおよそ生活環境影響調査の中で組み込まれ、予測・評価される事項であろう。
92高知市	設置基準等の強化を図っても維持管理がおろそかでは苦情等もなくなるため維持管理資格の基準強化を強く望む。
93宮崎市	住民への十分な説明があつて効果があると思う
94いわき市	アカウントビリティやコンセンサス・コミュニティーの観点からは、設置計画がコンクリート化された許可申請後ではなく、生活環境影響調査の段階で環境影響評価制度の仕組みを導入することが効果的と考える。
95長野市	一定の効果はあるものの、住民への情報提供の時期として許可申請段階での縦覧では遅すぎると考える。この段階で事業者は既にかかなりの投資をしており、内容の変更は限定的なものとならざるを得ず、利害関係者の意見が十分に反映されない。また、縦覧のみで生活環境影響調査の内容等が住民に十分理解されるかに疑問が残る。
96豊橋市	事前に情報提供したことによって、法制度を理解した上での率直な意見を集約できたと考えている。
97高松市	現在まで最終処分場、焼却施設の申請がありませんので意見は省略します。
98相模原市	告示・縦覧、意見提出だけでは、直接的な紛争防止につながらないと思う。
99西宮市	まだ事例がない。
100倉敷市	事例がないので効果は判断できない。

1 - (1 3) 住民同意等の現状と今後のあり方についての考え	
自由記入	
1北海道	住民同意については、紛争を回避するための有効な手段と考えているため、今後も継続する予定である。
2青森県	住民に対して、十分な説明を行うことは、設置者の責務であると考えている
3岩手県	適切な処理施設の設置を推進するためには、設置者の側には情報開示に堪え得る事業計画の立案が、また、住民の側には廃棄物処理に対する十分な理解が必要と考えられる。これらの課題を解決するうえで、事業計画に係る住民説明は今後も重要であると考えられる。
4宮城県	平成12年の規制強化や公的関与の施設設置などにより紛争は減ってくると考えられる。
5秋田県	許可の基準を満足しているからといって地域住民の理解を得ずに施設設置許可をし、のちに住民紛争が起こった場合、その当事者となるのは許可権者であるのが一般的である。裁判等では勝訴できるかもしれないが、地域住民との紛争を起こさないようにすることが第一であると考えられるため、現段階で同意規定を見直す考えはない。
6山形県	当該制度が処理業者を含む県民のコンセンサスを心得て定着していることから、当面は見直す予定は無い。ただし、リサイクル施設等については規制緩和の流れや他の自治体の動向との整合性も図っていききたい。
7福島県	これまで、種々の問題があることは認識しながらも同意を求めさせてきたのは、周辺住民等との合意形成が図られることに加え、悪徳業者等のふるい分けが行われることやより安全性等に配慮した優良な施設が整備されることなど、メリットが大きかったことによる。同意の功罪も含め、今後のあり方について、現在廃棄物問題検討委員会で検討しているところである。
8茨城県	現行の住民説明会の開催、住民同意書等の取得のシステムを変えるつもりはないが、施設設置にあたっての住民意向の状況調査指導を市町村長に依頼しているため、最終処分場、焼却施設等の住民が避ける傾向にある施設設置の場合、市町村長が議会（住民）との対立を避けるため、事業者へによる地元調整状況指導内容が定まらない傾向にある。
9栃木県	廃棄物処理施設の適正処理及び生活環境の保全を図るため、今後も、指導要綱等に基づいた行政指導を行う予定である。
10群馬県	人格権侵害等を根拠とした許可施設の操業差止等認めらる判例が出されていること等を考慮すると、紛争防止のための意義が認められる。
11埼玉県	
12千葉県	現在と同様に環境保全協定、環境地域住民説明会が必要と考えている。
13東京都	<p>都は生活環境に配慮された産廃施設を建設・維持するためには、当該施設の現状把握と適切な指導が重要であり、住民同意でそれが行えるとは考えていない。</p> <p>産廃施設が現在どの様な迷惑をかけているのか、また新たに建設される産廃施設について、近隣の住民がどの様なことを不安に思っているのか、それを把握できるシステムの検討を現在行っており、近く実施する予定である。</p> <p>今後、全ての産廃施設が法令を遵守するとともに、自ら生活環境の保全について対応ができるようになるまでの間、当該システムにより指導する考えである。</p>
14神奈川県	手法は別として事業を円滑に進めるため、事業者と地域住民とが自律的な調整を行っており、今後も何らかの形で調整の場を設けることは必要と考える。
15新潟県	平成9年の法改正により、施設の設置の規制強化がなされたが、前述のとおり設置後の紛争を防止し地域住民との良好な関係を築くことが必要と考えているので、現時点では見直しは考えていない。
16富山県	住民の理解を得ることは処理施設の設置にあたって重要なことと考えるが、住民の同意については許可のために必要とは思わない。
17石川県	住民同意等を求めることは、周辺住民の合意形成を図る上で必要であるが、リサイクル推進や施設整備の観点から、リサイクル施設等については緩和すべきである。
18福井県	焼却炉の改善あるいはリサイクル施設については、循環型社会の早期構築、適正処理の推進を図るため、一定の条件のもと緩和し、その他については堅持することを検討している。
19山梨県	<p>廃棄物処理施設を巡っての地域紛争は、その設置計画が地域住民が知らないうちに進んでしまい、計画が固まってから初めて住民に知らされることに起因している。</p> <p>また、地域住民、関係者の理解や合意形成なくしては、処理施設の立地・操業は、事実上困難であることから、計画当初から住民説明など行うことにより、地域との合意形成が図られるよう今後とも事前協議の中で指導していくこととしたい。</p>
20長野県	事業者と地元住民の合意形成は、円滑な施設設置や施設運営に必要であると考えている。
21岐阜県	住民の合意形成の方法については、制度的な仕組みが必要と考える。
22静岡県	産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者に対する不信任は根強く、地域住民との信頼関係を確立して業務を遂行することが必要であることから、地域に調和する処理施設の設置を求めて同意を要件とすることは必要と考える。
23愛知県	住民同意を求める場合どこまでの範囲を行なうのかが、非常に難しく特に、2市町村以上にまたがる地域について、環境の影響があると判断される場合の同意のしくみ作りをどのようにするかが、課題であると考えている。
24三重県	平成14年度「国の施策並びに予算に関する提案・要望」で次の3点を要望している。 (1)住民説明会開催の義務化や住民意見等に対する事業者見解を明らかにするように法令改正すること。 (2)適切な配慮が必要な周辺施設の種類及びそれらの施設との距離基準などを法令に明確化すること。 (3)地域の実情に合わせ、規制すべき施設や必要な要件等を条例で定められるよう法令を改正すること。
25滋賀県	(10)で回答した手続きを、廃棄物処理法に盛り込むべきと考えている。
26京都府	近隣府県市の動向を見まもりたい
27大阪府	どのような事業であって、地域の理解を得て行うことは必要なことであり、特に処理施設については、地域との環境保全協定なども積極的に提案するなどの努力が望まれる。
28兵庫県	(10)のと同じ
	既条例を遵守していく。

1 - (1 3) 住民同意等の現状と今後のあり方についての考え	
	自由記入
29奈良県	廃棄物処理施設の設置については、地域環境を重視する必要がある、事業者と地元との協議の証しである地元同意により、地域の実情に応じた適正な事業計画を樹立でき、違反行為や地域紛争の予防等に効果があると考えている。
30和歌山県	事業者による説明会の開催や住民意見の聴取等の手続きを定めることと、住民同意を許可条件にすることは同列に考えるべきではない。
31鳥取県	変更は考えていない。
32島根県	産業廃棄物処理施設はいわゆる「迷惑施設」であることから、設置予定者が関係住民と情報を共有し、相互理解を図ることは設置の際の紛争回避はもとより、地元理解を得た施設稼働にもつながり、地域基盤の強化のためにも必要と考える。
33岡山県	産業廃棄物処理施設の設置については、できる限り早い段階から住民に計画を公表し、住民の理解を得ることが肝要であり、そのためには、住民同意を求めることには意義があると考えます。
34広島県	住民同意を必須要件とすることは望ましいものではないと考えるが、住民の理解を得ないまま施設を設置し、住民の反対運動等により操業が困難となるケースも今後増加すると考えられる。このような状況は、行政不信や廃棄物処理業者の健全な経済活動の阻害を招くこととなる。今後とも何らかの方法により住民の理解を得ながら進めていくことが重要になると考える。
35山口県	産業廃棄物処理施設等の設置等に当たって、法に定める許可申請に先立ち事前協議を実施することは、計画段階において、地域住民等の理解を得ることが、設置後の円滑な運営につながり、地域の生活環境の保全に資することとなることから、今後とも継続することが必要である。
36徳島県	
37香川県	今後も、廃棄物処理法の手続に沿って対応する。
38愛媛県	地域住民との紛争を回避し、設置後の円滑な施設稼働や適正処理を確保するためには、地域住民の理解と協力は不可欠であり、今後とも地域住民の同意取得は必要と考える。
39高知県	行政として、住民の理解を得られるよう働きかける必要がある。また、業者自身も住民の信頼を得るべく努めるよう指導していく。
40福岡県	紛争の予防及び調整に関する手続き等を定める必要がある
41佐賀県	廃棄物処理施設については、事前に住民に対し事業計画、施設内容、安全対策等を十分説明し、住民の不安や要望を聞き入れ対策を講じることが必要と考える。
42長崎県	説明会の開催等については存続していきたいと考えている。
43熊本県	産業廃棄物処理施設の設置・運営に係る地域との円滑な合意形成を図るためには、説明会等の実施は今後とも必要であると考えます。
44大分県	産業廃棄物処理に対する社会的不信感が払拭されていない現状では、ある程度の住民同意は必要である。今後は、産業廃棄物処理業を静脈産業として製造業と同等の社会的位置づけに向けて努力が必要である。
45宮崎県	産業廃棄物処理施設の設置をめぐる住民と設置者間で起こってきた紛争の原因は、処理施設の安全性等に対する住民の誤解や認識不足によるところが大きい。産業廃棄物処理施設に対する住民の信頼を回復し、施設の安全性に対する住民の正しい認識と深い理解を得るために、設置者に事前に説明会の開催と必要な合意形成を図ることを義務づけることは今後とも必要なことであると考えます。
46鹿児島県	本県では地元への説明等を求めているが、まれに、地元自治体から、関係住民の同意を求める意見書が提出されることがあるので、機会をとらえて、住民同意を求めているものではないことを説明する必要があります。
47沖縄県	本県においては、今後も法律の改正等がない限り、住民同意を求める予定はない。
50旭川市	施設の設置にあたっては、生活環境の保全が前提となり、住民の日常生活に大きな支障は出ないはずであるが、近年の環境保護意識の高まり等もあり、設置に伴う自然環境の破壊、改変に対する危惧、あるいは感覚的な嫌悪等、設置後のトラブルを避けるためには住民の同意が必要と考える。
51札幌市	現在住民同意を求めている範囲は施設の設置により生活環境上影響が大きいと考えられる範囲でのことであるので、今後も同様の指導を行っていく方針である。
52函館市	住民とのトラブルを防止するために必要
53小樽市	住民同意については、紛争を回避するための有効な手段と考えており、今後も継続する予定である。
54仙台市	施設の設置には付近住民の理解が不可欠であるとの観点から、現行の廃掃法により定められた手続きだけでは、地域住民等の合意を得る手段としては、不十分と考えられるため、廃掃法改正と他の都道府県・政令市の動向を見て今後検討したい。
55千葉市	設置後の周辺住民とのトラブルを防止するために住民同意は必要であると考えます
56横浜市	現行法では、住民同意が許可要件となっていないが、何らかの形で住民要望を反映し、紛争を解決するような制度や仕組みの法的整備が必要である。
57川崎市	住民同意等は、許可の要件でないことは十分認識しております。自社の廃棄物のみを処理する施設であれば、設置後問題が発生しても処理の委託を行うことは可能であるが、業として行う場合は、許可の基準である事業の的確性や経理的な面から事業の継続性は担保できても、周辺住民に無断で施設を設置するなどの行為から周辺住民等の反対により「事業の継続性」が担保できなくなるおそれがあることから、住民同意等はそれを担保するためのひとつの手段であると考えている。また、今後の法改正によりそれを担保できるような基準が追加された場合は、見直すことを検討します。
58横須賀市	周知活動には、施設設置後の紛争緩和に一定の効果が認められるので、(10)で回答したように見直す予定はないが、住民同意を求めることまでは考えていない。
59新潟市	ある程度は必要と考える。
60金沢市	設置者と住民間のトラブルを考えると、住民同意は重要な手続きであると考えます。廃棄物処理施設の確保も重要な施策だが、設置者が周辺地域の生活環境に配慮し、適正な処理を行っていくという意識を高めていくためにも、今後とも必要な仕組みである。
61岐阜市	現在のところ、当市の要綱にしたがって指導していく予定です。

1 - (1 3) 住民同意等の現状と今後のあり方についての考え	
	自由記入
62静岡市	当市で行っているのはあくまでも行政指導の範疇であり、今後行政指導に従うことなく設置許可を求める業者が、出てくる可能性があるため、同意に係る法整備を実施願いたい。
63浜松市	現行制度で今後も継続していく。
64名古屋	焼却施設等に関して告示・縦覧等の手続きが規定されているものの、告示の効果が十分でなく、すべての周辺住民に周知できない場合も少なくない。また利害関係者の意見がどのように反映されるかの具体的な規定がなく、今後とも住民同意等に頼らざるを得ない。
65京都市	紛争防止の目的のためとはいえ、“同意行政”が行政の責任放棄とも捉えられかねない。同意が周辺の生活環境を保全し紛争防止に有効に機能しているかについて、常に検証し、同意取得の趣旨を周辺住民、事業者に理解させた上で運用していく必要があると考えている。
66大阪市	産業廃棄物については、悪質な業者による不法投棄、不適正処理等によるイメージや近年の住民の環境意識の高まりから、産業廃棄物＝迷惑施設と思われる。このことは、産廃処理に携わる事業者にも環境意識が低いこと、また、住民も十分な産業廃棄物に対する認識がないことに起因していると考えられる。この溝を埋めるために、事業者と住民の十分な対話（説明）をすることにより、コミュニケーションが図られ問題の解決につながると考えています。
67堺市	今後ともこの制度を適用していく。
68東大阪市	施設設置に関して事前に近隣住民等と調整を図っているため、設置後、苦情等が発生した場合、同意書に基づき解決しやすい。 今後引き続き行政指導として継続して行きたい。（法的位置付けまでは望まない。）
69神戸市	産業廃棄物処理施設の立地の際には、周辺地域への環境保全に配慮した優良な産業廃棄物処理施設の整備を図り、市民の理解と信頼の得られる処理施設の設置を指導していく必要があり、そのためにも住民同意を求めることは大変重要であると考えている。
70姫路市	事業を継続していく上で合意形成は必要と考える
71尼崎市	廃棄物処理による環境リスク0を求める住民や偏向したマスコミ報道が減らない中においては、産業廃棄物処理施設設置における住民紛争が減ることはないと思われる。その中で求められることは、計画の早期段階からの公表 施設の構造についてのある程度の統一した審査基準（今の法規では、まだ行政裁量部分が多い（例：処理能力の計算など））の設定 質の高い業者の育成システム（国家試験等による一定の篩い分け）による業界全体の信頼性の底上げが必要：これらが満たされるのであれば、おのずと住民同意に頼らない施設設置ができると考えられるのだが・・・
72和歌山市	住民に周知した上において住民の同意を得ることが必要と考える。
73広島市	少なくとも、施設設置予定地の隣接者に対しては、事前の説明は必要であると考えている。
74呉市	現在の告示・縦覧・利害関係者の意見提出の制度は望ましい制度だと考えている。 これを全ての施設（及び処分業申請）に広げるか、地元説明会の実施を義務付けるなど処理施設の設置等について関係者が事前に計画内容を知ることができる制度を設け、意見を出せるようにするべきで、こうした制度を設けることで地元同意は不要とされていくものと考えている。
75下関市	今後も住民等の廃棄物処理への信頼感の回復等もあり、設置する場合には住民同意が必要であると考えている。
76北九州市	住民同意は必ず必要であるが、いわゆる関係地域と利害関係者の特定が焦点となること。また、設置業者と地元住民との日頃からの関わり方が大きな要素となっていること。この二点が明確なかたちで整理できれば良いと考える。
77福岡市	処理施設の設置にあたって住民の同意を得る必要はないと考えるが、適正な施設の設置を促進するためには、住民に対して安全で安心できる施設であることを十分に説明するための手続きは必要であると考えている。
78大牟田市	
79長崎市	本市は住民の同意書を求めている訳ではありません。産廃施設がこれだけ住民から感情的に忌避されている現状では、法の規定だけを盾に許可を与えることは行政不信を助長するだけと考えています。したがって、事業者に対してはどの程度住民に周知し、理解を得たかを文書等で求めるなどの指導を行っています。
80佐世保市	施設の設置については、住民の関心も高く、住民からの事前の問い合わせ等もあり、何らかの住民説明等は必要と考えております。
81熊本市	処理施設の確保の必要性は十分に認識しているが、処理施設の設置に当たっては、今後とも住民説明、住民同意等により住民のコンセンサスを得ることが重要と考えている。
82鹿児島市	住民同意等は計画の段階で求めており、将来の紛争防止に役立っているものと考えている。しかし、あくまでも行政指導であり、設置反対に合理的理由が無いと判断できる場合は、強制するものではない。
83岡山市	現状においては必要と考えている。
84宇都宮市	住民には産廃業者に対する不信感が根強くあり、紛争を未然に防止するため、相互の理解が必要である。
85富山市	住民への情報提供を補償するために必要であり、今後も継続する。
86秋田市	住民紛争回避の手段として平成9年改正法による縦覧等の手続きが設けられたが、生活環境影響調査に必要とされる項目以外の、人間の生活環境一般に求められる機能の損失（景観やアメニティの変化）までには及んでいない。又、なぜここに施設を設置しなければならないのかという疑問に対しても、都市計画審議会の議論だけでは周辺住民にとって有効に機能していない。よって、事業者自ら周辺住民と廃棄物処理について議論しながら同意を得る必要があると考えるため、現段階で住民同意等を求めることを見直す考えはない。
87郡山市	合意形成が重要であるため、今後も住民同意を求めていく
88大分市	現時点では、産業廃棄物処理施設の設置に対する社会的信頼性が高いとは言い難いので、住民同意等を取るよう努めることは必要であると考えている。

1 - (1 3) 住民同意等の現状と今後のあり方についての考え	
自由記入	
89松山市	原則として、地区の代表者の同意を取得させているが、同意の範囲が適当であるのかどうかの判断が困難である。また、同意を得る場合、地区の代表者の同意でよいのか、それとも各関係者の同意が必要か等、同意を取得させるにおいて一定の基準をつくるのが困難であり対応に苦慮している。
90豊田市	早い段階で事業者の実態と計画の概要を住民に明らかにすることが大切。
91福山市	施設設置計画段階でアセスメントを含めた住民説明を行い、設置に係る紛争を未然防止することを法的に位置づけることを希望する。
92高知市	住民に事業計画に関して事前に説明することは必要であると考えますが、同意が絶対必要であると法の要件を備えた施設であっても事業化できない事態も出てくる可能性がある。
93宮崎市	住民への十分な説明は今後とも必要と考えます
94いわき市	住民同意を求めることによるメリットよりもデメリットが大きく、住民同意等のあり方は今後見直す必要があるものと考えている。
95長野市	紛争防止のため住民同意等を求めることは必要と考えている。住民の合意形成を前提としての制度化をお願いしたい。
96豊橋市	住民への適切な情報提供が重要と考えており、地域住民の意見も反映した施設整備を事業者に対して指導していく。
97高松市	申請書類の内容は簡単なものでなく、住民すべてが理解するのは困難かと思われますし、告示・縦覧だけで周知が十分とは考えられません。このため、住民への周知・説明制度を充実すべきかと考えます。
98相模原市	住民紛争の解決や事業者の周辺環境配慮意識高揚のため必要不可欠と考える。
99西宮市	現在の制度を継続していく。
100倉敷市	地元を受け入れられる施設として、ある程度の範囲における同意は必要と考えているが、他の県や政令市の動向を見て検討する。

1 - (14) 住民同意に関する問題点についての考え	
自由記入	
1北海道	道内で住民同意に伴う金銭授受があるという認識はない
2青森県	金銭授受等の問題は、把握していないが、そのような問題があるのであれば、検討する必要はあると考える。
3岩手県	金銭授受等については具体例を承知していない。住民説明方式の場合には、説明内容が十分であるか否か、住民の反対理由が合理的であるか否か等の情報をもとに、両者の歩み寄りに向けて調整できる場合がある。
4宮城県	住民同意を求めているため、該当無し。
5秋田県	同意に際しての金銭授受等によるトラブルについては認識しているが、同意規定をなくしたからといってこの問題がなくなるとは考えられない。
6山形県	当事者間での金銭の授受があるとすれば問題であり、現実そのような事実が有れば是正を指導していきたい。
7福島県	(13)の回答と同じ。
8茨城県	事業者が処理施設の環境対策として地元と一体となった施設づくり(例えば、カーブミラーの設置、防火水槽の共用化、緑地地帯の花壇づくり)を行うための費用を事業者が支払うことはやぶさかではないが、同意書と引替えに住民に金員が受け渡されることは、真の住民合意形成が行われたとは思えないが、この点については住民のモラルの問題と考える。
9栃木県	具体的な事実は把握していない。
10群馬県	金銭授受については、関知していない。
11埼玉県	金銭授受については把握していない。同意の取得は地元の理解を得るためには必要な指導だと考えている。同意取得については、地元の住民からは高い評価が得られており、処理業者もある程度の必要性については理解を示している。過去、同意を取得せずに許可申請を強行してきた業者いない。
12千葉県	金銭授受については認識していない。
13東京都	
14神奈川県	
15新潟県	同意を取得するために金銭の授受があるすれば問題であるが、地域住民との良好な関係を築くことが設置者にとって産廃施設の設置、維持管理及び運営を行ううえで必要であると考えている。
16富山県	特になし
17石川県	
18福井県	金銭の授受は当事者どおしの問題であり、同意を求めていることの本質とは関係がない問題と考える。また、金銭の授受は産廃施設特有の問題ではない。同意を求めている場合でも発生する問題で
19山梨県	廃棄物処理施設の設置に当たり、事前協議等において住民同意を要件としなくても、現実問題として、隣接の地権者や地元自治会等が設置に反対した場合は処理施設の立地・操業は困難となるため、金銭授受等の問題は、住民同意を求めないことだけで解決する問題ではないと考える。
20長野県	金銭授受による同意取得については、あってはならないと考えるが、円滑な施設設置、施設運営には地元住民の合意形成が必要と考える。
21岐阜県	住民の合意形成の方法については、制度的な仕組みが必要と考える。
22静岡県	ただちには判断できない。 本県の場合は、説明会を行うことは、義務づけておりますが、住民の同意をとることまでは、行っておりません。民間の事業者にとっては、事業ができるならば、お金を払ってでもという考えになると思います。そこを住民の方でも付け入る形で、金銭を要求することになっており、あってはいいことだと思いません。しかし、住民同意をなくしても、実態として行われる可能性がまったくなくなることは、いえないと思います。
23愛知県	産業廃棄物処理施設は、迷惑施設と考えられており、特に、産廃処理業者に対しては、一部の業者の不適正処理などの事実が、住民に強い拒否反応をいだかせている。住民の理解を得つつ、事業者が適正処理を行っていくことが、地域の生活環境を保全していくには欠かせないことであると考えている。なお、「事業者処理責任の原則」と言いつつ、産廃処理業者が実施した不適正処理の現状回復を排出者に負わせ得ない現行制度も住民理解が得られない原因のひとつであることから、抜本的な法律の改正が望まれる。
24三重県	(10)と同様
25滋賀県	本県では、金銭授受等の話は聞いていない
26京都府	特に問題とはなっていない。
27大阪府	金銭授受については好ましくないと思うが、現在のところ防止する手立てはない。住民同意等を求めることについては、金銭授受を前提として考えていない。
28兵庫県	環境保全の為に供託金として、双方が合意すれば支障ないものと判断する。
29奈良県	廃棄物処理施設設置についての、事業者と地元住民等との信頼関係の構築という本来の形で、制度が生かされるよう努める必要がある。
30和歌山県	
31鳥取県	当県では許可条件としての同意書の提出は求めている。
32島根県	金銭授受等の実体については把握していないが、こういう方法により同意を得たとしても住民理解を得た施設にはつながらない。本県では形式的な住民同意よりも施設の概要を十分理解してもらう必要があるという観点から住民説明の努力義務を課しており、住民同意まで義務づける必要はないと考え
33岡山県	金銭授受は好ましいことではなく、事業者は、住民が安心でき、納得できる計画を策定し、ねばり強く理解を得る努力を行う必要がある。また、このような問題があっても、施設が周辺環境に影響を及ぼすことを考慮すると、住民が納得することが重要であり、同意制度は必要である。
34広島県	許可に当たって住民同意を必須とすることには問題があると思うが、計画段階から住民の理解を得ておくことは、事業継続の観点から重要と考える。

1 - (1 4) 住民同意に関する問題点についての考え	
	自由記入
35山口県	本県においては、住民同意に際しての金銭授受等の事例は了知していないが、金銭授受等の問題は、地域住民の理解を得るうえで、信頼関係を損なう可能性があると考え。地域住民との合意形成は、こういった不適正な問題を起こさないよう形成されるべきであると考え。
36徳島県	
37香川県	同意に際して金銭授受が行われている場合、同意がなされた後に、利害関係を有する地域に移住した住民の取扱いなどにおいて、紛争が起きる可能性があるため問題である。
38愛媛県	同意取得に際しての金銭授受等の風評はこれまで承知していないが、そうした事態が発生するとすれば、あってはならない行為であり根絶しなければならないと考える。しかしながら、この問題を短絡的に同意取得の弊害ととらえることには疑問があり、そうした体質自体が改善すべき課題であって、同意取得に伴う地域住民への事業説明、住民との意見交換等を通じて地域の住民の理解と協力が得られるなど、同意取得の意義や効果は極めて大きいと考える。
39高知県	確かに問題であるが、金銭の授受だけで地元の十分な理解が得られる訳ではないので、引き続き継続する必要がある。
40福岡県	特になし
41佐賀県	回答は困難である。
42長崎県	平成10年の法改正は、これらを排除するために行われたと認識しているため、住民同意を求める必要性には疑問を感じている。
43熊本県	同意については、そのことが目的とされ肝心の地元の理解に結びつかない等の問題を踏まえ、関係市町村とも十分連携した事業計画の事前公開、事前説明会等の手続きに変更している。
44大分県	我が国の民主主義の成熟度の問題であり、産業廃棄物に限ったものではないと考える。 背景として、市町村が設置するゴミ処理施設や終末処理場設置に伴い地域環境整備の名の下に行われる公民館やグラウンドの整備等の地元対策が上げられる。
45宮崎県	金銭授受等の問題については、必ずしも住民同意を求めることから生じる問題ではなく、住民との紛争を避けたいと考える設置者と住民との間に従来から存在する問題であると考え。また、本県の場合の合意形成は個人の同意書を前提としておらず、このような問題が生じる余地は少ない。
46鹿児島県	本県では地元への説明を求めているのであって、そもそも住民同意は求めていない。従って、金銭の授受等による同意は想定していない。
47沖縄県	金銭授受等の問題もあることから、住民同意を求めることは、不要であると考え。
50旭川市	経験が浅く、実績がないため判断しがたい。
51札幌市	現在まで住民同意に関して金銭授受等の問題は発生していないが、現実的には起こりえる問題である。しかし、金銭授受等により住民同意を得ることは望ましくないと考えます。また、住民同意の必要性としては、前問同様と考えます。
52函館市	
53小樽市	住民同意を要件化してから現在まで対象施設の申請事例がなく回答不能。
54仙台市	同意に際してそのような事実は把握していない。
55千葉市	自治会等関係住民との連携を強め金銭授受等の防止を図るべきだと考えるが、地域住民とのトラブルを防止するために住民同意は必要であると考え また、別の問題として関係地域住民との協議であるはずが自治会との協議に進展してしまう場合があり、対応に苦慮している
56横浜市	現行法では、住民同意が許可要件となっていないが、何らかの形で住民要望を反映し、紛争を解決するような制度や仕組みの法的整備が必要である。
57川崎市	住民同意を金銭で解決することは好ましいことではないが、(13)と同様に必要と考えている。また、住民同意等不要とする工業専用地域に施設が集中している。
58横須賀市	住民同意をめぐっての金銭授受は好ましくないが、現実問題としては、最終的に同意を得るための方法としてそうした事実が発生するのは避けられないのではないかと。この点にも配慮して、本市では「住民同意」までは求めていない。
59新潟市	金銭の授受は民事の問題で介入できない。 自治体は住民の福祉向上が至上命題であることから、紛争の未然防止のため、住民同意等はやむを得ない要件と考える。
60金沢市	同意に際しての金銭授受等については把握していない。住民同意は、設置者が周囲の生活環境を阻害しないよう適正な措置を講じ、住民に対し理解を求めるためのもので、金銭授受を促進するためのものではない。住民同意がなくとも、後にトラブルが発生すれば金銭授受の問題は発生する可能性があり、住民同意が金銭授受を誘発しているとは捉えていない。
61岐阜市	当市においては、住民同意の過程で金銭の授受等の問題が指摘されたことはありません。
62静岡市	本市で求めている住民同意については、金銭解決によるものでなく、地域住民に対する事業計画等の十分な説明のうえ、理解を得よう指導しているものであり、金銭授受については把握していない。質問(2)の住民同意に至る背景からして、今後も住民同意は必要と考えている。
63浜松市	金銭授受の問題については、事実聞いています。事業を継続していく中には、地元の付き合いがあり、互いに理解しあった中で事業を展開していくことが大切であると考えている。そのために、地元との協定の締結を今後も要求する。
64名古屋市	これまで同意に係る金銭授受等の問題は聞いていない。 このような問題が生じるのであれば、住民同意に問題もあると考えるが、少なくとも現在の施設設置手続きが住民同意にかわる仕組みとなっているとは考えられない。
65京都市	住民の同意金要求は、行政が同意取得を求める趣旨から逸脱したものであり、一部の同意金要求弊害のために同意制度の全体を否定されるものではないと考えている。

1 - (1 4) 住民同意に関する問題点についての考え	
	自由記入
66大阪市	本市では、住民同意については、金銭授受問題が生じるといったことや法律上及び環境省の通知上からも好ましくないと考えているため、要綱では同意までを求めているものではありません。事業者が住民に対して十分な説明を行うことや住民が生活環境保全上の意見を述べる機会を設け、情報をオープンにすることにより、コミュニケーション（合意形成）が図られ立地後に起こりうる種々の問題が解決されるものと考えております。
67堺市	金銭の授受等による短絡的な解決（同意）手法は、一時的には効果があるものと考えているが、時間の経過とともにエスカレートしていき、常習的な金銭の授受に発展する可能性があるため、施設設置者に対し環境対策面への十分な資金投資をうながすとともに、住民に対し時間をかけてそのメリットを説明するよう指導している。
68東大阪市	本市での住民同意の内容は、生活環境保全上のことのみに対してであり、それ以外の要件は求めていないので、金銭授受等の問題は発生していない。
69神戸市	産業廃棄物が年々増加している現状を考えると、施設整備は非常に重要である。しかし、立地による大気汚染、水質汚濁等の生活環境への影響が社会問題になっている事例もあり、産業廃棄物処理施設の立地に対する印象が悪く、このような状況の中で、同意を得る手段の一つとして金銭の授受が発生するものとする。ただし、産業廃棄物処理施設を整備していくことは、産業廃棄物の適正処理を進める上でも重要であり、市民の理解を得られた優良な施設を立地していくため、住民同意を得ることは重要な事項であると考えている。
70姫路市	住民同意と金銭授受が結びついているとは考えていない。
71尼崎市	本市においては住民同意等は直接の許可要件にはなっておらず、金銭の授受を行ってまで同意を得るメリットはない。
72和歌山市	
73広島市	
74呉市	前項のような制度の整備により、金銭授受等の問題は解消され则认为る。
75下関市	同意取得に関し法外な要求等がなされた場合には、個別に判断することとなると思われるが、基本的には同意又は環境協定については住民感情等も考慮すると必要であると考えている。
76北九州市	現実には確認出来ないが、正当な手法ではないものの、住民同意の維持が出来るのであれば行政としてはある意味、良しとしなければならない面もあると考えている。
77福岡市	処理業者が周辺住民との間で良好な関係を築くために町内会の行事の際に寄付を行っていたり、公共関与で施設整備を行う場合にあわせて周辺の公共施設の整備を行っていることを考えれば、同意に際しての金銭授受が一概に悪いとは言えないのではないかと思う。住民同意というよりも、同意を得るために安全で安心できる施設であることを住民に対して十分に説明をするという手続きが重要であり、金銭授受の問題とは切り離して考えるべきである。
78大牟田市	
79長崎市	本市の場合、自治会に説明周知をするということは、自治会長個人に大きな責任や負担を強いることとなり、問題があるとの認識はあります。自治会長の責任放棄や事業者の強引な説得が原因となって金銭授受の問題は引き起こるものと考えます。本市としては、このような状況を避けるために、可能な限り事業者と自治会との間に立ち、調整に努めています。しかし、産廃施設に対する地域住民の嫌悪感情が無くならない限り、現在のような取り扱いはしかたがないと考えています。
80佐世保市	
81熊本市	金銭授受等については問題があるもの、住民同意を維持する必要性は、紛争防止の為の担保と考える。
82鹿児島市	金銭授受等があるとすれば問題であるが、少なくともほとんどの場合は、住民の生活環境の保全に役立っているものと考えたい。
83岡山市	個別に同意をとる方法はこのような事例も考えられるので、今後は周辺住民に広く理解が得られるような方法（説明会等）を検討する必要があると考える。
84宇都宮市	個別の同意取得に比べて、自治会等の組織と協定を締結する場合は、金銭授受は起こりにくい
85富山市	金銭授受については、当事者間の話し合いにより、行政は関与しない。
86秋田市	行政側が「住民同意を求める行為」を行うか否かに関わらず、処理施設が周辺住民に対して負の施設である限り、金銭授受の問題は続くと思われる。
87郡山市	周辺環境への影響が処理施設の設置に際し懸念されること、また、処理施設の持つイメージを考慮すると、地域住民の合意形成は不可欠と考える
88大分市	本市では、平成13年4月1日に指導要綱の改正を行い、住民同意等を取ることを義務規定から努力規定へと緩和しており、今後指摘されるような事例は減少するものと考えている。
89松山市	金銭授受により取得する同意であれば、本市が求める同意ではなく、すべてそのような形骸的な状況であれば意味はない。
90豊田市	見えないところで一部の住民と事業者の間で裏取引されないようにしたい。紛争予防条例を制定したのは、このような行為を防ぐ意味合いもある。
91福山市	住民同意を要件とはしていないが、施設設置に伴う住民説明等を行うことにより、施設運営等その施設に対する事業者の意識を高める効果があり、また、将来にわたる紛争の予防につながるものと考えている。
92高知市	好ましい事ではないと考えます。しかし、将来の紛争を未然に防止する有力な手段ではあり得るも
93宮崎市	廃棄物の適正処理に対する住民の不安が大きく、それを監視、指導する行政への信頼が十分でないため
94いわき市	金銭授受等の問題は住民の不信感を助長しており、それでも住民同意を維持することには疑問を感じている。
95長野市	個人への金銭授受には問題がある。
96豊橋市	本市の目的は、最終的に地域住民と事業者との間での環境保全協定の締結にあり、金銭授受等の問題については把握していない。

1 - (1 4) 住民同意に関する問題点についての考え	
自由記入	
97高松市	望ましいことではありませんが、処分場等を多く抱える都道府県・政令市が住民同意を維持することはやむを得ないかと思われます。
98相模原市	本市では、事業内容と環境保全対策の説明をし、周辺の住民意見を計画に活かしてもらうことを目的にしており、金銭の授受は起こりにくいと考えている。
99西宮市	把握している限りでは、金銭授受等の問題は生じていない。(本市においては、住民同意を求めているため。)
100倉敷市	金銭授受ではなく、納得ゆく地元還元の方法を見いだすことが必要と考えている。市町村が設置する一般廃棄物処理施設においても、地元還元施設等の提供が一般的である。

		2 - (1) 流入抑制の有無	
		選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
1北海道	1	1	区域外 = 北海道外（北海道内の政令市区域とは、制限なし）
2青森県	3		
3岩手県	3		
4宮城県	3		理念規定として、最終処分場を設置する処理業者は県内排出の産業廃棄物の埋立処分を優先することとし、県外排出の産業廃棄物の埋立処分を抑制することとされている他、県外排出の産業廃棄物を埋立処分する場合は、知事と協議を行い、適正に埋立処分できることを確認することとなっている。
5秋田県	3		0
6山形県	3		
7福島県	4		県外からの廃棄物を受託する県内の処理業者が事前に届出し、これが受理されてから処分させている。
8茨城県	2		茨城県廃棄物処理要項（平成4年10月1日）14条：茨城県の区域外に存する工場又は事業場から排出する産業廃棄物を茨城県の区域内(以下「県内」という。)で処分しようとする事業者は、あらかじめ、産業廃棄物県内搬入処分事前協議書により知事に協議し、その承認を受けなければならない。
9栃木県	3		
10群馬県	0		0
11埼玉県	3		
12千葉県	5		中間処分に関しては（4．事前届出）、最終処分に関しては（3．事前協議）である。
13東京都	0		
14神奈川県	0		
15新潟県	3		
16富山県	3		県外排出事業者は産業廃棄物を県内に搬入しようとするときは、あらかじめ協議しなければならないとしているが、搬入先で適正処理が確保されるかの審査であり、実質的な流入抑制は行っていない。
17石川県	3		0
18福井県	2		0
19山梨県	0		0
20長野県	3		0
21岐阜県	4		0
22静岡県	3		
23愛知県	4		0
24三重県	4		三重県生活環境の保全に関する条例で「 県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、県内に搬入しようとするときは、その搬入する日の15日前までに、搬入する産業廃棄物の種類、数量処分の方法等を届け出なければならない。 当該届出に係る産業廃棄物が県内で不適正処分されるおそれがあると認められれば、必要な措置を講じるよう勧告することができる。 正当な理由なく勧告に従わず、不適正処分が行なわれたときは当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。」を規定している。
25滋賀県	0		
26京都府	0		0
27大阪府	0		0
28兵庫県	0		大阪湾フェニックス事業が現に存在している限り、流入規制はあり得ない。
29奈良県	0		0
30和歌山県	12		0
31鳥取県	3		
32島根県	2		排出者に承認を得ることを求めている。
33岡山県	2		0
34広島県	3		0
35山口県	0		0
36徳島県	1		
37香川県	5		平成3年に制定した香川県産業廃棄物処理等指導要綱において「事業者は香川県内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管することができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認めるときに限り、事前協議した上で搬入することができる。」旨の規定をしている。 平成13年12月に廃棄物の循環的な利用を図り持続的な発展が可能な資源循環型の社会を推進するために、廃棄物の循環的な利用を行う事業者は事前協議を行わなければならないことを定めた「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が公布された。（1年以内に施行の予定） 今後、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が施行された場合、循環的な利用を目的に搬入する場合は、条例に基づき事前協議を行うこととなる。
38愛媛県	1		0
39高知県	2		0
40福岡県	0		

2 - (1) 流入抑制の有無	
選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
41佐賀県	1 事前協議によりやむを得ない理由があると認められる場合は承認。
42長崎県	2 0
43熊本県	3 0
44大分県	2 0
45宮崎県	12 該当なし
46鹿児島県	1 原則禁止であるが、これまでの地域的・経済的つながりを考慮して、九州各県からの搬入については事前に承認することもある。
47沖縄県	0
50旭川市	1 北海道外から単に埋立処分又は焼却処分するための搬入を規制しており、道内であれば当市域外からの搬入であっても規制はしていない。再生利用や焼却処理以外の中間処理のための搬入である場合は、事前に協議を行い、承認を得た場合には搬入を認める場合がある。
51札幌市	0
52函館市	5 北海道の区域外で発生した廃棄物の搬入禁止
53小樽市	1 区域外 = 北海道外（北海道及び北海道内政令市区域とは制限なし）
54仙台市	2 搬入処理が一定期間にわたり継続するときは、最長1年間の期間を定めて承認している。最終処分に関しては協議
55千葉市	5 中間処理に関しては届出
56横浜市	5 ない。
57川崎市	0 0
58横須賀市	0 0
59新潟市	3
60金沢市	3 0
61岐阜市	4 平成11年に「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」が制定され、県外より県内に産廃を搬入する場合は、排出事業者へ届出が義務づけられた。
62静岡市	5 静岡県、浜松市との協議の結果、静岡県下以外からの廃棄物の搬入について、事前に協議することを求めている。
63浜松市	3
64名古屋市	4
65京都市	0
66大阪市	0 0
67堺市	0 0
68東大阪市	0
69神戸市	0 0
70姫路市	0 0
71尼崎市	0 0
72和歌山市	0
73広島市	0 0
74呉市	0 0
75下関市	0 0
76北九州市	4 0
77福岡市	0 0
78大牟田市	0
79長崎市	3
80佐世保市	0 0
81熊本市	0
82鹿児島市	2
83岡山市	3
84宇都宮市	3 直接埋立処分される場合のみ、事前協議を求めている。
85富山市	2
86秋田市	3 0
87郡山市	4 0
88大分市	3 0
89松山市	5 県外の産業廃棄物の搬入は原則禁止している
90豊田市	5 市内に中間処理施設または最終処分場を持つ事業者が事前に届出
91福山市	3 広島県の区域外からの搬入に対するものである。
92高知市	3 0
93宮崎市	3
94いわき市	3
95長野市	3 県外からの最終処分場への廃棄物の搬入に際して、事前に協議することを求めている。
96豊橋市	2
97高松市	1 0

		2 - (1) 流入抑制の有無	
		選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
98相模原市		0	
99西宮市		0	
100倉敷市		2	

		2 - (2) 流入抑制の経緯
開始した時期	事情、背景等について記入	
1北海道	198812	埋立処理のための産業廃棄物の道内搬入が問題化したため（昭和63年の北海道議会の議論を踏まえ）
2青森県	199002	県外廃棄物の不適正処理に対応するため
3岩手県	19905	県外からの産業廃棄物の搬入について実態を把握するため
4宮城県	19904	紛争の一つの要因になっていると考えられるため。
5秋田県	19900630	県外からの産業廃棄物の搬入量が増加する傾向にあり、事前に産業廃棄物の種類、量、性状等を把握することにより、県内における適正処理を確保することを目的として「要綱」を制定した。
6山形県	1990	昭和63年、平成元年に関東圏を中心に本県に多量の産業廃棄物が搬入され、本県の最終処分場の残容量が急激に減少し、県内で発生する産業廃棄物の処理自体も見通しのつかない状況になったため。
7福島県	199004	処分場の残容量の逼迫や、県民が、県内産業活動から排出される廃棄物については容認できても、大量の廃棄物移入に懸念を抱いていたことによるものと思われる。
8茨城県	198512	年5月1日施行）県外産業廃棄物の県内搬入処分の事前協議制の制定：県外の排出事業者が法律の定めるとおりの責任を持って適正処理を実行するとともに、県はこれを監視する体制をつくることを目的としたもの。（廃棄物の種別・搬入量等の抑制の規定なし） 平成4年11月1日 県処理要項へ移行 施行細則同条廃止
9栃木県	199204	産業廃棄物の適正処理の推進
10群馬県	0	0
11埼玉県	0	建設系の焼却目的の産業廃棄物とし、産業廃棄物の発生抑制、分別排出の促進、適正処理、ダイオキシン削減を目的に協議し、流入抑制は行っていない。（1999.11～）
12千葉県	199104	・要綱制定以前、産業廃棄物は産業活動の進展に伴いその発生量が年々増加するとともに、質も多様化しており、特に首都圏に位置する本県は県外の建設系産業廃棄物が大量に流入し、それに伴い不法投棄や不適正処理が多発していた。このため、産業廃棄物に対する県民の不信感や忌避意識が拡大し、市町村の反対宣言や市町村議会の反対決議を招き産業廃棄物最終処分場の新たな確保に困難をきたしていた。 ・また、本県の産業廃棄物最終処分場は県外処理業者の資金援助等により県外物に独占されていく傾向にあり、県内産業廃棄物の処分に困難をきたし、県内事業者が県外に産業廃棄物を搬出せざるを得ない状況にあった。これが、不法投棄を誘発するなど、知事が県内産業廃棄物の適正処理を目標として策定した第3次千葉県産業廃棄物処理計画の遂行に影響を及ぼした。 ・これらの状況から平成元年9月県議会において、県土の環境保全を図るために県外産業廃棄物の流入抑制等を図るように決議された。
13東京都	0	
14神奈川県	0	
15新潟県	19910401	産業廃棄物の量が増加し、質的にも多様化していること。最終処分場が不足していること。多量の産業廃棄物が首都圏から圏外へ搬出、処分されていること。県外産業廃棄物が多量に流入することにより県の産業廃棄物処理計画の円滑な推進に支障をきたすおそれがあることなどが背景にある。
16富山県	1995.04	県内の産業廃棄物処理施設への過度な流入を防止するため
17石川県	199402	無秩序な県外産業廃棄物の搬入を抑制し、県内産業廃棄物の適正処理を確保する。
18福井県	199610	平成4年の敦賀市民間最終処分場増設問題をきっかけに、県民の信頼が得られる最終処分場のあり方を検討するため、平成5年に「廃棄物最終処分場・安全監視管理委員会」を設置し、その報告のなかで、県外産業廃棄物を出す排出事業者への立入検査が困難なことから、廃棄物の性状等を事前に確認するため、手続きを明確化した指導要綱を告示した。
19山梨県	0	0
20長野県	199105	県外からの産業廃棄物の流入が増加していたことから、県内発生物の処理体制の整備と県外産業廃棄物の最終処分における適正処理を確保するため、事前協議制度を導入した。
21岐阜県	19900401	県外から搬入される産業廃棄物の性状等を把握するため。県内における不適正処理を防止するため。
22静岡県	19901001	（背景） 県外産業廃棄物の県内への搬入が増加し、これに伴う不適正処理や地域住民とのトラブルが発生した。 このような状況に対処するため策定した。 （目的） 廃棄物の排出事業者責任を明確にし、県外廃棄物の性状、搬出状況、処分状況を把握するため。
23愛知県	199104	県外産業廃棄物の性状等の実態を事前に把握することにより、適正処理を指導し、不適正処理、苦情等の未然防止を図る。 産業廃棄物処理計画の策定に際し、県外産業廃棄物の量を把握する。

		2 - (2) 流入抑制の経緯
開始した時期	事情、背景等について記入	
24三重県	2001	<p>条例制定までは、頻繁に発生する県外産業廃棄物の不法投棄による県民の産業廃棄物に対する不安感・不信感。その県民の不安感・不信感からの産業廃棄物処理施設設置に係る紛争の多発による施設確保の困難。施設確保の困難による最終処分場の逼迫。県外から搬入される産業廃棄物量が県外へ搬出する産業廃棄物量と比較して大幅に流入超過にあることから、本県が他県のゴミ捨て場であるという県民の不公平感。などから、平成5年4月より「三重県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」で、県内搬入に係る事前協議、搬入禁止廃棄物などの指導を行ってきた経緯がある。</p> <p>廃棄物処理法では、排出者処理責任の原則が規定されているが、安易に処理を委託し不適正な処理に至ることが多く、また、最終処分場の確保が困難な状況にあることから、平成10年から産業廃棄物多量発生事業者（年間1000ト）に対し発生抑制、リサイクルの促進適正処理に関し立入指導を行ってきた。このような県の指導も、法の定めでは県外排出事業者に対しては県内での処理行為の確認ができないことには指導権が及ばないことから、平成13年3月に制定した条例により、県内排出事業者には委託処分する場合に処分する能力の明確な確認を求める注意義務を課すとともに、県外産業廃棄物については、搬入処理される周辺的生活環境保全上の支障の発生を未然防止するため、県外排出事業者（年間200ト以上を搬入し処分する者）に届出義務を課している。</p>
25滋賀県	0	
26京都府	0	0
27大阪府	0	0
28兵庫県	0	0
29奈良県	0	0
30和歌山県	199706	<p>背景：日本工業所（本社堺市）が橋本市に解体廃棄物を多量に持ち込み不適正処理を行う等、その他県境において県外産業廃棄物による問題が発生した。</p> <p>目的：県境を越えて流入する産業廃棄物の処理について県の指導方針を明らかにすることにより処理計画の適切な推進を図る。</p>
31鳥取県	19924	<p>協議をする者は排出事業者でなく、処理業者であること。</p> <p>処理業者による県外から過大な量の廃棄物の受け入れによる県内処理物への支障回避や許可品目以外の廃棄物の受け入れ防止のため。</p>
32島根県	19934	<p>県内の住民にとっては、排出事業者の実体が不明なことから、不安を訴える場合があるため、当該産業廃棄物の量、性状を把握するとともに、県内において適正に処分されることを確認しようとするもの。</p>
33岡山県	19771223	<p>近県から六価クロムを含んだ有害産廃（汚泥）が搬入され、問題を生じたことを契機に、事前協議制を導入することとした。</p>
34広島県	19904	<p>県外産業廃棄物を県内へ搬入処理する場合、その産業廃棄物の性状等、適正処理を確保するための情報が少なく、これが原因で不適正処理が行われた実態があった。このため、県外産業廃棄物の的確な情報を把握し、県内における産業廃棄物の適正な処理を推進するために必要な事項について、事前協議することとした。</p>
35山口県	0	0
36徳島県	199306	<p>県外からの産業廃棄物の流入の実態を把握するため事前協議制を設けた</p>
37香川県	199106	<p>平成3年6月に県内における産業廃棄物最終処分場の逼迫や産業廃棄物の適正処理等を考慮して、香川県産業廃棄物処理等指導要綱を策定した。</p>
38愛媛県	199108	<p>県外大都市圏等から大量に産業廃棄物が流入し、県内産業廃棄物の処理を圧迫するとともに、県外産業廃棄物の運搬・処分に伴う生活環境への影響に対する県民の不安や批判が高まったため。</p>
39高知県	199103	<p>県外から搬入される産廃は、中身を把握することができず、排出事業所への立入権もないため。他県で発生した産廃を処理しようとする処分場が乱立することを防ぐため。</p>
40福岡県	0	0
41佐賀県	199204	<p>安定型最終処分場の設置後に、その施設が、首都圏からの廃棄物を処理する目的であることが判明し、大きな社会問題となった。</p>
42長崎県	199301	<p>区域外で発生した産業廃棄物の流入実態を把握するため。</p>
43熊本県	199307	<p>区域外から搬入される産業廃棄物の種類、量の把握及び搬入量の抑制</p>
44大分県	199112	<p>当時、県外産廃の処理を目的とした処理施設の設置計画があり、県民感情を考慮し抑制措置をとったものである。</p> <p>背景には、都市部の処分場の逼迫や地方に比べてはるかに高い処理費と地方の土地状況があげられる。</p>
45宮崎県	199210	<p>都市部を中心に最終処分場が不足しており、大量の産業廃棄物が地方で処理されている状況があった。しかし、地方においては、香川県の豊島、佐賀県の唐津に見られるような県外からの産業廃棄物搬入による不適正処理の問題が発生していた。本県においても、平成元年度に首都圏の業者から大量の県外産業廃棄物の搬入の動きがあり、大きな社会問題となった。このような中、県外から搬入される産業廃棄物の実態を県として把握するとともに、不適正処理の防止、県内で発生する産業廃棄物の安定的処分の確保、県内最終処分場の延命化を図るため、県外産業廃棄物の搬入規制を行うこととした。</p>
46鹿児島県	1991.6	<p>県外からの産業廃棄物の搬入が県内でトラブルを生じさせたり、また、県内で発生する産業廃棄物の適正処理に支障を来すおそれがあったため。</p>

2 - (2) 流入抑制の経緯		
開始した時期	事情、背景等について記入	
47沖縄県	0	
50旭川市	20004	北海道から業務を引き継ぐ際に、できるだけ同様の取扱いとなるよう留意し、今までの指導との整合を図るようにした。
51札幌市	0	0
52函館市	199404	適正処理に支障を及ぼすため
53小樽市	198812	埋立処分のための産業廃棄物の道内搬入が問題化したため、北海道が流入抑制したのを受け、その趣旨に鑑み本市においても道の指針に準じて取り扱うこととした。
54仙台市	19917	当時、産業廃棄物のいわゆる越境移動が社会問題とされるなか、処理状況の把握を行う目的から指導を開始したものと捉えている。
55千葉市	199004	千葉県が不法投棄の防止及び最終処分場の延命化を図るため千葉市を含む形で指導要綱を策定した
56横浜市	0	
57川崎市	0	0
58横須賀市	0	0
59新潟市	199103	新潟県において同様の制度が実施されたことから。
60金沢市	199504	処理施設の処理能力を超える搬入の防止及び県内廃棄物の処分の優先性を確保するため、先に制定していた石川県の事前審査制を参考に、要綱による事前協議制度を制定した。
61岐阜市	199912	平成11年3月に県条例が制定され、同年12月15日より施行された。
62静岡市	199012	排出事業者と事前協議を行わせることにより、処理責任を明確にするとともに、廃棄物の性状、排出状況、処分状況等を把握し、適正処理を指導することで生活環境の保全を図るため。
63浜松市	1990	静岡県内、特に富士山麓を抱える東部地区に産業廃棄物の不法投棄事例が多く、排出事業者が不明のケースが多く見られたことから、県内統一して、排出事業者が不明の廃棄物について搬入を規制しようということから導入した。
64名古屋市		不明。 ただし、事前届出に関してその目的が流入を抑制するものであったかどうか不明である。
65京都市	0	0
66大阪市	0	0
67堺市	0	0
68東大阪市	0	
69神戸市	0	0
70姫路市	0	0
71尼崎市	0	0
72和歌山市	0	
73広島市	0	0
74呉市	0	0
75下関市	0	0
76北九州市	1987	本市の場合、基本的に流入抑制のために事前届出を実施している訳ではなく、排出元及び搬入量等の情報把握ため実施している。
77福岡市	0	0
78大牟田市	0	
79長崎市	1993.1	産業廃棄物の排出量の増大と処理施設の確保難により、排出地域内での処理が困難となり、処理不能の産業廃棄物が県域を超えて移動している現状がある。このような処理不能の産業廃棄物の多量の流入は市内で発生する産業廃棄物の処理にも支障をきたす恐れがあるため。
80佐世保市	0	0
81熊本市	0	
82鹿児島市	199903	市外ではあるが、平成9年1月に九州外の廃棄物の搬入をめぐり、住民との紛争がおこった。
83岡山市	199404	
84宇都宮市	199604	中核市となり、産廃事務を栃木県から移譲された際に、栃木県と同一歩調で指導していくこととした。
85富山市	199604	
86秋田市	199704	本市の平成9年4月1日の中核市移行に伴い、秋田県において運用していた「廃棄物関係指導要綱」を準用したことによる。
87郡山市	199704	
88大分市	199704	本市は、1997年4月1日に大分県から事務移管されたことに伴い、大分県と同様の指導を行うこととしたものである。
89松山市	199808	愛媛県が要綱により県外の産業廃棄物の搬入を禁止しており、本市も県の指導方針に合致させる必要があるため。
90豊田市	199804	中核市に移行したため
91福山市	199804	中核市移行に伴い県知事より事務移譲されたため、県と同様の事務としたため

2 - (2) 流入抑制の経緯		
	開始した時期	事情、背景等について記入
92高知市	199804	高知県内には管理型処分場がなく、また、中間処理施設も県内の産業廃棄物を処分するのに十分な施設がないために搬入を制限している。
93宮崎市	19984	
94いわき市	199904	中核市移行に伴い、福島県の方針を踏まえて、本市も要綱で抑制した。
95長野市	199904	中核市移行の際、県の方針を踏襲した。
96豊橋市	199907	本市は、不適正処理改善指導中の施設への、周知の行き届かない遠方からの搬入計画を事前に把握することにより、未然に防止することを想定している。
97高松市	1999	中核市指定により産業廃棄物業務を開始しましたが、その際に香川県の行っていた方針を継承しました。
98相模原市	0	
99西宮市	0	
100倉敷市	200104	平成13年度から政令市となり、県及び既存政令市との整合を保つこととした。

2 - (3) 流入抑制の変遷			
	変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	200111	5	1. 単なる処分を目的とする廃棄物の搬入を規制するとともに、再生利用を目的とした道外廃棄物の搬入に限り個別協議により受入を認めてきたが、その具体的な基準（再使用率、再生利用率等）を明示。 2. 一般廃棄物と産業廃棄物の要綱をまとめ、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」（以下「指導指針」という）とした。
2青森県	1994	4	リサイクル目的の流入に限定するため
3岩手県	0	1	
4宮城県		1	該当無し
5秋田県	19940401	5	1 生活環境保全上支障のないものであること。 2 減量化等の中間処理を行うものであること。 3 あらかじめ中間処理により減量化等されたものを最終処分するものであること。
6山形県	0	1	
7福島県	0	1	状況に大きな変化がないため。
8茨城県	0	1	施行細則（s60） 県処理要項（h7） なお搬入・流入抑制等の見直しは行っていない。
9栃木県			
10群馬県	0	0	
11埼玉県	0	5	
12千葉県	199505	3	中間処理を行おうとする場合には、従来の事前協議制から事前届出制に移行した。理由としては、 ・届出制においても、適正な委託の確認・指導、業の許可範囲の適法性、搬入状況の確認など適正処理を十分担保しており、この制度の導入後も著しい流入量の増加等による不適正処理の問題は生じないと考察される ・中間処理の手続きを簡素化することにより、首都圏の産業廃棄物の減量化・再資源化を一層誘導する効果があり、資源の有効利用に貢献するとともに最終処分場の延命につながる ・特に平成5年度後半からは、七都県市首脳会議における廃棄物の再生品の利用推進についての合意（平成5年11月）、県行政機関等廃棄物減量化・再資源化推進協議会の設置（平成6年1月）、千葉県産業廃棄物減量化・再資源化検討委員会の提言（平成5年6月）、多量排出事業所の減量化・再資源化を図る処理計画策定指針の策定（平成6年2月）など、第4次千葉県産業廃棄物処理計画（平成3年度～平成7年度）の基本方針に合致した減量化・再資源化の施策が一斉に展開されていたため、中間処理を事前届出制にすることは、減量化・再資源化の施策をより一層効果的にすると期待された
13東京都	0	0	
14神奈川県	0	0	
15新潟県	0	1	見直ししていない。
16富山県	0	1	
17石川県	0	1	
18福井県	0	1	
19山梨県	0	0	
20長野県	0	1	
21岐阜県	19991215	5	県外産業廃棄物の県内における不適正処理を防止するため条例化し、届出制とした。
22静岡県	0	1	
23愛知県	199806 200201	4	最終処分目的に加え、中間処分目的も対象とするため。 排出事業者に対する指導を充実させるため。
24三重県	1998	3	リサイクルを推進するうえで 搬入禁止産業廃棄物であっても、確実に再利用が見込まれ、環境保全上支障がないと認められるものについては、搬入禁止産業廃棄物から除外できるよう、要綱を改正した。
25滋賀県	0		
26京都府	0	0	
27大阪府	0	0	
28兵庫県	0	0	
29奈良県	0	0	
30和歌山県	0	1	
31鳥取県	0	1	
32島根県	0	1	
33岡山県	0	1	

2 - (3) 流入抑制の変遷			
変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入	
34広島県	19983	4	理由： 県内における新規の埋立処分場の設置が困難となっている状況から、将来、県外産廃の埋立処分量が増加すれば、県内産廃の埋立処分に影響を及ぼす恐れがある。 県外産廃に対する住民の不信感が増大している。 概要：事前協議において、埋立処分場ごとの県外からの搬入量を把握し、県外産廃の埋立処分量を抑制する。
35山口県	0	0	
36徳島県	2		
37香川県	200112	3	2001年12月に廃棄物の循環的な利用を図り持続的な発展が可能な資源循環型の社会を推進するために、廃棄物の循環的な利用を行う事業者は事前協議を行わなければならないことを定めた「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が公布された。（1年以内に施行の予定） この条例は、循環的な利用を目的とする県外産業廃棄物に限り、事前協議の上、例外的・限定的に搬入を認めるものであり、違反した場合には勧告や公表のほか罰則の適用ができるものである。
38愛媛県		1	
39高知県	0	1	
40福岡県	0	0	
41佐賀県	0	1	見直しの予定なし。
42長崎県	0	1	
43熊本県	0	1	
44大分県	199512	4	埋め立て目的の搬入の原則禁止を明確にした。
45宮崎県	0	1	該当なし
46鹿児島県	199712	4	従来は県外からの搬入については必要に応じて知事が処理施設のある自治体の意見を求めることとしていたが、平成9年初めに関東地方からの最終処分を目的とする搬入に関し、地元住民を巻き込むトラブルが発生したため、最終処分を目的とする搬入の全てに対し、処理施設のある自治体の意見を求めている。また、それに併せて、平成9年12月に策定した鹿児島県産業廃棄物基本計画の中で、九州各県以外からの搬入については認めないことを明記した。
47沖縄県	0	0	
50旭川市	0	1	不都合はないと考えている。
51札幌市	0	0	
52函館市	0	1	
53小樽市	200111	5	北海道の指針改正に準拠（単なる処分を目的とする廃棄物の搬入を規制するとともに、再生利用を目的とした道外廃棄物の搬入に限り個別協議により受け入れを認めることとしてきたが、その具体的な基準として再使用率や再生利用率等を明示した。）。
54仙台市	0	1	必要と認めなかったため。
55千葉市	199305 199405 200004	3 3 5	廃棄物の減量化、再資源化の促進についての気運が高まったことからリサイクル法で規定する指定副産物について再生処理しようとする場合は届出の提出で足りるものとした 先に導入した届出制後も適正な処理を確保できていること、及び中間処理の場合の手続きを簡略化することにより再資源化を誘導する効果が期待できることから中間処理に関しては届出制とした 今後なお一層地方分権が進むことから、運用してきた要綱を踏まえ千葉市の要綱を制定した
56横浜市	0	0	
57川崎市	0	0	
58横須賀市	0	0	
59新潟市	0	1	
60金沢市	0	1	
61岐阜市	0	1	
62静岡市	0	1	
63浜松市	0	1	
64名古屋	1		
65京都市		0	
66大阪市	0	0	
67堺市	0	0	
68東大阪市	0	0	
69神戸市	0	0	
70姫路市	0	0	
71尼崎市	0	0	

2 - (3) 流入抑制の変遷			
	変更の時期	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
72和歌山市		0	
73広島市	0	0	0
74呉市	0	0	0
75下関市	0	0	0
76北九州市	1994	4	特別管理産業廃棄物の要件追加。
77福岡市	0	0	0
78大牟田市		0	
79長崎市	0	1	
80佐世保市	0	0	0
81熊本市		0	
82鹿児島市		1	特に問題は無いと考えている。
83岡山市		1	
84宇都宮市	0	1	0
85富山市		1	
86秋田市	0	1	0
87郡山市	0	1	0
88大分市	0	1	0
89松山市	0	1	
90豊田市		1	
91福山市	0	1	0
92高知市	0	1	0
93宮崎市	0	1	
94いわき市		1	
95長野市	0	1	
96豊橋市	0	1	
97高松市	0	1	
98相模原市	0	0	0
99西宮市	0	0	0
100倉敷市	0	1	

2 - (4) 流入抑制の形式		
選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入	
1北海道	3	
2青森県	3	
3岩手県	3	
4宮城県	3	
5秋田県	3	0
6山形県	3	
7福島県	3	0
8茨城県	3	施行細則(s 60) 県処理要綱(h 7) なお搬入・流入抑制等のの見直しは行っていない。
9栃木県	3	
10群馬県	0	0
11埼玉県	6	流入抑制ではないが、要綱により、事前協議を実施
12千葉県	3	
13東京都	0	
14神奈川県	0	
15新潟県	3	0
16富山県	3	0
17石川県	3	0
18福井県	3	0
19山梨県	0	0
20長野県	3	0
21岐阜県	6	条例で、県外廃棄物を搬入しようとするものは、当該産業廃棄物の種類、数量等を届け出ることを規定しているが、当規定の趣旨は、流入抑制でなく、県内における不適正処理の防止にある。
22静岡県	3	0
23愛知県	3	0
24三重県	1	
25滋賀県	0	
26京都府	0	0
27大阪府	0	0
28兵庫県	0	0
29奈良県	0	0
30和歌山県	3	0
31鳥取県	3	
32島根県	3	0
33岡山県	2	0
34広島県	3	0
35山口県	0	0
36徳島県	3	
37香川県	6	平成3年に制定した香川県産業廃棄物処理等指導要綱において「事業者は香川県内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管することができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認めるときに限り、事前協議した上で搬入することができる。」旨の規定をしている。 今後、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が施行された場合、循環的な利用を目的に搬入する場合は、条例に基づき事前協議を行うこととなる。
38愛媛県	3	0
39高知県	3	0
40福岡県	0	0
41佐賀県	3	0
42長崎県	3	0
43熊本県	3	0
44大分県	3	0
45宮崎県	3	該当なし
46鹿児島県	3	0
47沖縄県	0	
50旭川市	3	0
51札幌市	0	0
52函館市	3	0
53小樽市	5	0
54仙台市	3	0
55千葉市	3	
56横浜市	0	

	2 - (4) 流入抑制の形式	
	選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
57川崎市	0	0
58横須賀市	0	0
59新潟市	3	
60金沢市	3	0
61岐阜市	1	0
62静岡市	3	0
63浜松市	3	
64名古屋市	3	1
65京都市	0	
66大阪市	0	0
67堺市	0	0
68東大阪市	0	
69神戸市	0	0
70姫路市	0	0
71尼崎市	0	0
72和歌山市	0	
73広島市	0	0
74呉市	0	0
75下関市	0	0
76北九州市	3	0
77福岡市	0	0
78大牟田市	0	
79長崎市	3	
80佐世保市	0	0
81熊本市	0	
82鹿児島市	3	
83岡山市	3	
84宇都宮市	3	0
85富山市	3	
86秋田市	3	0
87郡山市	3	0
88大分市	3	0
89松山市	3	
90豊田市	3	0
91福山市	3	0
92高知市	3	0
93宮崎市	5	
94いわき市	3	
95長野市	3	0
96豊橋市	3	
97高松市	3	0
98相模原市	0	0
99西宮市	0	0
100倉敷市	2	

	2 - (5) 流入抑制の対象			理由及びその他の場合の具体的内容を記入
	選択肢	選択肢	選択肢	
1北海道				単なる埋立処分又は焼却処分等を行うための道内搬入を認めない。
2青森県	0	1	0	最終処分場の残余容量確保のため 焼却等の二次廃棄物が発生するものについて対象としている
3岩手県	0	1	0	県外から最終処分を目的として産業廃棄物を搬入することは、残余容量の少ない本県の最終処分場を逼迫させ、本県の産業振興上問題となることから。
4宮城県	0	1	0	県外排出の産業廃棄物を受け入れていた施設は主に最終処分場であったため。
5秋田県	0	1	1	基本的に産業廃棄物は自区域内で処理されるべきであるため。 また、平成10年度に全受入量の6割程度が県外産業廃棄物であった最終処分業者が倒産して以降、処分場周辺の公害防止のため環境保全対策に多額の県費を投入せざるを得ない状況にあることから、平成11年度以降は最終処分を目的とするものについては、搬入を承認しないこととしている。
6山形県	0	0	0	県外からの搬入にあたっては、全ての場合について事前協議することを求めている。
7福島県	0	0	1	県内の処理業者が県外からの産廃を受託する場合は、量の多寡、最終処分が中間処理かを問わず、すべて対象としている。
8茨城県	0	0	0	廃棄物の種類及び搬入量を具体的に制限はしていないが、県内搬入処分事前協議の適用範囲が、委託処理・自社処理の別及び搬入量の大小を問わずに行ない、適正処分が確実である場合のみ承認し、承認がなければ搬入処分できないしくみとなっているので、排出事業者の承認申請の手間を考えると実質的に搬入抑制を行っているのと同じである。
9栃木県	0	1	0	
10群馬県	0	0	0	
11埼玉県	0	0	0	建設系廃棄物で木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等焼却が多い廃棄物を適正処理、発生抑制、分別促進、ダイオキシン類削減を目的に協議。流入抑制は行わない。
12千葉県	0	1	0	1、最終処分（自社処分を含む）について協議数量の50%削減を求める。 2、県外地方公共団体が発注者または排出事業者である場合の取り扱い 自区域内で処理するよう強く要請する。 ただし、自区域内処理が不可能な場合にあって、減量化・再資源化のための中間処理を目的とする場合、及び再資源化後の残渣の最終処分を目的とする場合については、減量化・再資源化の推進を図る見地からこれに協力する。
13東京都	0	0	0	
14神奈川県	0	0	0	
15新潟県	0	1	0	中間処理を目的として搬入する
16富山県	0	0	0	
17石川県	0	0	0	県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を、自ら又は処理業者に委託して、県内に所在する処理施設で処理するものを対象
18福井県	1	1	1	対象はすべての廃棄物
19山梨県	0	0	0	
20長野県	0	1	0	中間処理目的を含めると協議対象が多くなるため、最終処分目的に限定した。
21岐阜県	0	0	0	県外に事業場を有する事業者で、当該事業場において生ずる産業廃棄物を処理するため、自ら又は処理業者に委託して県内に搬入しようとするものは届出が必要。
22静岡県	0	1	0	対象：県内に産業廃棄物を搬入処分しようとするものすべてを対象としている。 理由：廃棄物の排出事業者責任を明確にし、県外廃棄物の性状、搬出状況、処分状況を把握するため。
23愛知県	0	0	0	量にかかわらず対象としている。 中間処分、埋立処分の目的を問わず対象としている。 自己処理、委託処理を問わず対象としている。
24三重県	1	0	1	届出の義務は、搬入し処分する産業廃棄物の契約数量が年間200ト以上を対象としており、これにより県内搬入量の9割を把握できる。
25滋賀県	0	0	0	
26京都府	0	0	0	
27大阪府	0	0	0	
28兵庫県	0	0	0	
29奈良県	0	0	0	
30和歌山県	0	0	0	処分、保管するもの全てを対象

	2 - (5) 流入抑制の対象			理由及びその他の場合の具体的内容を記入
	選択肢	選択肢	選択肢	
31鳥取県	0	0	1	・処理業者が過大な量の県外廃棄物を受け入ることで、県内物処理に支障をきたす事を防止するため。
32島根県	0	0	0	自己処理又は委託処理を問わず、県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入して処理する場合すべてを対象としている。
33岡山県	0	0	0	県外からの産業廃棄物について処理に問題を起こした事例が比較的多くあり、量、処理方法を問わず、対象とする必要がある。
34広島県	0	1	0	理由：最終処分場の延命化のため
35山口県	0	0	0	0
36徳島県	1	0	1	受け入れる処理施設の能力等を勘案し、その処理が適正に行われると認められる場合には承認。
37香川県				香川県外から県内に搬入される全ての産業廃棄物（知事がやむを得ない理由があり、かつ、生活環境の保全上支障がないと認め事前協議を終了したものを除く。）の流入抑制を行っている。今後、条例の施行に伴い、循環的な利用を目的とする県外産業廃棄物に限り、事前協議の上、例外的・限定的に搬入を認める。
38愛媛県	0	0	0	自己処理、受託処理にかかわらず県外からの産業廃棄物流入を対象としている。県内産業廃棄物の適正処理の確保、生活環境への負荷の軽減の観点から、自己処理、受託処理にかかわらずすべての県外産業廃棄物の流入を対象とする。
39高知県	0	1	0	焼却目的のものを対象
40福岡県	0	0	0	0
41佐賀県	1	0	0	・ 大量の搬入がなされることが特に問題と考える。 ・ 処理方法、自社処理に係わらず県外の廃棄物の処理場所となることが住民感情的に問題となりやすく、県内排出事業者の処理先確保の支障も懸念される
42長崎県	0	0	0	流入実態の全体を把握するため、区域外から搬入するもの全てについて抑制の対象としている。
43熊本県	1	0	0	処理業者の中間処理施設からの廃棄物でないこと。 受け入れ範囲は九州内であること。 県外産業廃棄物の受入量が処理施設能力の30%以内であること
44大分県	0	1	0	県内の適正処理に支障が生じるおそれがあるもの、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるもの、積替保管を経由する等により排出者が特定できないおそれがあるもの。
45宮崎県	0	0	0	自己処理・委託処理、中間処理・最終処分の別を問わず、すべて規制の対象としている。
46鹿児島県				処理方法、処理量、発生源の区別なく、県外で発生した産業廃棄物を県内で処理する全ての場合に適用する。
47沖縄県				
50旭川市	0	0	0	すべて。 理由：単に埋立処分、焼却処分するために廃棄物を搬入することを規制しているため。
51札幌市	0	0	0	0
52函館市	0	1	1	
53小樽市	0	0	0	単なる埋立処分又は焼却処分等を行うための道内搬入を認めない。
54仙台市	1	1	1	その内容：宮城県外から本市内へ搬入処理されるものについて、普通の産業廃棄物では月5トン以上、特別管理産業廃棄物ではその量に係わらず協議の対象となる。 その理由：域内処理が原則ではあるが、現実的に処理能力その他の点で本市内の施設での処理が必要と考えられ、県域程度に処理が広域化するのには止むを得ない。 数量で規定している理由としては、一時に多量の搬入が行われると適正処理が困難になるおそれがあること、処理施設周辺（搬入路等）の生活環境への影響を未然に回避したいこと、特別管理産業廃棄物は適正処理の要請が特に強いこと、搬入に関し適時適切な把握が必要と考えられること、が挙げられる。
55千葉市	0	0	0	千葉県外から搬入されるすべての産業廃棄物を対象
56横浜市	0	0	0	0
57川崎市	0	0	0	0
58横須賀市	0	0	0	0
59新潟市	0	0	0	県外から搬入されるもの全てを対象とし、量、処理方法等の基準は定めていない。
60金沢市	0	0	0	事前協議は各処理施設において、処理能力を超える廃棄物の搬入等の防止を目的としているものであり、施設の種類や搬入量等で対象を制限することはない。
61岐阜市	0	0	0	県条例により、県外産業廃棄物はすべて届出対象となっているが、届出内容により個々に判断している。
62静岡市	0	0	1	質問（2）と同様。

	2 - (5) 流入抑制の対象			理由及びその他の場合の具体的内容を記入
	選択肢	選択肢	選択肢	
63浜松市	0	0	0	県外の排出事業者は、県外産業廃棄物を浜松市内へ搬入しようとするもの全てを対象として協議している。
64名古屋	0	1	0	
65京都市	0	0	0	0
66大阪市	0	0	0	0
67堺市	0	0	0	0
68東大阪市	0	0	0	
69神戸市	0	0	0	0
70姫路市	0	0	0	0
71尼崎市	0	0	0	0
72和歌山市	0	0	0	
73広島市	0	0	0	0
74呉市	0	0	0	0
75下関市	0	0	0	0
76北九州市	1	0	0	0
77福岡市	0	0	0	0
78大牟田市	0	0	0	0
79長崎市				長崎県の区域外で発生した産業産業廃棄物 (理由) 搬入される廃棄物が市内で適正に処分できるか否か確認するため
80佐世保市	0	0	0	0
81熊本市	0	0	0	0
82鹿児島市				九州外のものは原則として搬入を認めず、九州内のものについては、要請県の事情と当市施設的能力等から判断している。
83岡山市	0	0	1	
84宇都宮市	0	1	0	環境への影響が継続するおそれがあり、廃棄物の発生事業所等を把握するため。
85富山市	0	0	0	
86秋田市	0	1	1	のみならず、すべての県外から搬入される産業廃棄物を対象としている。 理由：「要綱」の目的は県外から搬入される産業廃棄物の適正処理の確保であるため、搬入量、処分方法、搬入体系（事業者又は処理業者）は特に制限する項目ではないと考える。
87郡山市	0	0	1	
88大分市	1	1	0	市内の産業廃棄物の、円滑な処理を妨げるおそれがある場合及び生活環境の保全に著しい支障を及ぼす場合について対象としている。
89松山市				愛媛県外で排出された産業廃棄物全てを対象としている。
90豊田市				中間・最終処分目的のものを対象
91福山市				広島県の区域外の事業場（排出事業者、産業廃棄物処分業者等全ての事業場）から排出される産業廃棄物に対し、市内に搬入し、処理される全ての産業廃棄物を対象としている。
92高知市				主にセメント工場の燃料及び原料となるものについて事前協議を行い搬入を認めている。抑制の理由は、県内に産業廃棄物の処理をする施設が十分整備されていないためである。
93宮崎市				他県で処理施設がなく、処理ができない場合
94いわき市	0	1	1	県外産業廃棄物の処分受託はすべて協議対象
95長野市	0	1	0	長野県の指導方針に準じている。
96豊橋市	0	1	1	愛知県外から本市域内の産業廃棄物処理施設で処分する場合には、自己処理を含め全てを対象としている。その理由は、たとえ自己処理であっても本市域内で処理を行うのであれば環境負荷は本市にかかるため不適正処理を未然に防止するためである。
97高松市	0	0	0	すべての産業廃棄物の搬入を対象としています。産業廃棄物の搬入自体を検討課題として考えており、個別に検討して妥当と思えるものは認めています。
98相模原市	0	0	0	0
99西宮市	0	0	0	0
100倉敷市				他府県から流入する産業廃棄物全てを対象としている。

2 - (6) リサイクルされる場合の取り扱い	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	3 (3) のとおり
2青森県	2 最終処分されないことを前提としてしている
3岩手県	1 循環型社会の推進のため、産業廃棄物が適正かつ有効に再利用される場合は、本県との事前協議を経て搬入することとしている。
4宮城県	3 中間処理は流入抑制していない。
5秋田県	2 廃OA機器等、他の法令により適正処理が担保されている場合には対象外とする場合がある。
6山形県	3 最終処分の場合は県外分を2割以内としているのに対し、リサイクルの場合は量的な制限をしていない。
7福島県	1 リサイクルと称して脱法行為を行おうとする事業者も見受けられるため、緩和については十分な検討を要するため
8茨城県	1
9栃木県	0
10群馬県	0
11埼玉県	3 再生事業者登録(法20条の2第1項)を受けている業者への搬入又は熱源として再利用するセメント製造施設への搬入に際しては協議不要。理由は制度の目的が、産廃の発生抑制、分別促進、適正処理、ダイオキシン類排出削減のため。これらは、目的が協議をしなくても目的が達成されると思われるため。
12千葉県	1
13東京都	0
14神奈川県	0
15新潟県	1 リサイクルとしても廃棄物の処理であることに変わりないため。
16富山県	1
17石川県	1
18福井県	1
19山梨県	0
20長野県	1 最終処分に対象を限定しているため。
21岐阜県	1 流入抑制が主目的ではないので、緩和は行っていない。
22静岡県	1
23愛知県	1 (2) に掲げるような目的で届出を求めているので、目的によって取り扱いを変えていない。
24三重県	2 届出義務が必要な場合は、廃棄物処理法の処分業(特別管理を含む。)の許可を受けた者に委託する場合に限っており、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行なうもの、再生利用に係る厚生大臣の認定を受けた者などは除いている。
25滋賀県	0
26京都府	0
27大阪府	0
28兵庫県	0
29奈良県	0
30和歌山県	3 協議はさせる
31鳥取県	1
32島根県	1
33岡山県	1 リサイクル施設であっても、周辺地域の生活環境に及ぼす影響が軽微とは言えず、むしろリサイクル名目で産業廃棄物の不適正な処理がなされるおそれがある。
34広島県	3 理由：最終処分場に搬入されるもののみを抑制の対象としているため。
35山口県	0
36徳島県	1
37香川県	3 「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」にリサイクル目的による搬入の際に流入規制の緩和を行うような規定はない。今後、「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が施行された場合、循環的な利用を目的に搬入する場合は、条例に基づき事前協議を行うこととなる。
38愛媛県	3 リサイクルの原料として搬入処理する場合、近県であって産業廃棄物の適正処理の観点から相互協力が必要な県から搬入する場合など一定の要件を満たすものについて、やむを得ない場合として、事前協議により県外産業廃棄物の搬入・処理を承認している。
39高知県	3 再生目的のものは、「協議」-「承認」の対象としている。
40福岡県	0
41佐賀県	3 原則禁止としているが、事前協議によりやむを得ないと考えられる場合は認めており、リサイクル目的等処理内容も考慮している。
42長崎県	1 制度導入の目的が流入実態全体を把握することであるため。
43熊本県	1 リサイクルについても、それ以外と比べ廃棄物処理として区分されていないため。
44大分県	2 セメント工場等で資源として利用されることが確実であるものについては、流入抑制をしていない。
45宮崎県	1 リサイクルについても県外からの搬入について把握するため
46鹿児島県	1 リサイクルの名の下の不適正処理が存在しているため、特に緩和は考えていない。
47沖縄県	0

2 - (6) リサイクルされる場合の取り扱い		理由及びその他の場合の具体的内容を記入
選択肢		
50旭川市	3	形式上は緩和措置は設けていないが、当市の流入抑制は、単に埋立処分、焼却処分するための廃棄物を対象としており、循環的な利用を行うことができる廃棄物等については事前に協議を行い、承認を得ることで流入を認めているため、適正処理の確保が可能と判断できれば、実質的には流入を認めることとなる。
51札幌市	0	
52函館市	1	
53小樽市	3	再生利用を目的とした道外廃棄物の搬入については、再利用率や再生利用率等具体的基準を満たすものに限り個別協議により受け入れを認める。
54仙台市	1	リサイクルであっても、資源化の処理過程は破碎、機械選別、溶融等の中間処理に他ならず、現行法令では廃棄物処理と別個に位置付けるのは困難である。また、客観的な性状からは有価物又はリサイクルされるものとの判断が困難であり、いたずらに搬出入の条件を緩和することは不適正処理の誘引となるおそれがある。
55千葉市	1	千葉県外から搬入されるすべての産業廃棄物の量を把握するため
56横浜市	0	
57川崎市	0	
58横須賀市	0	
59新潟市	1	廃棄物の搬入という点で変わらないため。
60金沢市	1	リサイクルされる場合でも、処理能力を超える廃棄物の搬入は不適正処理に繋がるおそれがある。
61岐阜市	3	県条例により、県外産業廃棄物はすべて届出対象となっているが、届出内容により個々に判断している。
62静岡市	1	リサイクルを目的としていても、質問(2)と同様
63浜松市	1	産業廃棄物の排出事業者を把握する目的から導入した制度で、流入の抑制を狙ったものではない。リサイクルについてもリサイクルできず不適正処理される可能性もあることから、特段緩和するつもりはない。
64名古屋市	3	最終処分のみのため、リサイクルに係る流入抑制はあり得ない
65京都市	0	
66大阪市	0	
67堺市	0	
68東大阪市	0	
69神戸市	0	
70姫路市	0	
71尼崎市	0	
72和歌山市	0	
73広島市	0	
74呉市	0	
75下関市	0	
76北九州市	1	
77福岡市	0	
78大牟田市	0	
79長崎市	1	特に緩和する合理的理由がない。
80佐世保市	0	
81熊本市	0	
82鹿児島市	1	結果的にリサイクルされたとしても、搬入量が当市の処理能力を超えれば、不適正処理につながるおそれがあるため。
83岡山市	1	搬入物については基本的にリサイクルされていない。
84宇都宮市	0	
85富山市	1	
86秋田市	1	「廃棄物の処理」という行為については、リサイクルであっても同じであると考えている。
87郡山市	1	
88大分市	1	
89松山市	3	リサイクルされることが確実であれば、搬入を認めているが、事前協議は必要である。
90豊田市	1	
91福山市	1	適正処理されることを目的としているため。
92高知市	3	高知市内の廃棄物処理を圧迫しない量であれば概ね搬入を認めている。
93宮崎市	1	
94いわき市	1	
95長野市	2	最終処分目的のみ対象。
96豊橋市	1	リサイクル施設であっても廃棄物処理法上ではほとんど同等の取扱いになっていることやリサイクル施設が地域住民に対する環境負荷が軽いわけではないため。
97高松市	3	個別審査により、全量リサイクルであれば認めるケースがあります。
98相模原市	0	
99西宮市	0	
100倉敷市	1	リサイクルされるか否かに関わらず対象としている。

2 - (7) 流入抑制の目的	
選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
1北海道	1 (5) のとおり
2青森県	12
3岩手県	5
4宮城県	5
5秋田県	125 0
6山形県	6 選択肢 1 及び 2
7福島県	1 0
8茨城県	2 0
9栃木県	26 廃棄物の適正処理の推進
10群馬県	0 0
11埼玉県	6 ダイオキシン類の削減、流入状況の把握を目的としている。
12千葉県	1 県外産業廃棄物による不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、流入を抑制することにより県内産業廃棄物の処分を容易にし、最終処分場の延命と確保対策に資するため。
13東京都	0
14神奈川県	0 0
15新潟県	2 県内で発生する産業廃棄物の処理に支障をきたさないようにするため。
16富山県	2 0
17石川県	2 0
18福井県	2
19山梨県	0 0
20長野県	1 0
21岐阜県	6 県外産業廃棄物の種類、排出状況を把握して、県内における不適正処理の防止等を図るため。
22静岡県	2
23愛知県	2 0
24三重県	2
25滋賀県	0 0
26京都府	0 0
27大阪府	0 0
28兵庫県	0 0
29奈良県	0 0
30和歌山県	125 0
31鳥取県	5
32島根県	6 流入を規制するためのものではなく、当該産業廃棄物の種類、量、性状及び搬入処理される事業者（施設）の許可内容等を審査することにより、適正処理が行われることを確認し、もって生活環境の保全が担保されることを目的としている。
33岡山県	2 0
34広島県	125 0
35山口県	0 0
36徳島県	2
37香川県	12 県内における産業廃棄物最終処分場の逼迫や産業廃棄物の適正処理等を考慮して、「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」を制定し、「事業者は香川県内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管することができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認めるときに限り、事前協議した上で搬入することができる。」旨の規定をしている。 平成13年12月に廃棄物の循環的な利用を図り持続的な発展が可能な資源循環型の社会を推進するために、廃棄物の循環的な利用を行う事業者は事前協議を行わなければならないことを規定した「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が公布された。（施行日は、公布 平成13年12月21日 から1年以内）。
38愛媛県	1 0
39高知県	1 県内の処理体制が十分でなく、県外産廃を受け入れる余裕がないため。 県外から搬入される産廃は、中身を把握することができず、排出事業所への立入権もないため。
40福岡県	0 0
41佐賀県	5 0
42長崎県	2 0
43熊本県	1 0
44大分県	25 0
45宮崎県	12 該当なし
46鹿児島県	5 平成 9 年 1 2 月に策定した鹿児島県産業廃棄物基本方針の中で、県内で発生した産業廃棄物は全て県内で処理するよう定めており、それに併せて、県外搬入についても考え方を明確化した。

2 - (7) 流入抑制の目的	
選択肢	その他の場合の具体的内容及び追記事項を記入
47沖縄県	0
50旭川市	3
51札幌市	0
52函館市	1
53小樽市	4 流入抑制の趣旨から政令市を含めた道内全域で取り組む必要がある。
54仙台市	2
55千葉市	12
56横浜市	0
57川崎市	0
58横須賀市	0
59新潟市	4
60金沢市	2
61岐阜市	6 県条例が制定されたため。
62静岡市	2
63浜松市	6 排出事業者責任を保管するため。(排出事業者を明確にする。)
64名古屋市	1
65京都市	0
66大阪市	0
67堺市	0
68東大阪市	0
69神戸市	0
70姫路市	0
71尼崎市	0
72和歌山市	0
73広島市	0
74呉市	0
75下関市	0
76北九州市	2
77福岡市	0
78大牟田市	0
79長崎市	2
80佐世保市	0
81熊本市	0
82鹿児島市	5
83岡山市	2
84宇都宮市	2
85富山市	2
86秋田市	2
87郡山市	4
88大分市	12
89松山市	3
90豊田市	2
91福山市	24
92高知市	2
93宮崎市	1
94いわき市	2
95長野市	1 長野県として、県外からの流入抑制を図るため、当該指導を行っている。
96豊橋市	26 市内施設での不適正処理が行われるおそれのある産業廃棄物の流入を防ぐため。
97高松市	6 本県は面積が狭く最終処分場も不足しており、また適地も限られていることと、県外からの廃棄物を無制限に認めた場合には、指導監視に混乱を来すおそれがあるためです。
98相模原市	0
99西宮市	0
100倉敷市	4

2 - (8) 流入抑制のメリット	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	34 3=流入した廃棄物による不法投棄等を防止できた 4=単なる埋立処分又は焼却処分を行うための道内搬入を規制することができた
2青森県	4 流入抑制等の成果が上がっているため
3岩手県	3
4宮城県	2
5秋田県	4
6山形県	5 選択肢2、3及び4 地域住民の県外廃棄物へ対する不安感の払拭とともに、県内の処理施設整備との整合性が図られる。
7福島県	4
8茨城県	5 廃棄物処分の適正化推進が行われた。（排出事業者の廃棄物保管方法・処分委託基準の周知等）
9栃木県	5 廃棄物の流入状況の把握
10群馬県	0
11埼玉県	5 抑制によるメリットは不明 ただし、これは最終処分についてであり、中間処分については届出制になって以降流入量は増加している。
12千葉県	3
13東京都	0
14神奈川県	0
15新潟県	5 他区域からの直接最終処分量は減少している。
16富山県	5 県外からの流入状況を事前に把握することによって、適正処理の指導を適宜行うことができる。
17石川県	5 搬入される産業廃棄物を事前にチェックすることにより、処理施設における不適正処理を減らすことができた。
18福井県	5 不適正事案を調査する際や立入検査の際、役に立っている。
19山梨県	0
20長野県	4 排出事業者に対して事前に指導することにより、最終処分される産業廃棄物の減量化につながった。
21岐阜県	3 県外産業廃棄物の県内における不適正処理を防止するため、内容をチェックすることができる。
22静岡県	2 排出事業者と事前協議を行わせることにより、排出事業者責任が明確化したので。
23愛知県	5 選択肢に掲げられているような内容を含めて、具体的にどのようなメリットがあったかは分からない。
24三重県	3 委託する産業廃棄物の処分内容が、処分業者の事業の範囲に含まれない場合。委託先の処分業者が廃棄物処理法に基づく改善命令等を受けている場合で、当該廃棄物の処分を行なうことにより、当該改善命令等の履行に支障が生じる場合。処分業者が改善命令を履行することで、当該廃棄物が長期に放置される場合。など安易な委託により生ずる生活環境の保全上の支障を未然に防止することができる。
25滋賀県	0
26京都府	0
27大阪府	0
28兵庫県	0
29奈良県	0
30和歌山県	4
31鳥取県	5 間接的に流入抑制や不適正処理防止効果につながっていると考えている。
32島根県	3 を審査することで、当該事業者による適正処理の確認と、排出者に対して排出者責任を促すことができる。
33岡山県	3 処理施設の処理能力等から適正に処理できないものについて搬入を認めないことにより、効果はあるものと考えている。
34広島県	45 県外産廃の流入量の把握が可能となった。
35山口県	0
36徳島県	5 県外産業廃棄物の流入の実態を把握することができた。
37香川県	4 「香川県産業廃棄物処理等指導要綱」に基づき、行政指導を行っていたため
38愛媛県	4 受入側の県内事業者の協力を得て県外産業廃棄物の搬入・処理は大幅に減少し、特に最終処分等の減少が著しく、最終処分場の残余年数の確保等に効果をあげている。
39高知県	24 2及び4の理由。処分場の残存容量を確保できた。
40福岡県	0
41佐賀県	4 施設の設置や運営において、県内廃棄物を処理する計画となることで、住民の理解が得られやすい。
42長崎県	4 事前協議制を取り入れたところ、結果として他の区域からの流入量を減らすことができた。
43熊本県	4 県外からの過剰な受け入れについては、地域感情から問題がある。
44大分県	24 他県で発生したものの処理については、県民の理解が得られ難いが、要綱で明文化することにより、県民の理解が進んだ。また、最終処分目的の流入量が減少した。

2 - (8) 流入抑制のメリット	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
45宮崎県	245 県内の最終処分場の延命化を図ることができた。
46鹿児島県	3 県外搬入に係る事前協議を実施することにより、処分業者の処理能力以上の廃棄物の受入を阻止することができている。
47沖縄県	0
50旭川市	5 他地域の産業廃棄物の無制限の処分場と化すことを防止していると考え。理由：他地域からの流入に関しての相談は現在までのところなく、他地域で発生したと考えられる産業廃棄物の不法投棄等は確認されていない。
51札幌市	0
52函館市	4
53小樽市	34 3=流入した廃棄物による不法投棄等を防止できた。 4=単なる埋立処分又は焼却処分等を行うための道内搬入を規制することができた。
54仙台市	5 制度の有無についての比較は困難であるが、処理施設での不適正保管や、搬入路に留意させることによる生活環境への影響の未然回避等の効果があるのではないかとと思われる。
55千葉市	3 適正処理の推進に効果があると思われる
56横浜市	0
57川崎市	0
58横須賀市	0
59新潟市	1 制度による抑制効果を把握していないため。
60金沢市	5 県内廃棄物を優先し処分することのできる搬入体制が確保できる。
61岐阜市	5 当市においては、メリットがあったかどうかわからない。
62静岡市	1 本市には処理施設が少なく、相談案件も少ないので、流入規制によるメリットは特に感じられない。
63浜松市	1
64名古屋市	
65京都市	0
66大阪市	0
67堺市	0
68東大阪市	0
69神戸市	0
70姫路市	0
71尼崎市	0
72和歌山市	0
73広島市	0
74呉市	0
75下関市	0
76北九州市	1
77福岡市	0
78大牟田市	0
79長崎市	5 本市においては、ここ数年事前協議の例はなく、メリットを評価できない。
80佐世保市	0
81熊本市	0
82鹿児島市	4 事業者からの相談の段階で、事前協議が必要であることから搬入を中止する場合がある。また、九州外からの搬入は認めていないため。
83岡山市	1
84宇都宮市	2 県外からの流入する廃棄物を行政が把握していることで、住民の不安を解消できた。
85富山市	1
86秋田市	3 市内処理業者への県外産業廃棄物の搬入状況を把握し、その適正処理を確認できる。
87郡山市	4
88大分市	4 最終処分目的の流入量が減少したことにより、市内の産業廃棄物最終処分場の延命化につながったものとする。
89松山市	5 メリットがあるかどうか不明
90豊田市	1
91福山市	3 適正処理の推進が図れた。
92高知市	5 県内での産業廃棄物処理施設の確保ができる。
93宮崎市	4
94いわき市	4 事前協議制により、結果的に他都道府県からの無秩序な流入量増大を抑制することができた。
95長野市	0
96豊橋市	3 県外産業廃棄物排出事業者に対し委託基準等の指導を行うことができ、不適正処理の減少につながった。また、過剰保管改善指導中の施設への搬入の未然防止ができた。
97高松市	4 県外の業者から搬入したいとの話があった場合に、流入抑制を根拠に断っているから。

2 - (8) 流入抑制のメリット		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
98相模原市	0	
99西宮市	0	
100倉敷市	5	他の府県からの流入量を事前に把握し、排出事業者及び処理業者指導に役立ってる。

2 - (9) 流入抑制の問題点		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	1	
2青森県	1	業者の理解を得ているため
3岩手県	1	
4宮城県	1	特段の問題はない。
5秋田県	1	
6山形県	1	
7福島県	1	処理業者等からの苦情や規制撤廃等の要望もない。
8茨城県	5	事前協議制を行うことにより、承認までの事務処理期間を要することにより、排出事業者が搬入に難色を示す割合が多い。(特に建設系)従って、事前協議制などの搬入抑制を行っていない県に処分が集中する傾向にある。
9栃木県	1	廃棄物の流入状況の把握
10群馬県	0	
11埼玉県	5	ダイオキシン類削減等のために協議制を導入したが特に問題ない。
12千葉県	1	
13東京都	0	
14神奈川県	0	
15新潟県	1	
16富山県	1	
17石川県	1	
18福井県	1	
19山梨県	0	
20長野県	1	あくまで、最終処分の適正化を図るための事前協議制度であり、産業廃棄物の流入そのものを抑制する制度ではないので、特に影響はないと考えている。
21岐阜県	1	県外産業廃棄物の県内における不適正防止に役だっており、特に問題がない。
22静岡県	1	
23愛知県	1	
24三重県	1	これまで、回答例2、3、4の事例又は苦情がない。
25滋賀県	0	
26京都府	0	
27大阪府	0	
28兵庫県	0	
29奈良県	0	
30和歌山県	1	
31鳥取県	1	
32島根県	1	
33岡山県	5	県内の処理施設での当面の処理が終了しても処理先を確保する観点から承認の更新が行われ、実態と一致しないことが生じている。
34広島県	1	
35山口県	0	
36徳島県	1	
37香川県	1	
38愛媛県	1	現在受入先の県内事業者の理解と協力を得て県外産業廃棄物の搬入・処理は大幅に減少し、事前協議未承認の県外産業廃棄物の無断搬入も解消しており、特段の問題は生じていない。
39高知県	5	流入してくる産廃には、処理料金が都市部と比べて安価であるためのものと、自区域内処理を完全に行うことができないためのものがあると思われる。 については、県内に管理型処分場や特管産廃の中間処理業者が少なく、体制自体が整っていないため受け入れることができないのが現状。 流入を抑制しているのは、再生を目的として流入するものについては、量にかかわらずほとんどを承認している。(セメント会社への流入等。) 一方、本県においても自区域内処理を完全に行うことはできず、そのため産廃が他県に流出していることについては、問題なしとはいえない。
40福岡県	0	
41佐賀県	5	県境付近の施設については、事業面で不利となっている。
42長崎県	1	
43熊本県	1	
44大分県	5	地方では、産廃の発生量が少ないため施設への投資額や維持管理費にみあった収益をあげるための産廃物の量が確保できない。また、都市部に比べ処理費が安いいため、規制強化に伴う維持管理費の確保にも苦慮している状況にある。
45宮崎県	1	特になし
46鹿児島県	1	一部を除き九州各県で同様の規制を設けているため、事業者の認識もあり、特に問題は生じていない。
47沖縄県	0	

2 - (9) 流入抑制の問題点		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
50旭川市	1	他地域からの流入に関する相談は現在までのところなく、他地域で発生したと考えられる産業廃棄物の不法投棄等は確認されていない。
51札幌市	0	0
52函館市	1	
53小樽市	1	北海道の地理的特性から、問題が発生する要因は少ない。
54仙台市	1	行政指導であり、排出事業者の任意の協力により実施されるものであること、また適正な処理が見込まれれば通常は搬出入を承認しているので、処理業者にとっても制度が支障とならないことが考えられる。
55千葉市	1	大きな問題は生じていないため
56横浜市	0	
57川崎市	0	0
58横須賀市	0	0
59新潟市	1	
60金沢市	1	処分業者や事業者等からクレーム等が特にない。
61岐阜市	1	現在まで、届出によりトラブルになったことはないため。
62静岡市	1	流入規制による問題がこれまでに発生していない。
63浜松市	1	
64名古屋市	1	現在の状況では、産業廃棄物最終処分場は自社処分場1件と、自社ではないものの、系列企業専用の処分場1件のみであるため、届出制に関し問題とはなっていない。また、過去に処分場がいくつかあった時においても、問題が生じたということはない。
65京都市	0	0
66大阪市	0	0
67堺市	0	0
68東大阪市	0	
69神戸市	0	0
70姫路市	0	0
71尼崎市	0	0
72和歌山市	0	
73広島市	0	0
74呉市	0	0
75下関市	0	0
76北九州市	1	
77福岡市	0	0
78大牟田市	0	
79長崎市	5	本市においては、ここ数年事前協議の例はなく、問題点を評価できない。
80佐世保市	0	0
81熊本市	0	
82鹿児島市	1	特に問題はないと考える。
83岡山市	1	
84宇都宮市	1	0
85富山市	1	
86秋田市	1	0
87郡山市	1	
88大分市	1	0
89松山市	5	要綱による行政指導であり、罰則もなく、事前に協議が無ければ指導できない。
90豊田市	1	
91福山市	1	適正処理が図れるのなら原則搬入することを認めているため、むしろ処理業者の資質が向上した。
92高知市	4	0
93宮崎市	1	
94いわき市	3	実質的に処理業者の県外からの受入量を制限することになり、経営を圧迫する要因になっている。
95長野市	1	
96豊橋市	1	
97高松市	1	流入抑制により問題は発生していない。
98相模原市	0	0
99西宮市	0	0
100倉敷市	1	流入廃棄物の種類、量、発生工程及び性状等の把握ができることにより指導に役立つ。

2 - (1 0) 流入抑制についての今後の方向	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	1 昨年11月に指導指針を改訂しているため、当面見直しの予定はない。
2青森県	2 更に、流入抑制と適正処理を推進する必要があるため
3岩手県	2 首都圏からの産業廃棄物の搬入による大規模な不法投棄事件が発生しており、現行制度のみの対策では不十分なため、条例により規定することを検討している。
4宮城県	1 一定の効果が認められ、問題となっているケースはない。
5秋田県	2 産業廃棄物税を徴収することも検討中であり、「要綱」から「条例」の制定を検討中。
6山形県	4 県外から搬入される産業廃棄物の種類をはじめ廃棄物を取り巻く諸情勢が変化してきている。
7福島県	5 「廃棄物問題検討委員会」で検討中。
8茨城県	1 廃棄物の種類及び搬入量の制限は行わないが、委託処理・自社処理の別及び搬入量の大小を問わずに行ない、適正処分が確実である場合のみ承認し、承認がなければ搬入処分できない現行のしくみを維持していく。
9栃木県	5 必要となる処理施設を県内で確保できるよう努めつつ、首都圏等からの産業廃棄物の搬入について、経済的手法を含めた適切な対応を検討
10群馬県	0 本県発生廃棄物処理の他県依存率が高い現状では、流入抑制を行うことは望ましくない。
11埼玉県	5 強化、緩和ともに検討（制度と効果の比較を行い、適宜見直す）
12千葉県	4
13東京都	0
14神奈川県	0
15新潟県	1 県内産業廃棄物の処理に支障をきたさないように県外からの産業廃棄物の搬入量を把握し、チェックする必要がある。
16富山県	4 近県等の規制動向を勘案し、県外から集中して搬入されないよう検討していく。
17石川県	1
18福井県	1
19山梨県	0
20長野県	2 中間処理を経て最終処分されるものが増加してきているため、中間処理目的で流入する産業廃棄物についても、事前に指導する機会が必要である。
21岐阜県	1 県外産業廃棄物の県内における不適正処理を防止するため、内容をチェックすることができる。
22静岡県	1 引続き県外産業廃棄物の状況把握に努めるため。
23愛知県	1 要綱改正を実施したばかりであるので、見直しの予定はない。
24三重県	1 条例施行後3ヶ月余りであるため、今後状況を見守りたい。
25滋賀県	4
26京都府	0
27大阪府	0 産業廃棄物の処理については広域的な処理体制の整備を図ることが必要と考えている。ただし、感染性廃棄物などの危険性の高いものについては、都道府県単位などの域内で処理体制の整備を図ることが必要である。
28兵庫県	0 産業廃棄物は、都道府県の区域を越えて広域的に移動し、処理されるものであること。
29奈良県	4
30和歌山県	1
31鳥取県	1
32島根県	1
33岡山県	5 廃棄物の適正処理に関する条例の制定を検討しており、その中で県外産業廃棄物の搬入について規制等の措置が検討課題の一つである。
34広島県	1 理由：埋立物について、可能な限り自区内処理を推進するため。
35山口県	0
36徳島県	1
37香川県	5 平成13年12月に廃棄物の循環的な利用を図り持続的な発展が可能な資源循環型の社会を推進するために、廃棄物の循環的な利用を行う事業者は事前協議を行わなければならないことを規定した「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」が公布された。これにより県外産業廃棄物に対する香川県の取扱いの方針が示されたので、今後条例規則を制定し、対応していくこととなる。また、この条例の議決にあわせて、廃棄物についての基本的な理念や施策を定めた条例についてもすみやかに策定するよう決議されたので、廃棄物についての基本的な条例について今後策定作業を進めることとなる。
38愛媛県	1 県内産業廃棄物の適正処理を推進するためには、今後とも県外産業廃棄物の流入抑制は必要と考える。なお、今後ともリサイクル利用などやむを得ないと認められる場合には、事前協議により承認する方針である。
39高知県	5 地方自治の観点から、住民への配慮は必要と考える。関係各県・保健所設置市との信頼関係が何らかの形（制度等）として構築されることが重要ではないだろうか。
40福岡県	0
41佐賀県	1 今後、リサイクル等処理内容に応じ規制緩和を必要も考えられるが、現在見直す予定はない。
42長崎県	4 産廃税の導入を福岡県が具体的に検討している。導入にあたっては、九州各県足並みを揃えることで各県了解済みである。
43熊本県	1 特に問題がないため

		2 - (1 0) 流入抑制についての今後の方向
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
44大分県	3	安全で安定的な処分場経営には、安定的な経営を行える経理的基礎が必要であり、そのためには経営的に成り立つ処理量の確保が必要である。
45宮崎県	5	産業廃棄物の処理は、経済原則を前提として、処理される場所を問わず、適正処理されればよいというのは理想ではある。しかし、現状では、都市部を中心に処理施設の設置が進まず、流入規制を解除すれば、今は余力のある本県においても大量の産業廃棄物が持ち込まれ、県内の産業廃棄物の適正処理に支障をきたすことが予想される。経済原則を前提とした産業廃棄物の処理が確立されるためには、まずは各都道府県において十分な処理施設の能力が確保されなければならない、施設の整備が急務である。体制が整備されていない現状において、県内の産業廃棄物の適正処理を確保するためには、流入規制はやむを得ないものと考ええる。なお、リサイクルの場合の扱いについては今後検討していく必要があると考えている。
46鹿児島県	1	現状で適正に行われているため見直す必要はない。
47沖縄県	0	
50旭川市	1	現状で問題ないものと考ええる。
51札幌市	0	0
52函館市	1	
53小樽市	4	流入抑制の趣旨から政令市を含めた道内全域で取り組む問題である。
54仙台市	4	産業廃棄物の処理が広域化するなかでこれに的確な対応を図るには、本市をほぼ包含する宮城県と共通の認識で対応する必要があるため。
55千葉市	4	千葉県と方針を合わせる必要があるため
56横浜市	0	
57川崎市	0	
58横須賀市	4	現在のところ、流入規制は考えていないが、近隣自治体に動きがあれば、その状況を見て検討はしたい。
59新潟市	4	新潟県にあわせて制度を導入したため
60金沢市	4	現状では見直す必要はないが、他の都道府県・政令市の動向に変化があれば検討すべきと考ええる。
61岐阜市	1	県条例で規定があるので、当市においてもそれに従っていく予定である。
62静岡市	4	県、浜松市と協議したうえで、他の都道府県、政令市の状況を参考に検討したい。
63浜松市	1	
64名古屋市	1	現在の最終処分に係る届出については、実質的に機能していないものの、廃止する根拠はない。一方、中間処理に関しては、本市が搬出超過状態であることから、搬入される廃棄物に対して規制することは難しく、現時点でさらに強化する方向にはない。
65京都市	0	本市の場合、市内には最終処分場がほとんど無いことなどから、市内での処分率は全処分量の35.7%（平成8年度実績値）であり、他府県への依存度が高い結果となっている。このような状態において、本市が流入規制を行った場合は他府県からの信頼が得られなくなる。
66大阪市	0	0
67堺市	0	リサイクルされる産業廃棄物の広域移動は、今後の資源循環型社会の形成のため必要であると思われるため、流入抑制は好ましくないと考える。
68東大阪市	0	
69神戸市	0	0
70姫路市	0	必要と考えていない
71尼崎市	0	0
72和歌山市	0	
73広島市	0	これまで、特に問題となったことがないため。
74呉市	4	県域全体で流入規制を行うような場合には歩調を合わせる必要があると考えている。
75下関市	0	0
76北九州市	1	0
77福岡市	0	新たな施設の設置が困難な状況の中、循環型社会の構築や適正処理の確保のためには、産業廃棄物の広域移動を妨げるべきではないと考えるため。
78大牟田市	0	
79長崎市	4	本市には、もともと処理施設が少なく、域外の産廃は処理できません。要綱は長崎県の要綱を準用しています。
80佐世保市	0	
81熊本市	2	市内の最終処分場の残余容量が急速に減少しており、近い将来流入抑制を行おうと考えている。ただし、リサイクルされる場合は緩和措置も考えている。
82鹿児島市	1	当市の処理能力を超え、産業廃棄物の不適正処理につながる恐れがあるため。
83岡山市	2	現在行っている事前協議とほぼ同じ内容について条例化する予定。
84宇都宮市	4	本市の地域性を考え、栃木県と統一した方針で対応する必要がある。
85富山市	4	
86秋田市	4	北東北3県（秋田・青森・岩手）において、県外産業廃棄物について搬入課徴金を課することが検討されているため、その動向を見て、秋田市においても今後の対応を検討する。
87郡山市	1	

2 - (1 0) 流入抑制についての今後の方向		
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
88大分市	4	本市におきましては、大分県と今後の対応について協議しながら、また他県市の動向も見極めたうえで対応していきたい。
89松山市	4	
90豊田市	2	
91福山市	4	広島県と同一歩調を考えている。
92高知市	1	0
93宮崎市	4	
94いわき市	5	広域的なりサイクルが必要な廃棄物については、何らかの緩和措置を検討することを考えている。
95長野市	5	長野県と歩調を合わせる。
96豊橋市	4	不適正処理未然防止のための効率よい手段を模索するため。
97高松市	4	香川県が循環利用の条例を制定しましたので、調整を図る必要があるため。
98相模原市	0	
99西宮市	0	流入抑制が必要とは考えていない。
100倉敷市	1	現状では現制度が妥当な線と考えている。

	2 - (1 1) 流入抑制の手段、担保措置等 自由記入
1北海道	排出者及び利用者双方からの事前協議を行わせ、単なる処分目的の流入を禁止している。現在までに、指導に従わない事例は確認していない。
2青森県	事前協議をせずに持ち込んだ場合には、企業名を公表する
3岩手県	産業廃棄物を排出する事業者は、県外から県内に産業廃棄物を搬入する際に事前に県と協議を行うこととしており、当該産業廃棄物がリサイクルに資するものである場合には受入について同意することとしている。事前協議をせずに搬入した場合は、当該行為を行った者に勧告の上、氏名を公表することとしている。
4宮城県	県外排出の産業廃棄物を埋立処分する場合は、知事と協議を行い、適正に埋立処分できることを確認することとなっている。
5秋田県	「要綱」により、産業廃棄物を排出する事業者が県外から県内に産業廃棄物を搬入しようとする際に事前協議を義務付けており、承認されなければ搬入できないこととしている。県内に搬入する相当の理由がない場合、最終処分を目的とする場合には承認していない。
6山形県	排出事業者に対して、産業廃棄物を持ち込む際に事前協議を義務付け、事前協議をせずに持ち込んだ場合には、当該行為を行った企業名を公表する。
7福島県	「廃棄物問題検討委員会」で検討中。
8茨城県	特になし
9栃木県	必要となる処理施設を県内で確保できるよう努めつつ、首都圏等からの産業廃棄物の搬入について、経済的手法を含めた適切な対応を検討
10群馬県	
11埼玉県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を指導しており、事前協議をせずに持ち込んだ場合には、当該行為を行った企業に勧告、企業名を公表する。
12千葉県	協議書又は協議届出書の内容が次の各号に該当するときは、必要な指導を行うものとする（搬入停止など）。 (1) 知事の改善指導等を受けている処分業者が設置する産業廃棄物処理施設で産業廃棄物を処理しようとする場合 (2) 千葉県外の産業廃棄物積替・保管施設を経由した産業廃棄物の県内処分等を行おうとする場合 (3) 千葉県外の選別による中間処理施設から排出された産業廃棄物の県内処分等を行おうとする場合 (4) その他法令及びこの要綱に適合しない場合
13東京都	
14神奈川県	
15新潟県	排出事業者が県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務付けており、事前協議を行わない場合は、事業者名等を公表する。
16富山県	特になし
17石川県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務付けている。事前協議をせず、又は虚偽の協議を行った場合には、勧告をすることができ、勧告に従わないときは、公表することができる。
18福井県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に承認を義務付けている。しかしながら、許可品目以外のものや処理施設の能力を超えて持ち込もうとしないかぎり、すべて承認している。
19山梨県	
20長野県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に最終処分のため産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務付けており、十分に減量化等に努めた上で、最終処分を行うよう指導している。事前協議をせずに持ち込んだ場合等には、必要な措置をとるよう勧告し、勧告に従わない場合には当該行為を行った企業名を公表する。
21岐阜県	県外に事業場を有する事業者で、当該事業場において生ずる産業廃棄物を処理するため、自ら又は処理業者に委託して県内に搬入しようとする者は、あらかじめ届け出なければならない。当該届出に係る県外産業廃棄物によって県内において産業廃棄物の不適正処理が行われるおそれがあると認められるときは、当該搬入の変更又は中止を勧告することができる。
22静岡県	産業廃棄物を排出する事業者に対し、県外から県内に搬入する際に事前協議を義務付けており、下記の事由に該当する際は、協議内容の変更等の指導を行う。 ・ 積替え保管場所を経由する等、排出事業者の特定が困難な産業廃棄物であるとき ・ 中間処理施設(選別又はこれに類する処理を行う施設に限る)から排出した産業廃棄物であるとき ・ 改善指導等を受けている処分業者の処理施設において処分しようとするとき ・ 処理施設の処理能力からみて、産業廃棄物の搬入量が不相当であるとき ・ 処理委託契約書等に処分料金を直接処分業者に支払う旨を明記していないとき ・ 法令、この要綱その他これらに基づく指導に適合していないとき ・ その他生活環境の保全上、支障があると認められるとき
23愛知県	県外で排出された廃棄物を搬入しようとする事業者に対し、30日前までの届出を義務付けている。また、埋立処分目的の場合は管理票の写しを送付するなどの規定を設けている。 当該廃棄物を搬入しようとする処理施設が法違反あるいは行政処分を受けている場合、不法投棄又は不適正処分された廃棄物を搬入しようとする場合、その他生活環境保全上の支障のおそれがある場合は搬入停止を勧告する。 違反事業者名及び違反事実を公表する。
24三重県	(1)の回答と同様 なお、届出義務の実効性を高めるための手法としては、届出義務違反に対し罰則を課することが適当であるが、届出がないからといって、直ちに県民の生活環境の保全に支障が生ずることにならないこと。これまで、要綱で県外排出事業者の理解と協力の下、実績を積み上げてきたこと。県内処分業者を介し又は直接排出事業者に指導を行なうこと。などから、罰則を課さなくても十分に実効性は確保できると考え、罰則は設けていない。
25滋賀県	なし

	2 - (1 1) 流入抑制の手段、担保措置等 自由記入
26京都府	
27大阪府	-
28兵庫県	
29奈良県	
30和歌山県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務づけており、原則的に持ち込み禁止を指導している。事前協議をせずに持ち込んだ場合には当該事業者に対する担保措置はない。
31鳥取県	県外からの産業廃棄物の処理を受託するときは、受託する事業者が知事に対して協議する事を義務付けており、量が過大な場合又は処理できない品目の場合について制限をすることとしている。これに従わない場合は勧告し、この勧告に従わない場合は公表する。
32島根県	排出事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を搬入して処理する場合の、事前協議と協議に対する承認を義務づけている。当該産業廃棄物を搬入先（事業者・施設）で適正に処理できないと判断される場合は、承認しない。承認を受けずに搬入した場合は、当該行為を行った者に必要な指導を行い、その指導に従わない者には勧告を行う。その勧告にも従わない場合は、その状況を公表して社会の判断を仰ぐ等の必要な措置を行う。
33岡山県	県外排出事業者に対し、搬入の3か月前までに県内搬入処分事前協議書及び搬入しようとする廃棄物の分析証明書等の提出を求め、必要に応じ排出事業所の所在都道府県・政令市へ意見照会を行って、内容を審査し、搬入先で適正な処理がなされることが確認できれば、承認通知書を交付する。有効期間は2年。処理業者は県外排出事業者と契約締結後、承認通知書の写しの交付を受けて搬入する。担保措置は定めていない。
34広島県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前協議を行い指導している。
35山口県	
36徳島県	事前に県外の産業廃棄物の受け入れ先である業者から協議書を提出してもらうこととしている。
37香川県	平成3年に要綱を定め、県内において県外産業廃棄物を処分し、また保管することを原則禁止し、知事がやむを得ない理由があると認め、かつ、生活環境の保全上支障がないと認めるときはその例外として取扱ってきた。 このような中、資源循環型社会の社会の構築を目指して平成13年12月に制定された「香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例」においては、県外産業廃棄物を県内で循環的な利用を利用しようとする事業者及び県内に搬入しようとする排出事業者に事前協議を義務付けており、違反した場合には勧告、公表のほか、前者については罰則を定めている（施行日は、公布 平成13年12月21日 から1年以内）
38愛媛県	県外産業廃棄物の搬入・処理は原則禁止しているが、リサイクル利用などやむを得ないと認められる場合には、受入側の県内事業者からの事前協議により承認している。承認量は特に一律に制限は行っており、個々の案件に応じて個別に判断している。また、事前協議未承認の無断搬入が行われた場合には、改善勧告を行うとともに、勧告に従わない場合には、事業者名等を公表する。
39高知県	産業廃棄物を処理しようとする処分業者（県内業者）が、県外の排出事業者から処理を受託する場合には協議書を提出することを義務付けている。手段の担保措置は特にない。
40福岡県	
41佐賀県	原則禁止としている。事前協議によりやむを得ない理由があると認められる場合のみ、流入を承諾している。
42長崎県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議することを義務付けており、協議の過程で搬入先を管轄する市町村の意見を徴している。
43熊本県	県外排出事業者は、県外産業廃棄物（年間10t以上）を県の熊本市を除く区域内において処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、県外排出事業場又は処分する施設ごとに、協議しなければならない。処理業者の中間処理施設からの廃棄物であること、受け入れ範囲は九州外であること、県外産業廃棄物の受入量が処理施設能力の30%を超えること等に該当する場合は、搬入の中止、協議内容の変更を指示している。
44大分県	産業廃棄物の排出事業者で県外から県内に搬入する場合に事前協議を義務付けている。当該産業廃棄物の処理が埋め立て処分を前提とする場合等には、中止又は変更を指示することとなっている。担保措置については、特に規定しないので必要に応じ事実上の指導等により対応する。
45宮崎県	県外からの産業廃棄物の搬入については原則禁止とし、産業廃棄物を搬入しようとする県外の排出事業者に対して事前協議を義務づけており、知事が認めたときにかぎり、搬入を承認している。事前協議をせずに搬入した場合等には勧告、これに従わない場合には企業名等を公表する。
46鹿児島県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を搬入する際に事前協議を義務づけており、事前協議をせずに持ち込んだ場合は当該行為を行った企業名を公表することができるようにしている。また、県内の処理業者に対しても、県の指導要綱の徹底を図るとともに、県外の業者にも協力を求めている。
47沖縄県	今後も流入抑制を行う予定はない。
50旭川市	原則搬入禁止であるが、搬入の際は事前の協議を義務づけ、循環的な利用がなされない場合や適正に処理されないおそれがある場合、生活環境保全上の支障が考えられる場合には承認を行わない。
51札幌市	
52函館市	特になし
53小樽市	排出者及び利用者双方と事前協議することとしている。本市では現在まで協議した事例はない。

2 - (1 1) 流入抑制の手段、担保措置等	
	自由記入
54仙台市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から市内に産業廃棄物を搬入処理する際に事前に要綱により協議させ、適正な処理と認められるときは承認書を交付している。当該産業廃棄物の不適正処理が行われた場合等は承認を取り消す。行政指導に応じない場合の担保措置は用意していない。
55千葉市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から市内に産業廃棄物を搬入する際に協議（最終処分）又は届出（中間処理）を義務付けており、自社以外の最終処分場に搬入する場合には協議数量の半量の搬入を認めている。排出事業者が指導勧告に従わない場合はその旨を公表する。
56横浜市	-
57川崎市	
58横須賀市	現在及び過去において行っていない。
59新潟市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から市内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務付けており、処理施設の受け入れ能力等に支障がないか審査している。事前協議をせずに持ち込んだ場合には、企業名を公表する。
60金沢市	県外から県内に産業廃棄物を搬入する際は、排出事業者に対し事前協議を義務付けており、処理施設の処理能力や処分状況から判断し、余裕がない場合等には搬入量を抑制している。事前協議をせずに搬入した場合のペナルティなどは特に規定していない。
61岐阜市	届出内容により個々に指導している。
62静岡市	産業廃棄物を排出する事業者に対し、県外から産業廃棄物を持ち込む際に事前協議を行うよう指導している。事前協議を行わず持ち込んだ場合には、勧告できることとし、勧告に従わない場合にあっては、その勧告内容を公表できることとしている。
63浜松市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から市内に産業廃棄物を持ち込む際に、事前に協議を義務付けており、当該産業廃棄物が積み替え施設等排出事業者が特定できない、また、処理能力以上の搬入の場合等、適正処理が確保できない場合には、搬入を認められない。
64名古屋市長	本市が搬出超過の状態であることから、流入を抑制することは逆に本市内から排出される産業廃棄物の処理にも影響を与えることが思慮されることもあり、特に検討している事項はない。
65京都市	該当なし
66大阪市	0
67堺市	
68東大阪市	
69神戸市	0
70姫路市	なし
71尼崎市	0
72和歌山市	
73広島市長	
74呉市長	具体的な検討は行っていません。
75下関市長	0
76北九州市	
77福岡市長	これまで流入抑制を行っておらず、今後も行おう予定がないため、該当なし。
78大牟田市長	
79長崎市長	特にありません。
80佐世保市長	
81熊本市	(1 0) に同じ
82鹿児島市長	県外産業廃棄物の搬入を行う際は、事前に協議を行い、当市の産業廃棄物の適正処理に支障がないと認められれば承認する。承認事業者は各月における県外産業廃棄物の搬入の状況を翌月の末日までに、市に報告しなければならない。
83岡山市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務付けており、事前審査により持ち込まれる産業廃棄物の実態を把握し、不適正処理の恐れがある場合については不承認を行っている。ただし、罰則規定はない。
84宇都宮市長	栃木県外で発生した廃棄物を、市内の最終処分場に直接埋立する場合に、埋立する廃棄物について把握するため、排出事業者事前に協議することを求めているが、持込について特に制限は設けていない。
85富山市	県外から産業廃棄物を搬入するときに、事前協議・承認を受けることを義務付けている。なされなかった場合は、勧告し、その内容を公表する。
86秋田市長	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から市内に産業廃棄物を搬入しようとする際に事前協議を義務付けており、承認を受けてから搬入することとしている。
87郡山市	福島県外で発生した産業廃棄物を郡山市内で処分しようとする処分業者は、あらかじめ届出書を提出するものとし、届出書が受理された後でなければ、当該産業廃棄物の処分をすることはできないものとする。
88大分市長	県外から、産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者に対して事前に、協議書により協議することとなっている。また、産業廃棄物の処理が埋め立て処分を予定している場合は、搬入の中止及び変更を指示することとなっている。担保措置については、特に考えていないので、必要に応じ指導により対応する。
89松山市	要綱により、市の区域内において県外で発生した産業廃棄物の処理を禁止している。処理をしようとする事業者等には、事前に協議を義務付けており、生活環境保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは処理を認めている。
90豊田市長	排出事業者又は産業廃棄物処理業者は、市外で排出される産業廃棄物を市内にある自己の中間処理施設または最終処分場で処分する前に市長に届け出る。

2 - (1 1) 流入抑制の手段、担保措置等	
自由記入	
91福山市	県外から市内に搬入される産業廃棄物を最終処分する処理業者に対し、単年度計画処理量に対する県外物の処理量が50%以下になるよう指導している。そのため、市内最終処分業者に対し、単年度計画処理量を提出させることとしている。
92高知市	県外から産業廃棄物の処理を受託する処分業者に対し、廃棄物の処理を受託する前に協議を義務づけている。
93宮崎市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から市内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を行うよう指導している。
94いわき市	県外の事業者から産業廃棄物を受託する処分業者に事前に協議を求めており、当該処分業者が示した県外受託割合の枠内で認めている。担保措置については特に講じていない。
95長野市	最終処分業者に対して、県外から廃棄物を持ち込まれる際に事前協議をするよう、義務付けている。
96豊橋市	県外から本市域内に産業廃棄物を搬入し本市域内で処分する場合には事前に承認を得るよう指導しているが、違反した場合の罰則や制裁措置等は行っていない。
97高松市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、事前協議を義務付けており、その内容が妥当だと認められない場合には禁止しています。事前協議を行わずに持ちこんだ場合の罰則等はありません。
98相模原市	
99西宮市	
100倉敷市	排出事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込む際に事前に協議を義務付けており、搬入が継続する場合は2年毎に協議を行う。

0

2 - (1 2) 自区域内物への対応の方向	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
1北海道	4 道内で発生する産業廃棄物は、できるだけ道内で処理することが望ましいと考えており、流出先の都府県等の理解が前提となる。
2青森県	3 流出量が多くないので他県の廃棄物行政に影響が少ないと考えているため
3岩手県	3 自県内処理が原則と考えるが、北東北3県内での自圏内処理を進める観点から、相互に補完し合いながら広域的処理を進める必要がある。
4宮城県	2 自県内処理を目指す。
5秋田県	4 自県内で処理できないものについては、他県業者をお願いせざるを得ない状況にある。
6山形県	2 リサイクル業者を育成し、県外流出を更に少なくすることを検討している。
7福島県	3 必要性が認められない。
8茨城県	3 0
9栃木県	4 必要となる処理施設を県内で確保できるよう努めつつ、首都圏等からの産業廃棄物の搬入について、経済的手法を含めた適切な対応を検討
10群馬県	4 流出抑制の措置を行うものではないが、廃棄物処理の採算性や効率性を考慮し広域的処理が適当な廃棄物を除き、県内の廃棄物処理施設の確保を図り、県内処理を促進する。
11埼玉県	3 排出抑制全般について指導を行っている。個別については受入側が状況に応じて検討した方が効果的。
12千葉県	3
13東京都	0 排出事業者が、廃棄物の排出抑制に努力した上で、やむを得ず発生する廃棄物については、委託基準等に適合する処理委託であれば、流入・流出を制約すべきでない。
14神奈川県	4 「廃棄物県内処理100%」を政策目標に掲げ廃棄物総合対策を進めることとしている。
15新潟県	3 県内への流入量(525千トン H10年度)が県外への流出量(120千トン H10年度)が上回っている。県外への流出量は、産業廃棄物実績報告書を提出させることにより数量はある程度把握している。また、他の道府県でも同様に流入量は事前協議や届出によりチェックを行っているため。
16富山県	3 多様な産業廃棄物の適正処理のため、県の範囲を超えた広域的な処理は必要と考える。
17石川県	3
18福井県	4 指導要綱において、県域内処理に努めるよう定めているが、具体的規制策は行っていない。
19山梨県	4 流入も流出も制約をしていない理由
20長野県	3 産業廃棄物の自区域内の処理が不可能であるため
21岐阜県	4 当県からの主な流出県においては、それぞれ流入規制の措置がとられているため
22静岡県	3 条例において、県内に事業場を有する事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物を自ら処理し又は県内に設置された産業廃棄物処理施設において処理するよう努めなければならない旨定め、指導を行っている。
23愛知県	3 0
24三重県	4 県内で発生する産業廃棄物の処理については、まずは自区域内処理で自助努力すべきであり、県内企業にとって必要不可欠な産業基盤である処理施設の整備を行なう必要がある。そのためには、公共が関与することが不可欠で、廃棄物処理センターを設置し処理施設の整備を行なっている。今後は、自助努力にもかかわらず近隣府県に委ねなければならない部分について、近隣府県協調し広域的処理を行なう必要があると考えている。
25滋賀県	0 0
26京都府	3
27大阪府	0 産業廃棄物の処理については広域的な処理体制の整備を図ることが必要と考えている。ただし、感染性廃棄物などの危険性の高いものについては、都道府県単位などの域内で処理体制の整備を図ることが必要である。
28兵庫県	0 産業廃棄物は、都道府県の区域を越えて広域的に移動し、処理されるものであること。
29奈良県	4 県内で発生する産業廃棄物を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入している現状もあり、廃棄物の県外流出については、今後の検討課題と考えている。
30和歌山県	3 0
31鳥取県	4 公共関与による処分場確保への取り組みなど、間接的に流出抑制対策を検討している。
32島根県	4 むしろ産業廃棄物の適正処理を行うためには、適正な処理施設を用いて優良な事業者が処理を行う必要があり、自区域で適正に処理できないおそれのあるものについては、自区域を越えて処理することも妨げないことと考える。
33岡山県	3 他県等への流出については、搬出先の県等において必要に応じ対応がなされるものであるから。
34広島県	3 0
35山口県	0 0
36徳島県	3
37香川県	3
38愛媛県	3 県外産業廃棄物の取り扱いには都道府県等の実情によって、原則禁止、事前協議制、特に制限なしなど様々であり、受入側の都道府県の方針に従って処理されるべきと考えており、受入側の都道府県等が容認する場合には、排出都道府県として特にそれを制限する考えはない。
39高知県	3 管理型処分場を有していないため、他県で処理していただくほかなく、流出を抑制できない。公共関与の施設設置にも取り組んでおり、できるだけ早期に設置して自区域内処理を行いたい。

		2 - (1 2) 自区域内物への対応の方向
	選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
40福岡県	0	
41佐賀県	4	再資源化や県内処理に努めるよう指導するとともに、公共関与による施設整備等に取り組んでいる。
42長崎県	3	流出先が受入可能であれば、問題ないとする。
43熊本県	3	現在、特に問題が生じていないため。
44大分県	2	生活環境の保全等に関する条例において県内処理の努力規定を定めており、そのための仕組みづくりが必要である。
45宮崎県	3	県内で発生した産業廃棄物は県内で適正に処理されることを基本に考えているが、県外に搬出されている産業廃棄物の大部分を占めている同一企業内処理まで規制する必要性はないと判断するため。
46鹿児島県	3	九州各県においては、一部を除き本県と同様の規制を設けているので、本県が規制しなくても他の規制を受ける場合が多い。また、一部の県からは本県から搬入を承認した場合、通知がなされている（本県においても排出事業者の都道府県・政令市に通知している）。
47沖縄県	0	
50旭川市	3	流入抑制は、必要があるとする地域で抑制を行っているはずであり、抑制の必要はないとする地域への搬出まで妨げる必要はないものとする。
51札幌市	4	市内において処理施設が整備されている産業廃棄物については、市内処理を優先する等の働きかけを業界等へ講じている。
52函館市	3	
53小樽市	4	本市域外への流出であっても北海道内であれば規制はなく問題ない。道外での処理については相手先の都府県等の理解が前提となる。
54仙台市	4	その内容：本市内から宮城県外へ搬出処理されるものについて、普通の産業廃棄物では月5トン以上、特別管理産業廃棄物ではその量に係わらず協議の対象となる。 その理由：域内処理が原則ではあるが、現実的に処理能力その他の点で県内他市町村の施設での処理が必要であり、県域程度に処理が広域化するのには止むを得ない。産業廃棄物（特に特別管理産業廃棄物）の成分・性状等によっては県内に処理施設がないなど、県外での処理が不可避のものもあるが、受け入れ先の県、市での扱いを考え、搬入と同様の事前協議制を採っている。
55千葉市	3	搬入される区域を管轄する自治体の方針に任せている
56横浜市	0	大都市圏では、廃棄物の受け皿が確保できない。
57川崎市	3	
58横須賀市	3	現在、流入規制を行っていないこととの均衡を考慮して、流出規制も考えていない。
59新潟市	3	受け入れ側で問題なければ抑制の必要性はないとするため。
60金沢市	3	他の都道府県・政令市においても流入抑制が行われているため。
61岐阜市	3	自区域内では処理できないため。
62静岡市	3	都合の良い内容であるが、自区域での処理が困難なため市外への流出は必要性を感じている。県下での処理が可能であれば他県への流出はないが、実際には流出していることを実績報告書では確認している。他県の状況を把握しているわけではないが、他県で事前協議等流入規制を行っていれば、排出事業者、処理業者が行っていると考えている。
63浜松市	3	
64名古屋	3	本市域内で処理可能な産業廃棄物の種類や量に限りがあり、流出を抑制することは不可能である。
65京都市	0	(10)で述べたとおり、本市の場合は他府県への依存度が高い。このため、排出事業者等による高度で安全な処理施設や再資源化施設等の設置を支援するなど、排出事業者による自己処理を促進することを課題としている。
66大阪市	4	極力自区内処理を目指すべきであるとするが、最終処分場などは土地がないため立地が難しいので建設は不可能であり、流出の抑制はできないとする。
67堺市	0	流入するものもあれば流出するものもあり、地域エゴは理屈に合わないばかりでなく、資源循環型社会の形成にとってマイナスになると考えられる。
68東大阪市	0	
69神戸市	3	
70姫路市	3	流入も流出も抑制を必要と考えていない
71尼崎市	0	本市は全市が市街化区域であり既に廃棄物の最終処分場を自地域内で設置する余地はない。こういった中で自地域処理を原則とされても困る。ある程度の広域的な範囲内での処理を論議するのであれば理解できる。
72和歌山市	0	
73広島市	0	産業廃棄物の場合、自区内処理が困難なため。
74呉市	0	
75下関市	3	
76北九州市	3	
77福岡市	0	新たな施設の設置が困難な状況の中、循環型社会の構築や適正処理の確保のためには、産業廃棄物の広域移動を妨げるべきではないとする。
78大牟田市	0	
79長崎市	3	市内処理施設は限られており、自区域外の流出は制限できません。
80佐世保市	4	自区内施設で対応できない流入が発生した場合は、抑制を検討せざるを得ない。

2 - (1 2) 自区域内物への対応の方向	
選択肢	理由及びその他の場合の具体的内容を記入
81熊本市	3
82鹿児島市	3 受け入れる側に判断を委ねている状況である。
83岡山市	3
84宇都宮市	3 自区域内での処理が見込めない
85富山市	3
86秋田市	3 産業廃棄物については、排出事業者責任による適正処理が原則であるため、それが担保されれば、特に自区域内処理にこだわる必要はないと考える。
87郡山市	3
88大分市	3 現時点では、流出抑制は検討していないが、今後流入、流出抑制について、大分県とも協議しながら検討していかねばならないと考える。
89松山市	3
90豊田市	3
91福山市	4 流出抑制の措置は現在行っていないが、本市を含むエコタウン構想の中で出来るだけエコタウン内での処理の推進を検討している。
92高知市	3
93宮崎市	2
94いわき市	3 自区域外へ持出している事業者の把握が困難であり、実効性に疑問があるため。
95長野市	3
96豊橋市	3 受入県市において、受入施設の現状に応じた判断をすることが望ましいと考える。
97高松市	3 流出した廃棄物を受け入れるか否かは、受入側が判断すべきだから。
98相模原市	3 現在のところ、制約の必要性を感じていないため。
99西宮市	0 当市において、自区域内で全てまかなうことは不可能（規制をかけた場合の市としての体制が不十分）なため。
100倉敷市	3 制約するならば、流入側で措置を講じるのが妥当と考える。

	2 - (1 3) 流出抑制の手段、担保措置等 自由記入
1北海道	産業廃棄物を排出する事業者に対して、道外に産業廃棄物を搬出する際には、流出先の都府県等の理解を義務付けている。
2青森県	特に無し
3岩手県	
4宮城県	該当無し
5秋田県	検討中。
6山形県	なし
7福島県	-
8茨城県	特になし
9栃木県	なし
10群馬県	
11埼玉県	
12千葉県	特になし
13東京都	
14神奈川県	
15新潟県	(1 1) にて回答済
16富山県	特になし
17石川県	
18福井県	指導要綱において、県域内処理に努めるよう定めているが、具体的規制策は行っていない。
19山梨県	
20長野県	該当なし
21岐阜県	条例において、県内に事業場を有する事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物を自ら処理し又は県内に設置された産業廃棄物処理施設において処理するよう努めなければならない旨定め、指導を行っている。
22静岡県	
23愛知県	0
24三重県	昭和50年代から公共関与により、最終処分場を設置し自区域内処理を進めてきた。現在、廃棄物処理センターによる溶融施設を建設中である。
25滋賀県	なし
26京都府	
27大阪府	-
28兵庫県	
29奈良県	0
30和歌山県	0
31鳥取県	
32島根県	0
33岡山県	廃棄物の適正処理に関する条例の制定を検討しており、その中で県外産業廃棄物の搬出について報告等の措置が検討課題の一つである。
34広島県	0
35山口県	0
36徳島県	
37香川県	
38愛媛県	これまで排出抑制は行っておらず、検討もしていない。
39高知県	なし。
40福岡県	
41佐賀県	指導のみで特に行っていない。
42長崎県	
43熊本県	
44大分県	0
45宮崎県	該当なし
46鹿児島県	産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を搬入する際に事前協議を義務づけており、事前協議をせずに持ち込んだ場合は当該行為を行った企業名を公表することができるようにしている。また、県内の処理業者に対しても、県の指導要綱の徹底を図るとともに、県外の業者にも協力を求めている。
47沖縄県	今後行う予定はない。
50旭川市	
51札幌市	
52函館市	特になし
53小樽市	北海道内以外の都府県、政令市区域に産業廃棄物を搬出する場合には、流出先の都府県、政令市の理解を義務づけている。

	2 - (1 3) 流出抑制の手段、担保措置等
	自由記入
54仙台市	産業廃棄物を排出する事業者に対して、市内から県外に産業廃棄物を搬出処理する際に事前に要綱により協議させ、適正な処理と認められるときは承認書を交付している。当該産業廃棄物の不適正処理が行われた場合等は承認を取り消す。行政指導に応じない場合の担保措置は用意していない。
55千葉市	行っていない
56横浜市	-
57川崎市	
58横須賀市	
59新潟市	検討していない。
60金沢市	(1 2) の回答のとおりであるが、県外搬出について事業者から事前に相談があった場合は、搬出先の都道府県・政令市に事前に問い合わせるよう指導している。
61岐阜市	
62静岡市	0
63浜松市	
64名古屋市	
65京都市	該当なし
66大阪市	過去に感染性廃棄物が規制された際、処理ルートが確立されていなかったことや域内で処理することが安全性等の面から望ましいため、域内で処理できる体制を整備し、流出抑制を行ったことがある。原則として新たな感染性廃棄物の品目を許可しなかった。
67堺市	
68東大阪市	
69神戸市	0
70姫路市	なし
71尼崎市	なし
72和歌山市	
73広島市	
74呉市	具体的な検討は行っていません。
75下関市	0
76北九州市	
77福岡市	これまで流出抑制を行っておらず、今後行う予定がないため該当なし。
78大牟田市	
79長崎市	流出抑制は行っていません。
80佐世保市	
81熊本市	
82鹿児島市	特に無し。
83岡山市	特に予定無し。
84宇都宮市	
85富山市	
86秋田市	
87郡山市	
88大分市	0
89松山市	
90豊田市	なし
91福山市	流出抑制の措置は現在行っていないが、本市を含むエコタウン構想の中で出来得るだけエコタウン内での処理の推進を検討している。
92高知市	0
93宮崎市	
94いわき市	該当なし。
95長野市	該当事項なし
96豊橋市	該当なし
97高松市	現在、今後とも予定はありません。
98相模原市	
99西宮市	0
100倉敷市	事例なし。

3 - (1) 産業廃棄物税の検討状況	
選択肢	
1北海道	1 (北海道内 = 政令市を含む)
2青森県	1
3岩手県	1
4宮城県	2
5秋田県	1
6山形県	12
7福島県	1か2 : 未定
8茨城県	2
9栃木県	3
10群馬県	3
11埼玉県	3
12千葉県	2
13東京都	1
14神奈川県	3
15新潟県	2 (産廃税の必要性を検討している)
16富山県	産業廃棄物税を行うかどうかを含め検討中
17石川県	3
18福井県	2
19山梨県	3
20長野県	3
21岐阜県	3
22静岡県	2
23愛知県	3 (税務部局において調査中)
24三重県	0
25滋賀県	2
26京都府	2
27大阪府	3
28兵庫県	3
29奈良県	1or2
30和歌山県	1
31鳥取県	2
32島根県	1
33岡山県	2
34広島県	1
35山口県	3
36徳島県	3
37香川県	2
38愛媛県	3
39高知県	3
40福岡県	0
41佐賀県	2
42長崎県	1
43熊本県	(研究中) 3
44大分県	1
45宮崎県	3
46鹿児島県	3
47沖縄県	3
50旭川市	3
51札幌市	3
52函館市	3
53小樽市	3
54仙台市	3
55千葉市	12
56横浜市	3
57川崎市	1
58横須賀市	3
59新潟市	3
60金沢市	3
61岐阜市	3

3 - (1) 産業廃棄物税の検討状況	
選択肢	
62静岡市	3
63浜松市	3
64名古屋市	3
65京都市	3
66大阪市	3
67堺市	
68東大阪市	3
69神戸市	3
70姫路市	3
71尼崎市	3
72和歌山市	2
73広島市	3
74呉市	3
75下関市	3
76北九州市	2
77福岡市	3
78大牟田市	3
79長崎市	
80佐世保市	3
81熊本市	3
82鹿児島市	3
83岡山市	2
84宇都宮市	3
85富山市	3
86秋田市	3
87郡山市	3
88大分市	3
89松山市	3
90豊田市	2
91福山市	3
92高知市	3
93宮崎市	3
94いわき市	3
95長野市	3
96豊橋市	3
97高松市	3
98相模原市	3
99西宮市	3
100倉敷市	3

3 - (2) 産業廃棄物に関する条例の検討状況	
選択肢	
1北海道	1
2青森県	1
3岩手県	1
4宮城県	2
5秋田県	1
6山形県	2
7福島県	1
8茨城県	2
9栃木県	1
10群馬県	2
11埼玉県	2
12千葉県	0
13東京都	2
14神奈川県	2
15新潟県	2
16富山県	2
17石川県	2
18福井県	2
19山梨県	2
20長野県	1
21岐阜県	0
22静岡県	2
23愛知県	1 (審議会に諮問中)
24三重県	0
25滋賀県	2
26京都府	1
27大阪府	2
28兵庫県	1
29奈良県	2
30和歌山県	2
31鳥取県	2
32島根県	2
33岡山県	1
34広島県	2
35山口県	2
36徳島県	2
37香川県	1
38愛媛県	2
39高知県	2
40福岡県	0
41佐賀県	2
42長崎県	2
43熊本県	2
44大分県	2
45宮崎県	2
46鹿児島県	2
47沖縄県	2
50旭川市	2
51札幌市	2
52函館市	1
53小樽市	2
54仙台市	2
55千葉市	1
56横浜市	2
57川崎市	2
58横須賀市	2
59新潟市	2
60金沢市	2
61岐阜市	2

3 - (2) 産業廃棄物に関する条例の検討状況	
選択肢	
62静岡市	2
63浜松市	2
64名古屋市	2
65京都市	2
66大阪市	2
67堺市	
68東大阪市	2
69神戸市	2
70姫路市	2
71尼崎市	2
72和歌山市	2
73広島市	2
74呉市	2
75下関市	2
76北九州市	0
77福岡市	2
78大牟田市	2
79長崎市	2
80佐世保市	2
81熊本市	2
82鹿児島市	2
83岡山市	1
84宇都宮市	2
85富山市	2
86秋田市	2
87郡山市	2
88大分市	2
89松山市	2
90豊田市	0
91福山市	2
92高知市	2
93宮崎市	2
94いわき市	2
95長野市	2
96豊橋市	2
97高松市	2
98相模原市	2
99西宮市	2
100倉敷市	2

	3 - (3) 産業廃棄物の処理施設をめぐる紛争					
	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢
1北海道	1	0	1	0	0	0
2青森県	0	0	0	0	0	0
3岩手県	0	0	0	1	0	82
4宮城県	0	1	1	0	0	
5秋田県	0	1	1	0	0	0
6山形県	0	1	1	0	0	
7福島県	1	1	1	0	1	0
8茨城県	1	1	1	1	1	82
9栃木県	1	1	1	1	1	1
10群馬県	1	1	1	1	1	7
11埼玉県	0	1	1	0	0	0
12千葉県	1	1	1	0	0	0
13東京都	0	0	0	0	0	0
14神奈川県	0	0	0	0	0	0
15新潟県	0	0	0	0		0
16富山県	0	0	0	0	0	0
17石川県	0	1	0	0	0	0
18福井県	1	0	1	0	1	0
19山梨県	0	1	0	0	0	0
20長野県	0	0	1	0	0	0
21岐阜県	0	1	0	0	0	0
22静岡県	0	0	0	0	0	0
23愛知県	1	1	1	1	0	7
24三重県	1	1	1	0	0	0
25滋賀県	1	1	1	1	0	82
26京都府	0	0	0	0	0	
27大阪府	0	0	0	0	0	0
28兵庫県	0	0	0	0	1	0
29奈良県	1	0	0	0	0	0
30和歌山県	0	1	1	1	0	82
31鳥取県	0	1	1	0	0	0
32島根県	1	1	1	0	0	0
33岡山県	1	1	0	0	0	0
34広島県	1	1	0	0	0	0
35山口県	0	1	0	0	0	0
36徳島県	0	0	1	0	0	
37香川県	1	0	0	0	0	0
38愛媛県	0	0	0	0	0	
39高知県	0	1	0	0	0	
40福岡県	1	1	1	1	1	1
41佐賀県	0	0	0	0	0	0
42長崎県	0	0	1	0	0	0
43熊本県	0	1	1	1	0	482
44大分県	0	0	0	1	0	82
45宮崎県	0	0	1	0	0	0
46鹿児島県	1	1	1	0	1	0
47沖縄県	0	0	0	0	0	0
50旭川市	0	0	0	0	0	0
51札幌市	0	0	0	0	0	0
52函館市	0	0	0	0	0	0
53小樽市	0	0	0	0	0	0
54仙台市	0	0	1	0	0	0
55千葉市	0	0	0	0	0	0
56横浜市	0	0	0	0	0	0
57川崎市	0	0	0	0	0	0
58横須賀市	0	1	0	0	0	0
59新潟市	0	0	0	0	0	0
60金沢市	0	0	0	0	0	0

	3 - (3) 産業廃棄物の処理施設をめぐる紛争					
	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢	選択肢
61岐阜市	0	0	0	0	0	0
62静岡市	0	0	0	0	0	0
63浜松市	0	1	0	0	0	0
64名古屋市	0	0	0	0	0	0
65京都市	0	0	0	0	0	0
66大阪市	0	0	0	0	0	0
67堺市						
68東大阪市	0	0	0	0	0	0
69神戸市	0	0	0	0	0	0
70姫路市	0	0	0	0	0	0
71尼崎市	0	0	1	0	0	0
72和歌山市	0	0	1	1	0	82
73広島市	0	0	0	0	0	0
74呉市	0	0	0	0	0	0
75下関市	0	0	0	0	0	0
76北九州市	0	0	0	0		0
77福岡市	0	0	0	0	0	0
78大牟田市	0	0	0	0	0	0
79長崎市	0	1	1	1	1	16782
80佐世保市	0	0	1	0	0	0
81熊本市	0	0	0	0	1	0
82鹿児島市	0	0	0	0	0	0
83岡山市	1	0	0	0	0	0
84宇都宮市	0	0	0	0	0	0
85富山市	0	0	0	0	0	0
86秋田市	0	0	0	0	0	0
87郡山市	0	0	0	0	0	0
88大分市	0	0	0	0	0	0
89松山市	0	0	0	0	0	0
90豊田市	0	1	0	1	0	7
91福山市	0	0	0	0	0	0
92高知市	0	0	0	0	1	0
93宮崎市	0	0	0	0	0	0
94いわき市	0	1	0	1	0	7
95長野市	0	0	0	0	0	0
96豊橋市	0	0	0	1	1	
97高松市	0	0	0	0	0	
98相模原市	0	0	0	0	0	0
99西宮市	0	0	0	0	0	0
100倉敷市	0	0	0	0	0	0

3 - (4) 区域外産業廃棄物をめぐる紛争	
選択肢	
1北海道	0
2青森県	0
3岩手県	0
4宮城県	0
5秋田県	0
6山形県	0
7福島県	1
8茨城県	1
9栃木県	0
10群馬県	0
11埼玉県	0
12千葉県	0
13東京都	0
14神奈川県	0
15新潟県	0
16富山県	0
17石川県	0
18福井県	0
19山梨県	0
20長野県	0
21岐阜県	0
22静岡県	0
23愛知県	0
24三重県	0
25滋賀県	0
26京都府	0
27大阪府	0
28兵庫県	0
29奈良県	0
30和歌山県	0
31鳥取県	0
32島根県	0
33岡山県	0
34広島県	0
35山口県	0
36徳島県	0
37香川県	0
38愛媛県	0
39高知県	0
40福岡県	0
41佐賀県	0
42長崎県	1
43熊本県	0
44大分県	0
45宮崎県	1
46鹿児島県	1
47沖縄県	0
50旭川市	0
51札幌市	0
52函館市	0
53小樽市	0
54仙台市	0
55千葉市	0
56横浜市	0
57川崎市	0
58横須賀市	0
59新潟市	0
60金沢市	0
61岐阜市	0

3 - (4) 区域外産業廃棄物をめぐる紛争	
選択肢	
62静岡市	0
63浜松市	0
64名古屋市	0
65京都市	0
66大阪市	0
67堺市	
68東大阪市	0
69神戸市	0
70姫路市	0
71尼崎市	0
72和歌山市	0
73広島市	0
74呉市	0
75下関市	0
76北九州市	
77福岡市	0
78大牟田市	0
79長崎市	0
80佐世保市	0
81熊本市	0
82鹿児島市	0
83岡山市	1
84宇都宮市	0
85富山市	0
86秋田市	0
87郡山市	0
88大分市	0
89松山市	0
90豊田市	0
91福山市	0
92高知市	0
93宮崎市	0
94いわき市	0
95長野市	0
96豊橋市	0
97高松市	0
98相模原市	0
99西宮市	0
100倉敷市	0